

御付紙

書面五郎右衛門元八儀痛所平癒いたし片輪は勿論農業渡世の差障不相成一同無事申分吟味下相願上は願の通下け遺證  
文取之差出右の趣鳥居丹波守家來へも可被及通達候以上

同四年四月

奥州道中鍋掛宿病死人見分味味伺書

去月十六日先御届申上置候私御代官所奥州道中鍋掛宿旅籠屋安之亟方へ止宿いたし候住所不知小間物商人喜八と申もの  
去月晦日曉七つ時頃病死仕候段訴出候に付爲檢使手代差遣見分吟味爲仕候趣左に申上候

住所不知

小間物商人

喜

八

見分書

一 病死

但中丈色黒年齢五十六七歳位眼口鼻常體齒並捕耳大きく髪の毛常體月代禿惣身疵所無之木綿紺淺黄堅縞袴を着し白古  
木綿草帯並白木綿下帯ノ旅籠屋安之亟方に蒲團を敷仰向に成相果罷在候

所持之雜物

一 桐春慶塗脊負箱

内

木 櫛

百六十六枚

一つ

蒔繪木櫛

四十八枚

毛筋廻し

六本

籠甲まかひ櫛

十五枚

同 斷簪

三十七本

同 斷筭

三十四本

同 斷折れ屑

一箱

硝子銅筭

五本

銀 簪 大小

八十六本

銀 筭

一本

銀 差込

二つ

銀まかひ簪

一本

木 筭

三本

白角簪

三本

銀燒付簪

二十七本

箱入硝子鏡

六枚

箱入白粉

五つ

絨じ白粉

六つ

顔 藥

八包

齒 磨

十袋

第四款 檢神第二

- 鬢付油 三本
- 眞鍮金もの 三つ
- 筆入 一つ
- 内古筆三本入
- 小刀 一挺
- 鉄 三挺
- 鐵種 一挺
- 天秤 一通り
- 十露盤 一本
- 矢立 一つ
- 腰鏡 二挺
- 毛拔
- 湯殿山御符 一枚
- 守袋 一つ
- 但札守品々入
- 一印形 一つ
- 一紙煙草入 一つ
- 一同提煙草入 煙管筒付 一つ

- 一眞鍮煙管 三本
- 一錢入 一つ
- 一古鐵物類 一袋
- 一金壹分三朱 但一朱金兩條一朱二朱列取交
- 内金貳朱 惡金
- 一錢五百八拾三文 但眞鍮錢鑼錢取交
- 一替り錢三拾文
- 但鍵一つ付
- 一古木綿茶堅縞裏木綿千草色布子 壹
- 是者喜八病中任申洗濯いたし引解に相成居候分
- 一木綿茶堅縞裏紺木綿裕
- 一木綿紺織色股引 一足
- 一同斷脚半 一足
- 一御納戸綿と口帯 一筋
- 一木綿棒縞小蒲團 一枚
- 一木綿茶堅縞裏淺黃木綿半天 一枚
- 一木綿風呂敷大小 二枚
- 一同 眞田紐 一筋
- 一籠甲細工道具一式紙包 一

一桐油

一枚

一帳面類

九冊

内八冊は村田屋喜八と名前認有之

五拾貳品

合 金壹分三朱

錢六百拾七文

私御代官所

奥州道中鍋掛宿

旅籠屋

安

之

當已四十四歳

安之丞伴

庄

吉

當已二十四歳

同人女房

す

み

當已四十九歳

庄吉女房

み

よ

當已二十歳

口書一通

右のもの共吟味仕候處安之丞儀高四石餘所持仕家内四人暮にて農業の間旅籠屋渡世仕候處去月廿三日夕七時半頃兼て定宿いたし候住所武州川越の由小間物商人村田屋喜八儀罷越前夜は隣郷太田原宿へ止宿いたし候處氣分悪敷今朝は出立候へ共途中手間取漸鍋掛宿迄罷越候旨申聞是迄の通止宿いたし翌廿四日に相成候處彌不快に付早速醫師呼寄  
容請書

本文醫師相糺候處陰症傷寒にて種々藥用いたし候へ共熱氣發兼去月晦日相果病死に相違無之旨申口  
爲見届候處傷寒にて難症の旨申聞種々藥用いたし候へ共追々病體差重候に付住所の儀當人へ相尋候處駢と定候住所は無之候へ共萬一の儀も有之候は、下總國結城大町松本屋佐兵衛儀は年來仕入物等いたし懇意の儀に付同人方へ飛脚相立爲知其模様申之未急速相果候儀とも不心付罷在候處俄に急症に相成去月晦日曉七時半頃病死仕候に付驚入早速組合を以宿役人へ相届一同立會死骸見届候處持の雜物は巨細相改是又立會封印いたし置飛脚を以書松本屋佐兵衛方へ爲掛合候處同人儀は去辰年中病死いたし悴嘉兵衛と申もの相合候は右喜八儀は年來小間物取引いたし懇意には候へ共何方のものに候哉身元不心得旨返書差越一向取敢不申候  
寫差出させ可申候

本文返事見届候處相違無之候

尙又隣郷所々承合候所武州川越高澤町のもの由風聞有之候に付庄吉儀當月七日出立にて罷越右高澤町は不及申外町々迄承糺候へ共一向心當無之

文通寫

本文の趣松平大和守方へ及掛合候處川越高澤町並外町々にも村田屋喜八と申もの無之旨返事差越申候

右始末訴出候儀の旨申立候に付安之丞儀駈と住所も不存一人旅人を宿役人へも不相届度々止宿爲致候段不埒之旨吟味詰の處無申披恐入候旨申之口書差出申候

右之内

組合宿役人共吟味仕候所前書喜八病死之儀安之丞方より相届候に付早速罷越死骸見届所持の雜物は巨細相改立會封印いたし置訴出候儀にて安之丞儀平日實體に付如何と心付候儀は何にても無之旨申之其外申口符合仕候

風聞札書付

近村々相札候處心當怪敷風聞無之旨一同申之候

右一件於場所吟味仕候所書面之通申立手代見分の趣全病死に無相違相見怪敷子細も不相聞候に付(受書)死骸は最寄寺院へ假埋申付所持の雜物は宿方へ相預人相年齢着服等巨細に相認宿外れ往還端へ建札申付置候旨爲檢使差遣候手代申聞候然る上は六ヶ月相立尋來候もの無之候は、建札取除死骸は假埋め儘土葬に取置安之丞不埒の始末は相當の御咎可被仰付候哉且所持の雜物金錢等如何取計可申候哉一件書物六通相添御下知奉同候以上

天保四己年四月

川崎平右衛門

御附札 書後印

書面の旅人病死に無相違怪敷風聞も無之建札申付置候上は伺の通取計天秤印形は其方役所へ取上銀具類は自分方へ差出雜物の内用立候品は相拂外金錢共三兩迄は葬候寺院に爲取若餘分有之候は、御勘定所道中方へ相伺且安之丞儀住所不知喜八は一人旅人に候を宿役人へも不相届止宿爲致候段不埒に付急度叱り置證文取之可被差出候以上

四月

右一件御咎其外落着申渡候節雜物不殘取上の積申渡受證文取之右の内銀具類天秤印形役所へ爲差出其餘は猶又村預申付置支配觸いたし候所近村々望人無之候に付買受申付村直段吟味いたし候處金三兩以下に付寺院へ可爲取段申渡取立候金

錢村役人へ相渡受書取置其段御奉行所へ御届いたし相濟候事

同五年二月

野州八條村地内行倒死人見分吟味伺書

當月二日御届申上候私御代官所野州芳賀郡八條村地内奥州への往來端に行倒死人有之候段訴出候に付手代差出見分吟味爲仕候趣左に申上候

一行倒相果候醫師體坊主一人

但總身疵所無之剃髮にて年齢四十八九歳位中文面長前齒一本下同一本拔眼耳鼻口眉毛常體上に木綿千草染栴檀紋付裏花色木綿繼々綿入間に黒棧留裏花色木綿入下に木綿紺黃堅縞單物を着し淺黄木綿もろ絨帯を、左袂に黒塗草花時繪印籠緒、琥珀根付埋れ木にて中に丸藥少々入紫縮緬服紗一つ花色絹同一とつ有之右袂に木綿更紗小風呂敷一つ紙煙草入一つ有之下帶無之紺木綿股引白足袋草鞋をはき八條村地内奥州への往來端に仰向倒れ相果罷在候所持之雜物

脇差一腰

但身長八寸無銘鮫白目貫銅金焼付花菱縁赤銅菊之彫頭角卷掛柄糸黒切羽鏝金焼付鍔鐵下子透し彫鞘黒塗鳩目無之提緒黒

木綿更紗風呂敷包一つ

内

木綿藍天鷲絨染胴裏麻小紋拾羽織一つ錢二百五拾六文  
厚板織裏黒琥珀鼻紙袋一つ

内

第四款 檢視第二

朽木耕庵寺森田剛次郎と上書いたし候書狀一通

厚板裏黒縹子守袋中に札守入

藥方書付類並紙少々有之

眞鍮喜世留一本

但黒七子喜世留筒に入有之

竹の子笠一蓋

右の品々死骸傍に有之其外雜物無之

村役人口書

右八條村名主吉之助組頭作右衛門百姓代太兵衛一同吟味仕候處村高八十五石餘家數十九軒有之此もの共村役相勤罷在六月十二日朝居村辰巳の方原地の内往來端行倒死人有之候趣往來の旅人咄通り候由の風聞有之候に付一同罷越見受候處居村より五町程相隔候野州谷田貝町筋より同國烏山夫より奥州邊への通路往來端松之木下に醫師體坊主行倒果罷在最早絶命後一兩日も相立候體にて總身堅く相成居候間番人附置訴出候義にて雪中足跡の様子にては去已十二月二十三日の大雲にて右往來通路止り居候を一兩日以前押して谷田貝町筋より罷越寒氣に當り持病等にて差發痛に堪兼居村迄難參前書松木下雪解の場所へ打倒其儘相果候儀にも可有之右に付怪敷風聞等無之且見分の節雜物の内に名前相記候書狀も有之候へ共何方のものに候哉見知候ものは勿論心當り等一切無之旨一同申之候  
右吟味仕候處書面の通申立手代見分の趣も全病死に無相違相見外怪敷風聞等無之且近村々をも爲相糺候處心當の儀無之旨申立候間死骸は最寄寺院へ假埋申付死體の様子所持の品巨細相認村外往來端へ建札申付置候此上六ヶ月見合尋來候もの無之候はゞ札取除死骸は假埋の儘土葬に取置所持の雜物の内脇差は本所牢屋敷入用の積中村八太夫へ引渡其餘の品々

は葬候寺院へ爲取證文取之差出候様可仕候哉吟味書物二通相添御下知奉伺候以上

天保五年二月

川崎平右衛門

御附紙 単人印

書面倒死人全病死に無相違外怪敷風聞も無之上は伺の通取計證文取之可被差出候以上  
同年八月

福原内匠家來檢使立會の儀に付申上候書付

去月二十九日先御届申上候私御代官所野州那須郡中居八木澤村の内八木澤組名主彌左衛門宅へ福原内匠家來の由小川榮吉其外のもの共立入彌左衛門を及打擲候一件内匠方へも掛合の上手代差出當月二日場所着の上同國佐久山宿陣屋詰内匠家來共へ早々場所立會有之候様猶又手代より及掛合候處承知の趣返書差越同日夜に入候へ共立會のもの場所着無之候に付再應及掛合候處内匠方にて右彌左衛門方へ立入候もの共相糺候處同人より申立候小川榮吉小宅又五郎苗字不知友吉と申ものは内匠家來にて小川惠七郎小宅新三郎阿久津友吉と申ものに有之彌左衛門方へ立入候儀は一切無之其外知行所佐久山宿八右衛門組合周助秀藏並私御代官所中居八木澤村の内中居組藏太儀者

本文中居組藏太儀は私御代官所人別のものに有之候所内匠方にて相糺候由申越候私方へ通達も不仕右様取計候筋無之候へ共何れにも檢使立會候儀差越候儀に付右の趣は檢使相濟候上一應内匠家來共心得方承り品に寄其節申上候様可仕奉存候

彌左衛門方へ罷越右八右衛門抱食賣女の儀に付被是及爭論候儀も有之候へ共打擲等いたし候儀は無之檢使相願候始末無之段銘々申立候間立會檢使の儀は相控候旨申越家來へ場所へ罷出不申候段爲檢使差遣候手代申越候内匠家來並知行所のもの共同様申立候共夫々名差彌左衛門より檢使相願候上は内匠家來場所立會見分の上一件引合之もの共一通相糺可然哉に奉存候間同人方へ早々檢使立會のもの差出候様御達被下候様仕度奉存候依之内匠家來共へ掛合文通寫一冊返書三通

相添此段申上候以上

八月

川崎平右衛門

書面彌左衛門方へ罷越及不法候趣同人申立候名差のもの共は勿論立會の家來をも早々場所へ可差出旨福原内匠へ申達置候條可被得其意候以上

同六年正月

檢使立會の儀に付取計方伺書

櫻井九右衛門知行所常州眞壁郡成田村尊像寺儀當月十二日私御代官所同村組頭善藏宅に罷越痘瘡神七五三請方の儀に付同人親藤右衛門と申争同人方に祭置候痘瘡神棚理不盡に引毀及狼藉候に付居合候もの共尊像寺を差押置候由にて右狼藉の始末善藏より檢使願出候に付九右衛門方へ家來立會の儀及掛合候處右成田村に罷在候谷島勇藏と申もの給人格取締役申付置候間右のもの檢使立會に差出候段返書差越申候然る處右勇藏と申ものは當時は悴半兵衛名主相勤勇藏は地頭より格式並取締役申付候由には御座候へ共矢張悴半兵衛同居のものに御座候右様の身分にても檢使爲立會不苦候哉取計方御下知奉伺候以上

天保六年正月

川崎平右衛門

御附紙 豊後印

書面谷島勇藏儀地頭櫻井九右衛門より格式申付給扶持等申請百姓人別相除き家來人別に加り候上は其方手代一同場所へ立會檢使いたし不苦候以上

都て檢使先にて私領家來杯存寄申聞右に付檢使差支候類は其次第にも寄可申事にも候へ共實々難捨置分彼是往答いたし居候ては却て手間取可申儀に付見計早々江戸表へ申遣し御奉行所得差圖取計候方と可相心得候乍併時儀に應じ候取計向に付駈とは難申候前々振合記置候間見合可申事

同九年三月

野州西戸田村變死人見分吟味伺書

當月二十四日御届申上候私御代官所野州那須郡西戸田村百姓吉彌母さき儀同月十日夜變死いたし候訴出候に付爲檢使手代差遣見分吟味仕候趣左に申上候

私御代官所

野州那須郡西戸田村

百姓吉彌母

さ

き

一 變死人

但咽喉横長二寸程深疵一ヶ所其外惣身疵所無之口咽一圓血に染仰向に相成蒲團を冠り坐敷内に相果罷在候

右村

見付人

吉彌組合

百姓代

惣 左

衛門

同人親類にて組合

成四十一歳

百姓

安 左

衛門

第四款 檢視第二

三九三

三九二

右のもの共吟味仕候處見付人惣左衛門は高三石餘所持家内拾人暮同安左衛門は高一石餘所持家内四人暮何れも農業渡世罷在村内吉彌宅は惣左衛門隣家には候へ共在方の儀に付凡五六町も相隔候離家に有之當月十一日晝八つ時頃同人儀農業に罷出右吉彌宅前通り掛り候處居宅戸建寄有之不審に存候内吉彌親類安左衛門儀も罷越是又同様相心得兩人一同戸を明け立入候處吉彌母さき儀蒲團を冠り打臥罷在候間如何いたし候と聲掛候へ共受答無之怪敷存冠り候蒲團を相除得と見受候處咽口中の邊より血走り變死の體に付驚入早速組合村役人へ爲相知猶又此もの共罷越一同立會見届候處喉横長二寸程深突疵一ヶ所有之其外疵所無之絶命後時刻相立候様子に相見尤右吉彌儀高一石餘所持親子二人暮にて農業渡世罷在候處同人儀當三月十五日他出いたし不立歸尤立出候砌組合村役人等へ一向沙汰無之候へ共親類安左衛門家内もの同日村内途中におゐて吉彌儀見掛の儀有之其節知人方へ年始に参り候由申聞立別其後立歸り候を見掛候もの無之尤同人儀馬口勞渡世抔いたし候ものにて六七日位つゝ他出いたし不立歸儀折々有之候間此度の儀も出先にて手間取候儀と存居候處留守中母さき變死に付早速心當の場所へ手配いたし精々相尋候へ共一向行衛不相知右は困窮のもの故借財相嵩欠落いたし候儀にも可有之平日實體にて母さきと親相暮居候ものに付同人變死は吉彌仕業とは不相聞候間得と變死の様子見請候處吉彌方圍爐裏脇に食物喰荒し候體にて鍋等取散し有之全前夜盜賊立入さきを及殺害候儀に可有之勿論家内諸道具紛失有無の儀は相分兼其外手掛りに可相成心當り怪敷風聞等更に無之變死の始末誰仕業とも不相知上は安左衛門儀何方へ對候ても申分願筋無之旨申之候

右  
吉彌組合  
百姓  
久左衛門

同

長

作

名主無之

成四十六歲

組頭

次郎

右

衛門

成三十歲

右のもの共吟味仕候處村内百姓彌吉母さき儀變死いたし候始末前書惣左衛門一人申立候通無相違何もの仕業とも不相知候へ共全吉彌儀他出いたし老母一人にて罷在候を見込盜賊忍入及殺害候儀にも可有之外心當り怪敷風聞手掛等一切之無之旨申之候

右見分吟味仕候處書面の通一同申立さき變死の始末は誰仕業とも不相知手掛等無之候間近村々をも相糺候處怪敷風聞無之同人悴吉彌欠落いたし候も右一件へ拘候儀有之間敷趣一件のもの共一同申立候へ共一體老衰の母を差置欠落いたし候段如何に相聞殊さき變死の始末吉彌行衛不相知上は更同人仕業に無之とも難決儀に付同人行衛は親類組合村役人へ嚴敷尋方申付死骸は假埋爲致置候段檢使手代罷歸り申聞候右は死骸勝手次第爲取置追て手掛り有之次第早々可訴出旨申渡證文取之差出吉彌行衛尋は嚴敷申渡此上三十日限六切相立不尋出候は、其節取計方相伺候様可仕哉吟味書物二通相添御下知奉候候以上

天保九年三月

御附紙 遠江印

川崎平右衛門

書面さき變死の始末誰仕業とも不相知上は死骸は勝手次第爲取置追て手掛有之次第可訴出旨申渡證文取之差出吉彌行

衛尋方申付被置候上は例の通可被取計候以上

四月

是より以下年號月日不明

檢使借梯拔録

檢使先口書見分書并請書付類案文の事

半紙卷に認

御見分書

一行倒相果候何體之女敷一人

年齡何歳位中文色黒く目口耳鼻常體齒並揃髪月代濃惣身疵所無之木綿纏々古袴を着し紺木綿帯白木綿下帯を素足にて

草鞋を敷當村字何々に仰向に成相果罷在候所持之品

一何々 一本

一笠 壹蓋

一何々 壹つ

内 何々一ツ 何々二ツ

何品

是は死體の様子其外巨細見分の趣其儘に認取伺書の發端へ書入可申事に付末に品々有之候伺書を見合にいたし此文例にて見分書可取之

右は當月何日村内字何々に行倒死人有之候段御訴申上候に付爲御檢使被成御越私共爲御立會死骸其外御見分御座候處書面の通相違無御座候依之連印仕差上申候以上

何

何月何日

見付人印

親類印

組合印

村役人印

何之誰様御手代

何之誰殿

前書御見分の上死骸は最寄寺院へ假埋所持之雜物は村方へ御預被成人相年齢着服等巨細に相認往還端へ建札いたし尋來候もの有之候は、可訴出旨被仰渡承知奉畏候以上

(此請書別紙に取候振合も有之候へ共此振合之方可然敷)

右

御見分書

村役人印

當御代官所

何國何郡何村

百姓

た

れ

當何歳

一死骸

疵請人敷

但左脇に長何寸程深疵一ヶ所何々に長何々程の淺疵一ヶ所敷或は突疵痛所打腫杯を書分け誰方に罷在候敷誰方屋敷内に仰向に成相果罷在候

第四款 檢視第二



側に

脇差

壹腰

是は誰所持の分

身長何寸銘何々拵付何々抜身の儘にて所々血に染有之

打毀候品々

一障子

何枚

一戸

何枚

一何

壹つ

何品 (是は前同断)

右は當月何日當村百姓誰方におゐて右誰儀何村百姓誰外何人と口論の上疵受相果 受敷候段御訴申上候に付各様御立會爲御  
檢使被成御越私共爲御立會疵所其外御見分御座候所書面の通相違無御座依之連印仕差上申候以上

何

檢使願人印

何月何日

組合印

相手印

親類印

組合印

村役人印

何之誰様御手代

何之誰殿

何之誰様御家來

何之誰殿

前書御見分の上誰儀は村方へ御預被成疵所無手拔様療養差加若違變之儀等有之候は、早速可訴上且脇差の儀も村方へ御  
預被成候段被仰渡承知奉長候又は死骸は假埋脇差は村方へ御預被成候段被仰渡承知奉長候以上

右

村役人印

當御代官所

何國何郡何村

百姓

誰

當何歳

親類惣代

同

誰

當何歳

村役人惣代

名主

誰

當何歳

組頭  
誰

右申口

當何歳

當月何日村内字何々に行倒死人有之候段御訴申上候付爲御檢使被成御越始末御吟味に御座候

此段誰申上候私儀高何石餘所持家内何人暮にて農業の間何々渡世いたし罷在候然る處當月何日何々

(是者吟味いたし候趣末に伺書品々有之申口の所を見合此文例にて口書可取之)

何々に御座候

親類組合惣代百姓誰村役人惣代名主誰組頭誰一同申上候何々の儀何々前書誰申口の通にて何々御座候

(是者前同斷)

右相違不申上候以上

右

誰

何

何月何日

誰

何之誰様御手代

何之誰殿

(口書一通に相成候分は奥書之)

印 印 印 印

當御代官所

誰 領分

何國何郡何村

百姓

誰

當何々歳

親類惣代

誰

當何々歳

組合惣代

誰

當何々歳

村役人惣代

名主

當何々歳

組頭

誰

當何々歳

右申口

今般誰儀誰に疵被爲負候段訴上候に付各様御立會爲御檢使被成御越始末有體可申上旨御吟味に御座候  
(一人の口書に候は、私儀誰に疵被爲負と認可申候いづれにも此文言は問を出し候迄に付成丈短く可認候)

此段誰申上候何々  
誰申上候何々  
右相違不申上候以上

何  
何月何日

右

誰 誰 誰 誰 誰

印 印 印 印 印

何之誰様御手代

何之誰 殿

(御料所同士は御代官之席順に可認)

何之誰様御家來

何之誰 殿

前書御吟味之趣罷出承知仕候以上

誰 誰 誰

印 印 印

(奥書は訴答引分れ口書二通にいたし候に付訴訟方の口書へ相手方相手方の口書へ訴訟方の奥書印形可取之其外引合  
のもの口書一通は奥書にも及申間敷候)

(輕き引合は始末書左の振合にて爲差出可申候)

(本紙西之内へ下た方にて爲認可申候)

乍恐以始末書奉申上候

誰領分何國何郡何村百姓誰申上候私儀何々の儀に付被召出何々の始末御尋に御座候  
此段何々に御座候

右御尋に付奉申上候處少も相違無御座候以上

誰領分

何國何郡何村

百姓

誰

印

年號月日

囚人預書付振合

差上申一札之事

一 囚人

當御代官所

第四款 檢視第二

一手鎖

何國何郡何村

四〇四

百姓

誰

當何々歳

但御繩付之儘(或は枷を打敷手鎖腰繩にて敷其品を可認)

右のもの儀御吟味中村方へ被成御預隨に奉預候然る上は番人附置私共差添大切に相守可申候萬一違變の儀も出來候は、  
何様の越度にも可被仰付(又は手鎖村預被仰付奉長候御)候依之差上申一札如件

當御代官所

何國何郡何村

村役人惣代

名主

誰

組頭

誰

印

印

年號月日

宛所様

近村風聞糺書付

何國何郡何村地内に當月何日年齢何歳位の男行倒相果候段同村より御訴申上候に付爲御檢使被成御越私共村々近村の儀  
に付御呼出の上死骸見届被仰付候處見知候ものに無之候間猶又村每家別相糺候へ共心當怪敷風聞等承及候もの無御座候  
依之此段以書付奉申上候以上

誰領分

何國何郡何村

村役人惣代

誰

印

年號月日

外

近村々々連印

(右の通呼出書付取候へば追て右の趣其領主地頭へ一通斷置可申筋に付廻狀へ見分書の通人相着服等巨細に認右の通の  
もの何村地内に行倒相果罷在候其村々の内見知候もの心當怪敷風聞有無此廻壯下げ札に相認晝夜刻付を以早々順達留上  
り何村旅宿へ可被相返候と廻狀にて申達候振合有之辯利に候へ共夫れは子細無之相見へ行倒死等の儀にて得と近村の風  
聞可相糺分は呼出候方に可有之候)

(容體書此振合にて爲差出可申候)

乍恐以容體書奉申上候

何國何郡何村百姓誰儀疵被爲負候由にて療治受度旨申越候間早速罷越見届候處何々に疵一箇所何々に疵一箇所都合疵何  
箇所有之候間燒耐にて能洗何々膏打張煎藥の儀は何湯相用候處至極氣力宜敷疵口癒寄申候間追々平癒可仕奉存候併餘病  
變症の儀は誰計奉存候  
右容體御尋に付申上候通相違無御座候以上

何國何郡何村

醫師

何

庵

印

年號月日

宛所様

第四款 檢視第二

四〇五

(出火一件口書振合)

但都て檢使限吟味詰に相成候口書は此口書の振合にて取調可申たとへば何々の段申上候處誰儀は一人旅人に候を宿役人へも不相届止宿爲致候段不埒之旨御吟味請無申披奉恐入候又は右の通申上候處誰儀誰は無宿とは不存候共得と身元も不相糺度々止宿爲致候故既に何々の次第に至村役人共儀も誰方に無宿誰度々止宿致候を不存罷在候段平日心付方等閑故の儀一同不埒の旨御吟味受無申披奉恐入候之類也)

當御代官所

何國何郡何村

百姓

誰

當何々歳

類焼人

誰

右惣代兼

百姓

誰

當何々歳

組合惣代

同

當何々歳

村役人惣代

名主

誰

當何々歳

組頭

誰

當何々歳

右申口

當月何日夜百姓誰物置より出火類焼も有之候段訴上候に付爲御見分被成御越始末御吟味に御座候

此段訴申上候私儀高何石餘所持家内何人暮にて農業の間何渡世候然る處去る何日何時頃誰の灰を取能濕し依に入物置隅へ差置候處右灰に火氣殘有之候哉同夜何時頃右場所より及出火候間驚入聲立候に付隣家は勿論村内近村々のもの共追々駆付相防候へ共折節何風烈敷難消止別紙御見分書の通燒夫仕候へ共全手過の自火にて怪敷儀無之右始末恐入早速菩提所隣郷何村何寺へ入寺仕相預罷在候段申上候處火の元の儀は兼て嚴敷被仰渡も有之精々可入念處取灰より及出火多分の家數燒失いたし候段平日心付方等閑故の儀不埒の旨御吟味請無申披奉恐入候  
類焼人惣代誰申上候何々村御座候

組合惣代誰村役人惣代名主誰組頭誰一同申上候去る何日何時頃村内百姓誰方より出火の旨何々に御座候  
右相違不申上候以上

何

何月何日

右

誰 誰 誰

印 印 印

何之誰様御手代

何之誰殿

(場所限吟味詰に可相成分は

出火 御林野火入 相對死 双方落命 子細無之行倒病死首益 自滅之類 疵受死人相手目殺又は相手不知又は逃去手掛無之類

右の類多分場所限にて到着にも可相成儀に付吟味落有之候ては檢使の不念に相成候間能々念入吟味を盡し跡々まで心障の儀等無之候様可致候たとへ一件のもの申口符合いたし候共怪敷相見又は風聞にても有之候は、其趣有體に御奉行所へ申上候様可致候)

- 一 右見分書口書其外書付類案文は其大略を記し候迄の儀に付右に不泥様可致何れにも書付類取落無之様可心掛候
- 一 出家社人侍等の口書は誰口上右口書と認可申事
- 一 爪印男は左親指女は右親指の事
- 一 張消の處へ其申口のもの、印形可取之
- 一 口書見分書共續手印形可取之
- 一 口書認名順高車主從親子に不拘吟味筋重き者より可認事

一 口書下書にて爲讀聞相違無之哉と相尋置請書いたし候上猶又爲讀聞印形可取之

一 都て口書其外書付類此方にて認候分は宛所何の誰様御手代何之誰殿と可致下方にて認差出候分は何の誰様御手代何之誰様杯と爲認可申候

檢使に付品々心得方之事

一 疵人其外檢使願出候は、訴狀得と熟覽いたし不審の儀等有之候は、願人へ得と承糺猶又訴狀に不拘場所の様子をも逐一に承り萬申候訴狀は郷宿杯願人より承り候儘取急き認候事故認落等有之右に付不都合成儀等出來可申哉も難計候間能々可心付且又疵人變死人等罷在候場所並檢使のもの旅宿に可相成場所も心得のため承り可申候品に寄大村杯者旅宿より場所へ半道又は一里程も隔候事有之左様の砌は旅宿着以前村境より直に場所へ案内爲致候積願人へ申談遣一件拘合のもの村役人一同立會の積場所に控居候様是又申談願人先へ歸村爲致可申候尤其時宜に應し取計可申事にて差定の事には無之併願人は途中案内爲致候に不及先觸にても爲持先へ歸村爲致候方可然候

一 檢使先御届書月番の御奉行所へ差出す尤食賣女其外道中方へ拘り候分は國郡不認東海道何宿とか中山道何宿とか認道中奉行へ差出且又場所口書等も右に准じ國郡不認之事

但先御届書は訴出候姿を以荒増に相認名前等は誰外何人杯と略し相認差出候方重て差支に不相成候間右の心得可有之候且他支配他領相手方に候へば立會檢使の儀先方へ掛合日限を定出立いたし可申先方より掛合有之候分は右同様

に相心得其趣いづれも先届へ認入差出可申候先届振合大略左の通

何州何村へ檢使差出候先御届書  
私御代官所何國何郡何村地内字何々に當月何日行倒死人有之候段訴出候間爲檢使手代差出申候委細の儀は追て可申上候へ共先此段御届申上候以上

何

何 月

何 之 誰 印

何國何村百姓誰疵請一件檢使先御届書

私御代官所何國何郡何村地内におるて同國同郡何村百姓誰儀誰領分何國何郡何村百姓誰外何人其外大勢に逢打擲疵被爲負候段訴出候間誰方へも家來立會の儀及掛合爲檢使手代差出申候委細の儀は追て可申上候へ共先此段御届申上候以上

何

何 月

何 之 誰 印

一 都て檢使先にて吟味可致もの誰々と最初見込を付家内人抔は勿論引合のもの共の名前を認置見分書へ名前落又は口書取落等無之様可心附事

一 吟味可致もの、名前書を爲差出村控の宗門帳へ爲突合可申事

一 白洲は名主の玄關先又は旅宿の庭等へ遊を敷可申事

一 立會檢使は地元にて引請吟味いたし御料私領立會は夫に不拘御料方にて引請吟味いたし候事

一 疵所は物差にて寸尺爲取申候但長何寸程深疵一ヶ所長何分程淺疵一ヶ所抔と認深の寸取口に不及候

一 疵人は其村方へ相預療養可致旨申渡請書取之可申候疵爲負候ものは手鎖にて村預可申付尤疵所重く及死候程歟平癒いたし候ても片輪にも可相成程に相見候は、手當の上召連歸府いたし入牢爲致可申事

一 疵人請答も無之言舌不相分候は、其趣見分書へ認入口書取口に不及最初言舌相分り候節何々の旨申之候親類に爲申立可然事に候へ共品に寄左迄も無之儀を事大造にいたし態と言舌不相分體に疵人へ申含置の儀も多分有之右故相手のものを嚴敷取計候様に相成候間左様に心付候分は親類抔へ利害申聞成丈け疵人の口書可取之乍去右に付檢使手間取候様にては差支候間見計可有之事

一 疵付一件於場所扱入立入内済いたし候は、先吟味日延の書付取之歸府可致候尤石は疵所少分にて追々平癒の上農業渡世差障に相成申間敷相見候分は可然候へ共疵所重く筋骨へ掛平癒いたし候ても屈伸不自由にて農業渡世の障可相成分は次て内済難承届儀に付能々疵所見届醫師をも承糺候上吟味日延の書付請取可申候併吟味日延いたし候共見分書並場所一と通の口書は何れにも印形取之歸府可致候左も無之候ては必後日差支出來可申事と可相心得候吟味日延の書付大略左の通

乍恐以書付奉願上候

何國何郡何村左の名前のもの共並扱入一同奉願上候今般誰儀誰と口論の上疵被爲負候段御訴申上候に付爲御檢使被成御越御吟味中に御座候處右は酒狂の上聊の儀を申争行違の儀も御聞候に付扱入立入双方得と承糺内済熟談爲仕度誰疵所の儀も少分にて片輪は勿論農業渡世之差障可相成體に無之追々平癒仕候間何卒格別之以御慈悲一件御吟味の儀米月幾日迄御日延被成下度一同連印を以奉願上候以上

年號月日

宛 所

双方連  
扱入連

印

一 立會檢使は疵付一件に候共内済いたし右に付領主地頭にても存寄無之候へば御代官にて疵所見届内済相伺手限に相済候間右の心得にて可取扱事

一 疵付一件内済いたし吟味日延書付差出候分は相手之もの手鎖は差免歸府可致候

一 疵人檢使のもの場所着以前歟又は檢使中右疵にて相果候は、右之趣其もの親類村役人より書付爲差出醫師よりも右疵にて相果候の段書付取之死骸をも見届の上早速江戸表へ御用狀を以可申遣候左候へば御役所より右の趣御奉行所へ御届に相成候間其心得可有之事

一 檢使先にて吟味掛のもの逃去候分無宿に尋可申付ものも無之候間此方にて手を廻し穿鑿いたし手掛有之候は、可召

捕事に候へ共有宿は其もの、親類組合村役人へ早速尋方申付檢使相片付引取候迄に不尋出候は、五日又は十日程も見計日限尋申付不見當候は、幾日迄に其段可訴出旨申渡書付取之歸府可致候左候へば手限一件は役所にて猶又尋申付御奉行所へ差出候一件は於場所尋申付置候段伺書へ認入差出候事

但一旦召捕預申付置候もの逃去候分は有宿無宿の無差別無宿は預申付候村役人番人有宿は其親類組合村役人等へ尋方可申付事

一手疵重く旅宿呼寄候儀も難相成程の疵人は場所にて直に口書可取之事

一 疵所見分書へ疵人の印形又は爪印取口に不及候事

一 手當いたし候もの、印形は其もの、親類組合立會の上封じ置候筋に付口書へは爪印爲致候事

一 十五歳以下の男並女無宿乞食は印形無之管下男家人は印形所持いたし候筈も可相心得事

但部屋住のものは多分印形所持不致候爪印にても相濟可申候

一 出所不知首盜行倒死人等は最初見付候ものを呼出幾日何時何用にて何方へ参り候節見付誰へ爲知候哉と相尋申口に隨ひ引合のものを呼出申口符合いたし候哉得と吟味可致事

一 名主組頭百姓代元百姓よりは最初見付候誰より爲知來候に付早速罷越一同立會見届候處年齢何歳位の男女歎惣身疵所無之相果罷在候に付驚入早速御訴申上候儀にて何方のものに候哉村内は論勿近村に承合候處見知候もの並心當怪敷風聞等無御座候全往來のもの急病相發右場所へ立入相果候儀にも可有之哉杯と見込を爲付口書可取之事

一 自害人は刀脇差等の刃物何品にて自害いたし候體無相違相見候哉疵所得と見届能々自他の差別を見極下方のものにも自他の差別見込を付爲申立口書可取之事

一 殺害人相手不知分は能々風聞等聞糺し親類共にも手掛有之候は、少にても不隠置可申立旨申渡吟味無手拔様に可致候他領他支配のものに手掛有之其支配領主へ掛合候内には其もの逃去可申相見手延に難成分は踏込召捕其段村役人へ

も申聞置跡にて支配領主へ掛合可申候へ共御三家御三卿重き御役人評定處一座領分知行の分は左様にも難出來に付何れ江戸表へ申遣御奉行所得御差圖可召捕事と可相心得候

一 出所不知ものも人相年齢着服惣身疵所有無等巨細に見分いたし往還端へ建札申付尋來候もの有之候は、可訴出旨申渡死骸は最寄寺院へ假埋雜物は村預可申付事

一 變死人相手手掛無之其外のものへ對し申分無之候段申之死骸引取相願候は、伺の上雜物一同引渡候儀と相心得一件書物取調可申尤死骸は假埋可申付事

一 檢使先にて他支配他領のもの輕き引合にて一と通手續等承り候迄の儀は場所へ呼出口書取之跡にて其支配領主へ掛合其趣伺書へ認入候て可然候尤是又御三家御三卿重き御役人評定所一座領分知行は左様には難相成候且又引合のもの二日路も相隔候分は呼出候にも不及候其外他支配他領共場所へ參合候ものは居合口書も唱私儀御檢使先に居合候に付始末御吟味に御座候と前文言認入口書取之是又其趣伺書へ可認入等

一 惣て喧嘩一件檢使相願候共場所着以前内濟いたし候に付願下仕度段相願書付差出候は、疵所一と通見分の上子細も無之候は、場所引拂其段御奉行所へ御届限にて相濟候尤私領立會に候は、家來存寄有無承り可申事

一 相對死は不爲葬死骸取捨被仰付候併假埋いたし置可相候且又相對死仕損候體にて兩人共存命の分相對死損と取極候ては御仕置被仰付候に付酒狂の上誰へ疵付無申譯自殺可致と其身へも疵付候趣に口書可取之右の類願下等にいたし度段申立候節も仕損じと口書取極置候ては不相濟候間全酒狂の上とか口論の上取昇候とか相認決て相對死等いたし候所存には無之趣に口書可取之乍併右は檢使のもの取繕候様にては不宜右の通下方に爲申立候様に可致尤も少しにても心障の儀有之候分は格別の事

一 食賣女は抱のものにて其主人の心次第に付年季證文にも變死人者病仕等いたし候共主人の勝手次第に可致旨兼て書載有之ものに付食賣女へ拘候一件は年季證文寫爲差出人主請人遠路に候は、存意糺に不及併人主受人の内場所先へ罷



出居死體の趣存寄の儀申立難拾置候に候は、其趣に隨ひ可取計事

- 一 疵人見分の節疵所手返し等の爲醫師附添居候様村方へ可申付事
- 一 都て檢使先へは必字引を持参いたし可然候取込の砌差掛不斗文字を忘却いたし候ものに付其心得可有之事
- 一 行倒死人米麥等袋に入所持いたし候か面桶頭陀袋等所持いたし候か其外非人乞食に無相違相見候分は不及建札事
- 一 首縊人水死人等は最初其儘にて駈と見分いたし夫より死骸おろさせ或は水中より引上げ得と見分可致事
- 一 首縊は足に血下り鼻をたらし有之ものにて全自身と縊死相果候に無紛相見候哉吟味可致候若怪敷儀も候は、嚴敷可  
遂吟味候都て首縊に不限檢使は自他の差別を見極候儀と可相心得候
- 一 燒死人水死人等又燒爛れ又は水ぶくれ等に相成年齡人相不相分男女の差別のみに候は、其趣を以見分書可認事
- 一 腫物の跡其外床摺等又は瘡候跡有之候は、其通に可認事
- 一 行倒死人變死人所持いたし候書付印形有無共手掛に可相成書付類は可取用其外不用立書物類は反古と計見分書へ認  
可申事
- 一 行倒と捨死骸差別可有之候間心を付見分可致事
- 一 喧嘩一件は双方申口符合不致ものと相心得強て糺に不及其儘に口書可取事
- 一 村境へ懸候行倒人變死人等面を上にして倒たる死人は惣丈三分七分に境へ懸り候共頭の方にて引請可申面を下にし  
て伏候は、足の方にて引請可申候兎角其もの今迄歩行來候方にて死を遂たる也後へ返り候時ははづみにて足前へ出る  
もの也又前へ倒るゝ時者はづみにて頭前へ出るもの也難見分節は兩村引請に可申付候右の通古き書留に有之候處猶又  
江戸辻番組合持場境に右様の儀有之候節御目付羽太庄左衛門へ問合候趣にては足有之候方にて引請候事に候へ共男は  
左女は右の足有之候方にて引請候儀の由挨拶有之候何れ兩村共一件へ拘り候儀は難選儀にて全番人杯の入用差出候差  
別と相聞右様の類彼是申争候は、檢使の心得を以先兩村持に成とも見分差支無之様取計歸府の上御奉行所へ相伺候方

に可有之候

一 檢使先より四人江戸へ召連候は、休泊江戸着日割等相極先觸並御用狀差出可申候且又途中に御關所有之候は、御關  
所手形認相渡可申候囚人は休泊共木錢米代差添之村役人より爲相拂可申當人病氣足痛に候は、山駕に乗せ御定の賃錢  
を以爲繼送可申候江戸迄里數有之場所手鎖腰繩にて差送途中俄に足痛いたし山駕相仕立候様にては差支候間多分山  
駕に乗せ差送候方辨利に有之候尤格別大切の囚人は目籠にて可差送候山駕に乗せ候囚人は羽かいメと唱本繩にて小手  
をゆるし可申候死罪遠島にも可成囚人は足へ枷を打差送可申候左も無之萬一逃去候ては召連人の無念にも相成候且村  
役人へ木錢米代請取帳駄賃帳相仕立御關所手形一同相渡請書取置木錢帳駄賃帳は追て引上げ可申候御關所手形等の振  
合左の通

但囚人は多分出役の手形にて御關所相通候へ共場所に寄り出役の手形にて不相通分も有之候

誰御代官所

何國何郡何村

百姓

た

れ

一 囚人二人

當何歳

何村無宿

た

れ

當何歳

右のもの共儀本繩掛枷を打山駕にて從何國何郡何村江戸迄御關所無相違御通可被成候右は吟味筋有之誰々役所迄差遣申  
候爲後日證文仍如件

年號月日

出立の日を可書加

何々々

御關所

御番衆中

覺

一 囚人何人

外雜物 一包

此人足 何人 但賃拂

右は明幾日何時何國何郡何村差立江戸何町誰役所迄差遣候間途中心附休泊共番人附置不取逃様繼送可申候此先觸御用狀  
一同晝夜刻附を以早々順達何宿より誰役所へ可被相届候以上

何

何月幾日

何の刻

何之誰手代

誰

印

何々誰手代

誰

印

何道中

何宿より

何宿迄

右宿々

問屋  
年寄中

休泊附

何月幾日晝休 何宿

同日 泊 何宿

何月幾日 江戸着

追て休泊にては囚人何人分木錢米代相拂管に付其旨可相心得候以上

山駕之圖

屋根糸堅

松

板

釘

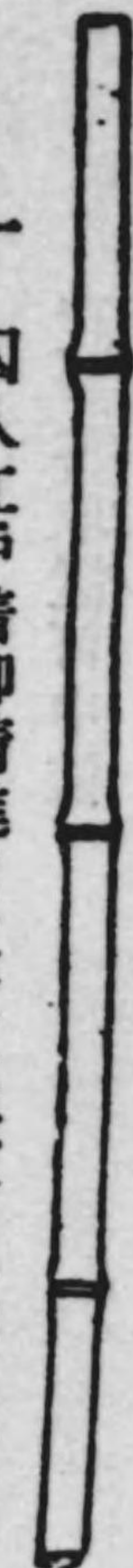
打付

分五寸三

一尺三寸

此札へ何國何村百姓誰何歳と  
相認前へ爲掛申候

荷棒長九尺程



竹折曲

- 一 囚人江戸着御精進日には本所へ牢溜預格に申付面倒に付其心得にて先觸可差出候且何れにも千住品川等の口宿へ一宿の上江戸着の積可取計候尤御奉所へ直に差出候囚人は御精進日相除候に不及候
- 一 囚人名前年齢等委敷相認入牢證文等手操のため先觸一同の御用狀に可申遣候事
- 一 捨子迷子幼少にて言語不相分候は

第四款 檢視第二

近村に相糺書付取之主相知不申候は、村預の上養育方申渡是又書付取之可申候

一 捨子迷子幼少にても言語相分候は、口書取之尤村役人に小兒申立候趣罷出承知仕候處相違無御座候と奥書印形取之可申候小兒へ爪印爲致候には及申間敷候

一 捨子迷子預候時養育方無手拔様仕若貴請度旨申もの有之候か又は違變の儀有之候は、其時々早速可訴出旨申渡請書取置可申候

一 出火見分の儀火元並類焼人村役人口書可取之且手過の自火に無相違敷怪敷火には無之哉と吟味可致事

一 焼失場所家數並延小間其外人馬怪我御用書物高札場貯穀等焼失有無相糺見分書へ可認入事

一 火元入寺いたし罷在候は、吟味の上其儘押込に申付歸府可致若入寺不致罷在候は、押込可申付候且小間三丁

以上焼失は火元手鎖申付置地主家主五人組のものも平日心附等閑故の儀不埒の旨吟味詰歸府可致候

一 焼失場所家數小間等繪圖に爲認歸府可致事

一 都て檢使相濟歸府の上御奉行所へ差出候伺書又は御届書等取調候節萬一見分書口書不行届候か吟味落の儀等有之候ては第一檢使の詮無之伺書御届書とも取纏め兼甚差支可申候依之初心見合のため末へ口書類文例並檢使

に付御達書又は品々伺書類一通づゝ相記し置候間得と熟讀の上手落無之様可心掛候

一 脇差は紐より長一尺五寸位より長脇差と唱百姓共心得違にて右脇差を帶歩行候へば御咎の上脇差は御取上に

相成可申事に付右の心得を以可取扱事

令條拔錄

一 町人召任の男女並借宅の輩自害首縊事訴來檢使を望候節は兩番所言上帳に記之但告來候迄にて申分無之事濟

檢使の望無之時は勿論不及檢使事

一 座頭の事自害首縊論以下奉行所へ斷之届いたさせ其以後番所より檢使遣之岩○者と立會改の事

### 第五款

逃亡 旅宿 旅人 奉公人 諸人 浪人 舊離 第一

此數者は自ら相關係すること尠からざるを以て一處に混和編次せざるを得ず此等の取締には却て今の規則に  
缺典するもの多きに居る

慶長十五年四月二日(後陽成天皇 二代將軍秀忠)

一季居御停止之御條目其外色々

定

一 侍之事者不及汰沙中間小者に至迄一季者を一切置べからざる事

附 奉公望の者も一季と相定出るものは可爲曲事の事

一 新參の者は存分次第可堪忍但其年の切米を取においては翌年の夏迄役儀をつとめ其上者暇を乞べき事

附 御陣御普請御供御使の沙汰有之時暇を乞候儀可爲曲事之旨被仰出上は存其趣不可出の事

一 關東中諸奉公人ろくしやく一圓置べからず差相背輩者爲過料金子一枚可出之事

右條々堅可相守之者也

御黒印

元和四年(月日不) (後水尾天皇 二代將軍秀忠)

蜂須賀阿波守至鎮國法二十三條拔錄(邦人謂之 御壁書)

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 諸人 浪人 舊離 第一

從他國來流浪人の儀勿論文錄三年三月朔日已前の來者は其節有合所可爲末代の住所其後罷職者の儀は拘留者可爲挨拶次第堪忍不成暇乞候者無違亂可遣請代同前に申成候族一向不謂儀に候事

同年(月日不)

蜂須賀阿波守至鎮國法二十三條拔錄(邦人謂之)

走人前後宿仕る者並荷物預候族又は走人を送者宿仕荷預一人送人何も同罪侍小者百姓によらず爲過怠米三石宛走人の主人可召置附走人荷物牛馬以下雖買置十日より内は可爲預物諸事賣買物〇能々念を可入右走人於重科の輩は宿の者其外取持者可死罪縱走人を雖拘留本主無届之前申理於返置は不可有其科付たり送手の儀過錢之外走人を尋出可返無左候は人替を可出並走人於捕來は爲褒美走人の主人似合の禮物可遣の事

同年(月日不)

蜂須賀阿波守至鎮國法二十三條拔錄(邦人謂之)

慶長十年以前他國え走者の儀は其身望次第可選所當國え可還住者同十四年に國中相觸之條罷直る者に從故郷不可有違亂候但今日より罷直る者の儀は如右定文錄三年三月朔日居懸の所え一座置附たり同十四年以前に當國え令歸住者の儀は可爲故郷候事

同五年二月十日

覺

一 暇こはずして欠落仕候者當主人え相届可召返但御陣上洛御普請の時は堪忍仕罷歸候て可召返併曲事致缺落候もの儀は爲各別之條其趣可令言上又は左所々に引籠罷在の輩は(慶延令條に引籠(有之輩はに作る)其所の代官に(條令には地頭代)可相斷事(條令には相改む)べと事にする) 一 欠落者の請人の事右申定條切米程請人より(條令には請人の)方より作る) 主人へ可出事

一 御陣御上洛御普請の砌欠落仕候もの別て曲事也依之請人よりたづね出し主人の方へ可相渡若於不叶者請人方より爲過料右約束の切米一倍主人の方へ可出過錢不出者をは百日可爲籠舍事 一 欠落の者に他所にて取替を出し候は取替出し候人の損たるべし請人なくして人を抱候事越度たり上如斯也但請人有之者を抱置におゐては請人の方より彼出し候取替程宛前後の主人え可出之たしかならざるもの、請人にたち候事依爲曲事也

一 公儀御法度相背欠落仕候重科の者の請人の事本人をとらへ可出候(慶延令條には出)若於不相叶者可爲成敗事(令條に御成敗)に作る) 右々可相守此旨者也(慶延令條に) 據て補ふ)

寛永二年十二月(後光明天皇) 三代將軍家光)

覺

一 來年御上洛に候の間前廣より抱置候奉公人暇を出し申間敷事 一 請人は此前の者を直にたてさせ自然欠落等いたし候は勿論右の請人可爲曲事(令條記には右)但給分は此前のごとくたるべき事 一 未進方に置候ものは格別候の間約束のごとくたるべく事

同七年七月十三日(明正天皇) 三代將軍家光)

山城國在々所々まで牢人不拘置様に毎年可改事

同九年三月

定

一 宿賃の事薪の代ともに一人に付六文馬には十文たるべく事

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 舊離 第一

附 人馬の宿賃以來御定の外増錢取もの有之は三十日可爲籠舎並其町の年寄過料として五貫文其外は家一間より百文づゝ可出候事

- 一 増錢の事一駄に付一里に二十文但山川有之所には増錢加之
- 一 人足賃は馬の半分たるべき也(寛文三年にも是と大同小異の教令あり)

同十年(月日不分明)

板倉政要掟書拔錄

- 一 欠落の者をくりたる輩可爲曲事事
- 一 欠落の者受人の事可隨科の輕重事

同十一年七月二十八日

今度在々所々御領私領共に侍分の浪人有之者具に相尋住所並姓名を書付可差上の旨被仰出候浪人少しも氣遣ひ成儀にては無之候此以前何方に罷在何と申浪人何程有之との御尋に候又主人かまひなく在付度者は其身の心次第有付可申もの也

寛永十一年七月二十八日

右者御上洛の節京都におゐて被仰出之

同十九年七月七日

新太郎様御世被仰出之覺拔錄(此題は備藩曲刑より拔錄するものなり以下倣之)

浪人拘留間敷候不遁間におゐては年寄中迄相尋可任差圖勿論背公儀浪人又は構有之仁かくし拘留に至ては曲事可申事

同年同月同日

新太郎様御世被仰出覺拔錄

扶持を召放の輩家中立退候砌誰々によらず見廻中間敷候但於親類は年寄中へ可相尋之付家中逐電の者縁者親類たりとも

許容仕間敷事

同年九月九日

新太郎様御世被仰出之覺拔錄

請人無之者に一切宿をかし申間敷候但往還人一夜はかし可申候二日共逗留仕候は、町奉行郡奉行え可相届並手負人手判無之には宿をかし申間敷事

同年同月同日

新太郎様御世被仰出候覺拔錄

下々奉公人の儀人改奉行兩人より上中下に隨ひ先年段々被仰出如御法式支配を定め人別に札を付出し有付様に可仕候但定より内は可爲相對次第事

同年同月

法式拔錄 (警嚴叢書)

村々百姓逐電の様五人組同村組連判年々改可申付候其上にても若走り人於有之は親類並に連判の者として相尋出次走百姓科人の宿致し荷物以下馳走仕者並送り申者於有之は爲過怠任先例米一石同其村中百姓家一軒に付米一斗つゝ可出之事  
寛永年間(年月日不分明)

板倉政要拔書京都町觸拔錄

武士之牢人不可隱置事

右件の輩以前重々堅く御法度に候猶以可存其趣若し背此旨於隱置者主の儀は不及云町中可爲曲事嚴密に可致其沙汰事奉公人沙汰の事先糺證據可被抱置事肝要也噓者孤獨の者不慮に罷越其者口上次第抱置所彼者其以前何様の雖働不儀仕自何方も無其沙汰者當主人に難懸其科若對當主人抽莫大勳功主人者別て可行忠賞と難令存自先主人構在之由於被申届者勿

論無異儀可返渡之假令對其者徒當主人之恩賞には自然彼者可被及折檻儀候とも至不守御法度の儀候者被宥置事偏頼存由隨分先主人え相理り主従令嘉悦還住純熟之行を可相催肝要也雖然被者對先主人重々於罪科右之者不可及其扱事

附 自當主人似合之扶持宛行候共本主人え還住之節其沙汰在間敷哉之事

宿かし候事請人なくして宿かし候は、此以前のごとく家可爲闕所事並に幼少なる亭主後家所には一夜の宿たり共職をも不仕妻子もいたさるものには縦受人有之とも宿かすまじき事一夜の宿たりといふとも能く吟味仕かすべし並借屋かし候共一箇月切にかすべし月半に俄に宿をかへ申におゐては此方へ申來るべしきわめの一箇月過自然他所へ宿かへ候は、最前の宿よりさき、の町へことわり可申置事

承應元年十月十一日(後光明天皇 四代將軍家綱)

今度諸浪人宿の御改に付自然氣遣仕儀可有之聊以御とがめ子細無之候又所を御拂候儀にても宿主にも御構無之間如前々宿かし可申候然共面々在所當町中者町奉行所寺方は寺社奉行所江戸廻御代官所給所者其代官其給人の帳に付宿をかし可申候以來新規にかし申とも右の如く帳面に付かし可申候諸奉公人事前に拘置候浪人も其筋の支配の帳付可差置之候以上右の御書付承應元年十月十八日に出殿中寺社奉行町奉行御勘定頭並伊奈半十郎野村彦太夫え御老中被仰渡候以上

同二年正月二十八日

若黨中間草履取六尺以下其外下女惣て一季半季居の出替の者來二月前に有付申べく候十五日以後左様のものゝ宿仕候は、可爲曲事候若よしみ有之のがれざる者は兩御番所へ参り帳に付宿かし可申事(明曆二年二月にもこれと同文の敷令あり)

同三年十一月十二日

東叡山下知條々拔錄

於寺中諸浪人並不審成者不可拘置之

但無據浪人の儀は其趣御門跡へ申届其上得寺社奉行差圖可任其意事

明曆二年八月(後西天皇 四代將軍家綱)

板倉政要補遺定拔錄

關宿領町奉行郡奉行並其所の莊屋へ届なくして年季の事は不及申一季居たりとも一切他所へ奉公に出すべからざる事

同年同月

板倉政要補遺定拔錄

他郷の百姓致流浪其所へ來候は在所を聞届其所の莊屋百姓に相尋無相違者には則何の郷の百姓致流浪來候付て何時誰置候と斷其上置可申事

同年同月

板倉政要補遺定拔錄

其郷に浪人久敷引込居候か他所より参り候共其郷に久敷罷在候は有様に申其上置可申事

同年同月

板倉政要補遺定拔錄

諸浪人一切置申間舖事

同年十二月九日

覺

町中家主店借出居衆等に至まで欠落者過分の買掛りに纒の諸道具又者商物の賣懸書置に致立退以來者身らくに罷成候ものも有之様に相聞え候

右の欠落者連々借金多不及是非ものも可有之候又者兼々の存立に而あはぬ買懸り仕俄に立退候者は自今以後店受人に掛り捕急度可遂穿鑿者也

同三年正月晦日

一季居之輩如例年の出替の節暇を出し候は、今度火事に付て先々可令迷惑候間給分扶持方食物等の不足候共其儘可堪忍乞申候は、可差置勿論暇を乞候は、可出の由最前雖相觸候當年者一季居一切暇を不可出去年の給扶持にて前々の請人を以可召置候若請人を可取替と申候はば可任其意候但主人相對にて暇を出し候儀は不苦候事(寛文九年正月廿九日に  
も是と同文の教令あり)

同年二月

於道中萬事非義並押買押賣不仕候様に下々へ堅可被申付事

同年十二月二十日

一季居の奉公人當年の請人を立給分同前にて來年も召仕ふべし其者は勿論請人及異儀者曲事たるべし並札を持すして日用人足に出べからず自然於相背者穿鑿の上科の輕重により可行罪科者也

十二月 日

奉

行

右の趣被仰付候間來年も一季居の者召仕申度於者右の請人を差置可申候若請人並一季居の者異儀申候は、兩御番所え御訴訟可被申候以上

右御高札の寫十二月二十日御觸町々月行事證文差出す

同年(日月不分明)

御觸

男女によらず欠落もの郷中へ參候は、押置早速可申上候猶以先々より構有之由届有之者は早速寄合吟味いたし申上得御下知可申候惣てあやしきものは不及申一人者に一夜の宿も貸申間敷候親類縁者好身のもの他所より致浪人參候は、何障儀なく不苦ものは名主並年寄五人組寄合穿鑿いたし慥成證人手形取之差置可申候事

同四年二月十五日(此年四月十三日  
日萬治と改元)

覺

若黨中間六尺小者浪人に而有之候者二月晦日より以後宿貸し申間敷事

萬治二年正月十八日

一季居の奉公人の宿二月二十日限りに可仕候若日數過過宿仕もの候は、過錢十貫文或は籠舎可申付事

同年七月九日

浪人に宿借し候は、慥成請人を取宿借し可申候其上兩御番所え御斷可申旨被仰出候間左様相心得可被申候勿論むさと致たる者に宿借し申間敷候少しも違背仕間敷候以上

同年(日月不分明)

覺

奉公人の請人に立候者は其奉公人の國所を承届請人に立可申候自今以後左様に相心得可申事

右者七月二十八日御觸町年寄衆にて月行事致請判候

同三年二月二十九日

覺

一季居の奉公人當月二十日切に有付可申候旨度々相觸候末左様の浪人於有之は早々御番所え御斷可申上候旨町中相觸一季居之奉公人宿仕候者共に急度可申付候少しも油斷有間敷候者也

同年一月八日

道中宿々えの下知狀

一 御高札の趣其外御法度被仰付候品々違背の族有之者道中宿々年寄其日の月行事等可被行曲事之旨可存其旨事

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 齋離 第一

- 一 今度御添札の通宿々難有可奉存候彌以道中往還之衆風雨の時分も縦何様の儀候共公儀御用者不及沙汰下々の儀たりと云共不存疎略人馬無滞出し可申事
  - 一 博奕打其外いたづら者宿中無油斷相改之可申候勿論遊女置申間敷候若置候は、其女其所の守護人御代官へ可申出候從此方改出候は、彼女も可被行曲事尤其所の莊屋年寄名主五人組迄悉可被行曲事事
  - 一 川越錢の儀其時々問屋所にて備ひ賃を相定高直に無之様に急度可申付候水出川越候段は問屋より川端に人を付置近處の村により川越出候とも問屋相定候やとひちんの外多くとらせ申まじく候自然於致違背者後日に相聞と云とも問屋年寄月行事等可被行曲事別て人通り多き時分又は風雨の節晝夜共に油斷仕まじき事
  - 一 荷物の上に葵の御紋立札に不仕様に常々往還の輩に宿々にて可申渡之事
- 附 町人荷物國大名の似せ札仕へからざる事
- 右條々道中宿々にて急度可申渡者也

寛文元年正月十五日

被仰出拔録(備藩典刑)

御家中下女はした出替先年雖被仰出獵にて末々迷惑仕候と聞召候間急度相改先主の手形無之女は不召抱候様かたく申含切手置に可仕候事此段先年より被仰出候年數立候へはおこたりがちに候間當年より二季の出替以前に番頭より可相觸候事

同年六月初日

男女召仕の者抱置候砌或三月二日より十二月二日迄日切の請狀致させ抱候處翌年も亦抱候約束にて日限の外指置請狀未取直内に取逃致欠落候輩主人より右の請人に懸り候義理不盡に候間左様の出入訴候は、必主人失墜に可被仰付旨御奉行所にて御定候在々に至迄其旨相守急度請狀取直し召抱可申候年季に置候者も同前候但質物に差置返金不濟故日切の外抱

候者致欠落候は、可爲各別候右之旨從跡々被仰付候へども獵に候間自今以後堅可相守由被仰付候以上寛文十一年五月廿一日にも是と同文の教令あり)

同三年三月初日(靈元天皇 四代將軍家綱)

備藩道中法度書

- 一 公儀御法度條專可相守事
  - 一 道中於御關所猶以不作法無之下々迄可入念事
  - 一 諸大名衆行逢の時下馬無禮無之様下々共可申付事
  - 一 道中於泊々下々猿成儀無之様申付宿賃以下儘に相渡亭主切手可取置事付 杏草鞋によらず買物の代相渡賣主に相斷可罷通事
  - 一 他所衆町人並宿主杯と申事於仕者此方の者可申付事付 如何様の事有之候共下々一圓不可出合此旨主々下々迄堅可申付事
  - 一 山坂並船渡にても他所の者に不可混亂付 繼馬かり替候共理不盡の族有之間敷事
  - 一 人返の儀他所より届候は、可返遣候此方の者は重々相届け其上を以可請取候若又及異儀は重て彼主人へ相斷於手前申事無之様可仕事
  - 一 道中何方にても無逗留何も一等に江戸え可參着事
- 右之旨堅可相守者也

同四年九月十七日

駿州久能山下知狀拔録(參州風來寺下知と  
是と同文の條あり)

浪人并不慥者不可拘置事

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 舊障 第一



同五年十一月九日

覺

元吉原町湯島六町分本郷六町分の町家に借屋店借りのもの共方出店衆と名付徒者數多抱置人請出入其外出事出來仕候間出店衆一人も差置申間敷候若出居衆置申候は、家主方へ出居衆方より直に店請手形を取置店衆同前に仕差置可申事

同六年十月

町中に人請に罷立候者の手前に今程出居衆奉公人差置候は、家主五人組立合相改今月中に出居衆一人も不殘拂可申候若でい衆出入候て他所より斷有之者候は、一口二口の出入の儀は其でい衆の宿請人に申付埒明させてい衆は早々拂可申候出入三口有之出居衆其様子御番所へ訴訟可申上候右の趣少も違背申間敷候事

同一年十一月

一人請に立候て方々より届有之もの又手鎖にて預候もの遂穿撃候處大形不殘屋守屋敷に候自今以後欠落もの、届有之は屋守早速内所にて可相濟候若兩番所へ斷有之は請人をば手鎖をおろし惣店の者に預け毎日封印を改させ屋守をば籠舎に預可申付候但し内所にて不相濟分有之者は格別の事

一 奉公人請人共欠落候は、家主手鎖をおろし其棚中の者に預け毎日封印を改めさせ店請人に日切をいたし尋させ可申事

右の通り來月朔日より可申付候間家守の者共に可觸聞者也

同七年三月二十五日

下々欠落いたし候刻領主の家來又々代官へ申達早々追手を懸へき事

同八年正月二十七日

覺

一 如例年の一季居の奉公人當二月晦日切に有附可申候二月晦日過候は、宿借し申間敷事

附 去年も相觸候通人請に立候者親類縁者同在所慥成もの又知音好身有之者は慥成下請を取罷立可申候尤一目知人行衛不存もの一圓に人請に立奉公に出し申間敷候事

一 跡々相觸候通奉公人致欠落主人より届有之は早速内證にて可相濟候若御番所へ斷有之候は、請人をば手鎖をかけ惣店中へ預け毎日封印改させ自身家持候は、閉門家守屋敷に候は、家守籠舎可被仰付候前方相觸候通内證にて可埒明若内證にて不相濟譯け有之者は格別の事

一 町中借屋店借り地かり候者方に出居衆と名付徒者數多抱置人請其外出入出來候間前方相觸候通に出居衆差置候は、家主方へ斷申出居衆より直に店請手形家主方へ取置店致衆同前差置可申候自然家主にかくし出居衆差置もの於有之は急度曲事に可被仰付之事

同年五月

松平少將定信京都へ發達の時家中への觸書拔録

旅宿並京都大坂其外逗留中互に出會無用相宿の者共酒など給合候事急度可致制禁候後日に相知候は、可爲越度事

同年十一月

板倉内藤正重矩大坂定番を命せられし時道中の法度

- 一 兼て如申付御公儀御法度堅可相守事
- 一 兼て如申付荷物御公儀御定の外少も重仕間敷事
- 一 御公儀如御法度押買押賣諸狼籍仕間敷事
- 一 兼て如申付上様御衆へ少も無禮仕間敷候道中にて逢申候刻者何時にも下馬仕存知候衆に候者つくばる可申候不見知

御方にても下馬仕臨へ寄御通以後可罷通事

一 兼て如申付法度并覺書の趣彌堅可相守事

一 他所の往還人并宿の者は不及申傍輩たりとも喧嘩口論仕間敷候

附 問屋馬差船頭馬方何様の輕者に至迄も非分の儀者勿論少もかまひ申間敷事

一 兼て如申付宿札次第旅宿可仕候并亭主え少も非分仕間敷候並駄賃錢急度相濟可申事

一 兼て如申付本陣の外無用向旅宿出他所え參間敷候并門立惣て旅中少も不作法仕間敷候

附 用有之て出候刻年寄共え斷又頭有之者は頭え斷頭無之者は目付え斷可申事

一 兼て如申付宿々の内え大事有之は役人は其役儀支配仕候其外の輩者本陣え馳集り可受下知事

一 兼て如申付路次往還無之方を傍輩中一列に片付可罷通事

一 兼て如申付馬繼船渡他の往還人に者不及言爲傍輩中とも先次第に可仕事

一 若馬無之者は有次第路より可參候又不通候て不叶刻者荷物預置手形を取可罷通事

一 於晝休又泊 宿内他所の者喧嘩口論仕候共無下知内一切出合申間敷事

一 諸事に付御役儀の以御威光毛頭驕申間敷事

一 右ヶ條の内又者に申間候儀其主人堅可申付事

右之條々堅可相守若於相背者可爲曲事者也

同年十二月二十三日

覺

一季居の者於江戸三月五日出替に被仰付候於其許も右の通り向後は被申付可然候委細石丸石見守へ申渡之候以上

板倉内膳正

土屋但馬守  
久世大和守  
稻葉美濃守

青山因幡守殿  
米津出羽守殿  
安部丹波守殿

同年同月二十六日

奏者御番 御留守居衆 大目付 町奉行 御作事奉行 諸番頭 物頭 御目付 御歩行頭

右一同招之來西年一季居の者出替の儀仰出之趣老中傳之所謂(御書付寫には今日御老中被仰候候は一季居の者の儀何も願儀通達障にも罷在候は跡々の通可被仰付候右) (上聞候得者來年先三月切出替の儀被仰付候乍去在々の者の痛其外の趣面々組中えも可申渡候以上とあり)

覺

一季居の若黨に者中間例年二月二日出替りたりといへども先來西年は今年の請人手形にて御旗本の分は三月五日迄可差置之若及異儀族於有之は其請人迄可爲曲事者也

(十三本御制法には右は御目付中觸之とあり正實事録には右の通仰出候間當年は給分にて來年三月五日迄一季居の分は奉公爲相勤可申候勿論當年の請狀には來三月五日迄請人立可申旨被仰付候に御請負申上候間町中家持は不及申借家店借地借下々に至るまで爲申聞急度相守可申候少も違背仕間敷候爲後日町中連判手形差上申候仍如件とあり)  
(延寶八年十二月二十日にも是と同文の教令あり)

同年(月日不)

町中へ年々申觸候事

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 齋離 第一

一人請に立候もの儘なる人主並下請人を撰手形を取請に立可申候儘なる人主下請人を不取請に立候者有之候はは可爲  
曲事

一行衛不存もの又は欠落人など請人宿所へ引込置奉公に出すもの有之間大屋家主切に相改左様な類のもの抱置候は、  
早々番所え召連可罷出候若わきより相聞候は、大屋家主可爲曲事

請人申付様の事

一 欠落人六七ヶ所より多届有之請人をば入籠申付十二ヶ月過不埒明者は二十里四方追放いたし若立歸罷在候は、召捕  
さらし候て斬罪に申付候勿論重科ものをば不及追放令誅戮事

一 同四五ヶ所より届すなく分は請人に日切の手形申付欠落者を尋させ出候へは手鎖を懸け封印をいたし封印を改其  
上尋出候へば欠落人を主人え遣し成敗いたさせ請人をば手鎖を免候尋出候事不罷成時は金子にて埒明申候請人の様子  
により繩しばりにいたし預け候も御座候事

一 少給の方の請人は尋させ候に不及日切をいたし取替の金子取逃の雜物代出させ埒明候若滞候へは是も手鎖をかけ濟  
させ候事

以上

同九年正月

舊冬御觸の通り一季居の奉公人の事町人召仕も一季居の分は同前儀に候間左様に相心得此三月五日迄去年の請人にて召  
仕尤に候當春召抱一季居も勿論來三月五日迄の約束に仕召置尤に候町中家持は不及申借屋店借り等まで此旨急度相守可  
申候大名衆家來等も江戸請人の分は右の通相守可申候御旗本計の様に相心得候もの有之由相聞候に付重て如此相觸候事  
同十年二月九日

去年相觸候通一季居の奉公人改(大成令補遺には)三月五日切の約束に相定差置可申候以來被仰出無之内は年々右の通に相

心得可申事

同十三年正月二十日

一季居の奉公人近年三月五日に出替被仰付候處諸國在々にては今に二月二日の出替有之由に付今度諸家中國々在々とも  
に一季居三月五日に出替可仕旨被仰付候間自今以後一季居の奉公人同人請に立候者此旨相守諸家中并國々在々え奉公人  
遣之候は、三月五日之可致出替候少も違背仕間敷候事

同年同月

一季居の若黨小者中間出替りの事御旗本方向前に向後は於諸國も可限三月五日之旨一萬石以上の留守居へ今日於殿中大  
目付中申渡之

同年二月六日

覺

下々出替の儀彌三月五日切たるへし但國々知行所のもの相對次第いつにても不苦諸大名家來たりといふとも江戸大阪  
其外他國にて拘候ものは三月五日を限るへきもの也

同十三年三月二十八日

覺

町中にて借屋店借地借のもの欠落仕候は、其家主より早々名主え相斷家主五人組立合其者の諸道具已下紛失無之様に相  
改其品々を書立御番所え可申上候家中家主により不埒成有之由に候間自今以後入念可申候若無沙汰に仕儀脇より相聞候  
は、家主五人組は不及申名主に御懸可被成候間無油斷念を入可申事

寛文十三年三月二十八日

右の通儘に承届申候町中不殘爲申聞急度少も違背仕間敷候爲後日名主月行事御帳に判形仕差上申候仍如件  
延寶七年三月

一季居並年季の奉公人來る晦日前に無油斷有附候様に可仕候若延々に仕候は、吟味の上可爲不届もの也

同九年七月十七日(此年九月廿九日天和と改元)五代將軍綱吉

浪人有付候は、何方え在付候哉又者宿替仕候は、何方へ罷越候哉承届宿主方より早速書付可差上并相果候は、其通可書出事

天和三年三月

- 一 町中にて人請店請に立候者他人は不及申縦親類縁者たりといふとも國元在所能存候儲成ものを見届請人に立可申候
- 一 欠落者其外不見届もの、請人に一切立申間敷候尤人主下請店請共に儲成者を取置可申候
- 一 請人に立候者店に有之候は、向後家主相改者能々致吟味請人に立候様に可申付候
- 一 他人は不及申近き親類縁者の外請負なくして一夜の宿も一切借し申間敷候縦近き親類縁者たりといふとも不見届者には一夜の宿も一切借し申間敷候差押候て可罷在と申もの有之候は、早々番所に可申來候
- 右の通堅可相守之若相背者有之候敷又は隠置脇より相知候は、急度曲事可申付者也

貞享二年十一月

道中宿々問屋掟

- 一 從先規御法度の趣無斷絶可相守事
- 一 御朱印傳馬は勿論往還の武家は不及申怪き旅人に至迄荷物附送りの儀宿々當番の問屋年寄肝煎共に無懈怠其場所へ出會不限晝夜遅滞仕間敷事
- 一 博奕の儀は常々無油斷可致吟味若相背族有之は其宿々問屋年寄五人組急度可被行罪科事
- 一 前々如相定馬一疋丁宿切に繼之堅追通間敷候尤駄賃錢御定の外に一錢も多不取の様に兼て申付其上問屋前にて急度相改可申事

一 常々風烈敷時分は於宿々其所に家持店借の者共三四人宛晝夜共に一宿に一ヶ所宛自身番相勤火の元以下堅可申付候自然火事出來の節火鎖り次第早速燒跡繪圖に記出火の子細書付を以て宿次に可致注進事

一 於宿々行衛不相知もの往來の旅人に紛一夜宛令旅上下致徘徊渡世送り候旨其聞有之候宿又は所隨に相知候ものは縦地領のものたりといふとも日用人足等にも可用之候行衛不知者共の類には所々にて追放の者共も紛可有之候宿なし雲介など、申者の類急度致吟味一切其所に不可差置候往來しけく仕もの有之は晝夜無油斷心懸け致吟味不審成もの於有之は其所の御代官並領主え早速可致注進候若存知なから相對にて差置候は、其宿々問屋年寄急度越度に可申付事

一 往還の旅人仔細なくして致逗留者あらは致吟味不審成者其所の御代官或は領主え早速可訴之事

附 町はつれの茶屋又は宿より出致茶屋罷在候者は當分の利用に抱不審成ものに構なく宿をかし不届の儀共有之段兼て其聞有之候其所の支配名主年寄無油斷可致吟味事

一 舟渡し又は歩行渡の川々に於て船賃並川越人足賃根に多取之候由相聞候水の淺深に隨ひ問屋方にて吟味の上賃錢員數相定如何様の怪き旅人たりといふとも高下なく其場所に役人を出し置賃錢取之候是又舟渡の場所におゐて往還の旅人障り迷惑致由令承知候乗合のもの、内急用有之罷通候ものも餘り可有之候小勢たりといふ共待せ不置當日旅人先々に無滞可漕渡事

附り 川々渡船乗合大勢込乗せ候ゆへ船危き儀共有之段内々令承知候如先條無別條様乗合の人数少に可乗事

右の條々宿々問屋年寄令承知此紙面寫留め問屋場に張置堅可相守候若致違背は後日に雖相聞可爲曲事者也

同三年三月二十一日

高 伊 勢

公儀就御仕置悪名主の者の頸從江戸在々所々へ被遣候砌於宿々人多出の由相聞へ有之候頸計遣候事に候得者道中並泊々にて差て用心之可入儀に無之間向後は頸持參の人足二三人計にて宿次に持參候様に御代官中え堅可被申付候以上

同年十二月二十七日

覺

於道中雲介並宿なしの者跡々より御制禁の所今以有之候由相聞候間宿々に右の者とも不差置様に可被申渡候惣て無子細して二夜共宿かし申間敷候縦一夜泊にて候とも雲介宿なしの類疑敷者に宿かし不申様に可被申付候尤雲介捕候て可被差出候此趣我等より可申達旨御老中被仰渡候間如此に候以上

國半兵衛  
佐六右衛門  
仙和泉守  
彦伯香守  
大備前守

四三八

同年同月二十八日

覺

- 一 頃日道中筋火事禁候間彌火之元可入念候惣て例年九月より翌三月迄は宿々におゐて最前も相觸候通自身番一町に一ヶ所宛懈怠なく相勤一町切に夜番の者度々相廻り可申事
- 一 最前も相觸候通雲介堅吟味可仕候于今宿内に相見へ候由其間有之候縱脇方の者たりといふとも出所相知候ものは日傭人足等にも可申候何方の者とも慥に不知者其宿へ集り日傭人足に可罷出と申候共問屋年寄並肝煎細に致吟味宿々に徘徊一切いたさせ間敷事
- 一 江戸より目あかし折々遣之且又御代官並領主よりも前方致惡事只今雲もすけに成渡世送候者共捕候等に候一夜宛の宿に不苦と存知雲介としれ候者留置候儀可有之候其宿度々往行致候ものはやく心付吟味可仕若存知一夜の宿は不苦

高木伊勢守

と存相對にて指置以來穿鑿の上其もの致白狀於相知は當人者勿論問屋年寄可爲越度事

- 一 宿はつれの茶屋或駕籠昇其外かろき者ども罷在所にてくもすけの類疑敷ものも無構宿いたすのよし相聞候間其所支配の問屋名主年寄堅吟味可仕事
- 一 所々海道筋におゐて商人の荷物附送の時分宿々に有之馬を隠置馬無之と偽り荷物留置庭錢取候由相聞候自今以後左様の儀於有之は問屋年寄並肝煎可爲曲事
- 一 最前も如申觸候川越の所々にて船賃川越賃並木賃前々相定員數の外多取候所々有之旨相聞不届の至候向後定の通可取之若過錢取候段あらはるゝにおゐては可爲曲事

同四年正月二十八日

覺

惣て人宿人は牛馬宿其外とも生類煩重り候得者未不死内に捨候様に粗相聞候右の外不届の族於有之は急度可被仰付候密々にてケ様成儀有之候は、訴人に出へし同類たりといへども其科を免し御褒美可被下候以上

同年七月(東山天皇 五代將軍綱吉)

一人旅人止宿爲致可申事

貞享四七月御書付

道中筋におゐて一人旅人者宿賃不申由粗相聞候不詮儀にて一人旅人に宿賃自然六ヶ敷儀も有之候得者如何と存吟味も不仕おしなへて一人旅人えは宿賃不申様に相聞不届候自今以後不審成ものに無之候は、一人旅人たりといふとも一夜泊り者宿可仕候急用有之輕くいたし旅行可仕者もあまねく可有之候道迎も重き旅人より一人旅人者一入心をも流自分六ヶ敷を往還つかへ候儀を無構右の段不届千萬に候諸事少々の儀にて相聞候間不依何事旅人不自由成様子令露顯者可曲事候勿論宿々旅籠屋共呼寄銘々可申渡答の趣宿々披見の上宿付ケ下に問屋一人宛名判いたし准に遣し留より宿繼を以可相返

もの也

右御觸に付心得の事

旅籠屋共儀一人旅人止宿爲致候は、宿村役人へ其段相届置へき事に候を無沙汰にいたし候故御答請候間右の心得方宿村役人え者可申聞事に候

元禄十一年十二月

奉公人年季の儀に付御書付

覺

奉公人年季前々より十年を限り候處向後は年季の限り無之譜代に召仕候共相對次第たるべく候間其旨可存候以上

同十二年三月

定

人賣買彌堅令禁止之召仕の下人男女共に年季十ヶ年を限るといへとも向後年季の限無之譜代に召抱とも可爲相對次第之間一に可存其旨者也仍如件

元禄十二年三月

奉

行

一 急度知行所え申遣高札にも急度立申事にては無之次ても候は、書載可申由

同十三年二月二十四日

當四月於日光山御法事に付て被差遣面々徒若黨小者中間に至るまで一季の奉公人去卯年の請人並去年切米の員數を以て當辰も可召置候萬一及異儀は其頭々又は支配の方へ可告之候又者も可爲同前候以上

寶永元年正月二十一日

覺

當年は所々普請等有之付て奉公人差支候儀も可有之間一季居の者當年は暇を出候事無用候去年の給分にて前の以請人可差置候若別の請人を取替と申候は可任其意候尤相對にて暇を出し候儀は可爲勝手次第候以上 寶永五年二月十九日にも是と  
同年三月 東海道的面々

本莊安藝守	松平越中守
石川主殿頭	大久保隠岐守
松平和泉守	本多隠岐守
久世出雲守	水野監物
板倉周防守	太田攝津守
井伊兵部少輔	鳥居播磨守
阿部伊豫守	

東海道御傳馬宿御料へ鳥目八百貫文宛拜借被仰付候私領の分は御料に准じ拜借の趣不限金銀相應從其領主可被申付候以上

三月

東海道筋近年往還旅人多人馬數多差出候故助郷も出來御料私領共致困窮候御代官所支配の宿々へ改役人一人宛問屋場へ附置助郷へ觸候人馬又は往還の荷物無用の人馬出し候儀改候筈に罷成候間私領も右の趣にしたがひ役人被申付相改候様に可被仕候以上

三月

海道筋近年往還の旅人多人馬數多差出候故助郷も出來御料私領共及困窮候御代官所支配の宿々へ改役人一人宛問屋場へ附置助郷へ觸候人馬又は往還の荷物無用の人馬出し候儀改候筈に罷成候間私領も右の趣にしたがひ役人被申付相改候様

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 舊離 第一

に可被仕候以上

三月

日光海道の面々 奥州海道も有但拜借無之

小笠原佐渡守

松平伊豆守

内田主膳

阿部對馬守

加藤越中守

日光海道御傳馬宿御料へ鳥目三百貫文宛拜借被仰付候私領の分は御料に准し拜借の趣不限金銀相應に従其領主可被申付候以上

三月

海道筋近年往還の旅人多人馬數多差出候故助郷も出來御料私領共致困窮候御代官所支配の宿々へ改役人一人宛間屋場へ附置助郷へ觸候人馬又は往還の荷物無用の人馬出し候儀改候善に罷成候間私領も右の趣にしたかひ役人被申付相改候様に可被仕候以上

三月

奥州海道

松平大和守

大關彈正

福原刑部

大田原飛彈守

喜連川左兵衛

芦野左門

甲州海道

秋元但馬守

海道筋近年往還旅人多人馬數多差出候故助郷も出來御料私領共致困窮候御代官所支配の宿々へ觸候人馬又は往還の荷物

無用の人馬出し候儀改候善に罷成候間私領も右の趣にしたかひ役人被申付相改候様に可被仕候以上

同二年正月十三日

頃日浪人體の者町々徘徊いたし押もらひいたし候由相聞不届候左様のもの於有之は留置早速月番の番所へ可申出候右の趣町々え可觸聞候以上(寶永二年正月十三日に是と同文の教令あり)

同年四月十五日

覺

年季又は一季居奉公人の請に立不爲引越或は爲致欠落又は請人人主奉公人なれ合暇を取主人へ給金も不相立其通に捨置奉公人は外え有附不埒成儀共有之候前々より相觸候通り向後右の仕形に付出入於有之は請人人主並奉公人ともに曲事に可申付候

右の通急度可觸聞候以上

同年十月十七日

町中欠落者缺所道具の儀向後は其所にて御拂に被仰付候旨今日坪内能登守様御番所へ町々名主被召出御年番御與力吉田十郎兵衛殿御申渡被成候

同三年正月十九日

覺

奉公人出替の節近年人すくなにて不自由の由相聞候間知行有之面々は知行所より人夫を呼給分等相應にとらせ召仕可被申候但田畑持候者など農業其外障無之其所のいたみに不成様に了簡可有之候申付様の趣にて在々のくつろきにも可成事に候間百姓も右の趣可相守候以上(寶永五年二月十九日に是と同文の教令あり)

正月

當年は一季居の者直に差置度と存候ものは暇を出し候儀無用に候去年の通の給分にて前の請人を以可差置候若別の請人を可立替と申候は可任其意候尤相對にて暇を出し候儀は可爲勝手次第候以上

同年三月

一 頃日も相觸候通町人致人宿候者寄子の浪人不依男女久敷手前に不可差置候相應の奉公に有付可申候病人など養生の内差置候は、其段家主へ相斷可受差圖候

一 近年奉公人給分高就中當春男女共高給相届由に候其者應恰合給金相對可仕候

一 一季居の奉公人不依男女當月中不殘片付候様に可仕候不有付浪人もの有之は一町切人宿より人別書いたし當月二十九日迄の内差出可申候

右の趣町中へ急度相觸可申候以上

同五年五月六日

申渡候覺

取逃欠落をも仕間敷體の者且又兼々不届も無之者大人小人に不依頃日うせる人有之様に被聞及候町内並隣町にも左様の様子有之哉承合可被申來事

五月六日

右の通町年寄衆にて被申渡候

同年六月

近年下々奉公人召抱請狀いたし不引越又は無間も欠落致取逃候者多有之請人へ相届候ても返金不埒明其上不届成致形のもの有之候畢竟請人共利用を考候仕形と相聞候向後於町々右の通不埒成者有之候は、穿鑿の上急度罪科に可行之候の間

若不届成受人店に有之候は、隨分教道仕不用ものにおゐては右の家主早々月番の奉行所え可申出候右の者不致政道も訴も不仕捨置候者家主は不及申五人組迄越度に申付名主も不念に可罷成の餘此旨能々相心得惣て請人共に前廣に申含可置者也

同六年五月二十九日(六代將軍家宣)

覺

一 先達相觸候通奉公人請人近年別て不埒に有之致請狀給金取之不引越又者引越一兩日相勤欠落いたし候族數多有之武士方頭支配有之面々は支配々々へ相届候を難儀に存家中の者は主人へ難相願自分々々にて請人方へ給金取替取逃等の催促も強て不致差置候に付畢竟人宿の徳分に成候様相聞候三番所へ届有之召出於番所に申付候給金取逃等の儀も連々に致返辨候へば事濟候と存候様に相見へ不届至極に候

一 奉公人欠落いたし請人え相届候得者請人も欠落或は店替相互支配違の場所へ參居候段出入を請申間敷巧みに相聞候且又請人の家主え主人方より相斷候節不埒成儀申之不取合様子に候向後家主共世話いたし急度埒明候様に可仕候其上請人共の内難見届候者も有之候は、早速月番の方へ可申出候若其通に致置以後相知候は、當人は不及申家主迄可爲越度候

五月

右の趣町中不殘可相觸候以上

同年同月

一 先達て相觸候通り奉公人の請人近年別て不埒に有之致請狀給分取之不引越又は引越一兩日相勤致欠落候族數多有之武士方頭支配有之面々は支配々々相届候を難儀に存家中の面々は主人え難相願自分々々にては請人の方え給分取逃等の催促も強て致不得差置候に付畢竟人宿の徳分に成候様に相聞候三番所え届有之召出於番所申付候給分取逃等の儀も



連々に致返辨候得ば事濟候と存候の様相見不届至極に候

一 奉公人致欠落請人へ相届之候得ば請人も致欠落或は店を替相互に支配違の場所に参り居候段出入を請申間敷巧に相聞候且又請人の家主え主人より相断候節家主不埒成儀申之不取合様子に候向後家主共に世話いたし急度埒明候様可仕候其上請人共の内難見届者も有之候は、早速月番の方へ可申出候若其通いたし置以後相知候は、當人は不及申家主迄可爲越度候

右の趣町中不殘可相觸候以上

同七年六月廿二日 (中御門天皇 六代將軍家直)

一 町中にて致人宿武家方町方共に奉公人の請人に罷立候者何人有之候哉一町切名主月行事立合吟味いたし人別帳面認相違無之様致詮議判形仕來二十五日丹羽遠江守様御番所え差上可申候事  
一 同國又は親類杯にてかるき町人寄子一兩人持請人に立候分は人宿にては無之間吟味の上其分は帳面除可被申候事  
右の通御急候間此旨可被相心得候尤帳面御番所え差上候町々又は人宿無之町々も有無の返答一兩日の内月行事喜多村え可申來候油断有間敷候以上

町年寄 三人

同年八月

名主共え申渡之覺

一 今度人宿の譯相改候に付別紙書付を以町觸申付候右御觸書の趣六ツヶ敷事に存不心得成者共も可有之候得共聊六ツヶ敷譯にては無之候間前々約諾の通判賃並極の飯料請取可致渡世候外に餘慶の金子貪り取可申工之仕候故不埒成人宿入れ口之者も多候觸書の趣相背判賃飯料の外金子押取又は奉公人爲致欠落請人を替外え奉公に出し候様に工成儀致候者も有之候は、急度曲事に可申付候此趣入口の者並請人心得候様名主共方にて委敷可申合候事

一 只今迄欠落者多取逃多分有之請人人身上相潰候ても不埒明候に付手鎖又は牢舎に罷成妻子及渴命候由當人は不届に候得共妻子共不便成事に候且又償金請人主人の家主店請え立替差出候様申付候故小券之家持は右出入のために家屋敷賣拂候者も數多有之難儀に及候由名主五人組共も出入不埒明候内は數度番所え罷出候に付渡世之妨にも罷成令迷惑候由に付此度町御觸之通人宿の仕形改候間右之趣急度相守候様に町々に居候人宿共え無懈怠可申聞候  
一 組合に居候人宿の内死失又は仕形不届成仲間の者を除或は人請相止候者有之候は、其跡望之者に寄子共爲相渡人宿組合三十人宛増減無之様に了簡可仕候事  
右之通名主家主五人組申合猶差支候儀有之候は、可相親候事

八月

同年同月

覺

一 町中致人宿候者の儀に付前々より度々相觸候得共今以惡敷人宿多武土方若黨中間共に致請狀取替金請取奉公人不致引越又は四五日相勤候内取逃等いたし右欠落者を又々同請人にて外え奉公に出し候類數多有之不届至極に候依之今度相改候處に御當地町方支配の内に入請に立渡世いたし候もの三百九十人餘有之間三十人宛十三組にいたし町々向寄々組合罷在致請判若奉公人取逃致欠落候て主人より断有之候は、請人並組合の者共方より給金にても人代にても主人相對の上差出し取逃候品は代金に積り七日の内に主人え相渡欠落者は尋出し武家方は主人え相渡町方は月番の奉行所え召連可來候武士方も難請取譯有之由に候は、是又月番の方え召連可罷出事

附 右償金は組合の請人共可致割合候若割合金不差出者有之は組合の者共相談の上人宿爲相止可申候但給金取逃の代金共に主人より申渡候員數欠落者尋出愈議の上過上有之候は、主人方も可爲不念候間右様の儀在之候は、月番の方え可申來候

- 一 悪敷人宿有之候得は其組合の難儀に成候間組合の者共致相談人宿相止候様に可仕候若不相止候は、番所へ可訴來候附 輕き町人親類又は同國の好身杯にて一人二人の致請判候ものも有之由に候此等の類は人宿の外たるべく候
- 一 組合を外し人宿いたし候もの有之候得者證據取之月番の方え可申出候
- 一 組合候請人共の内相果又は宿替欠落など仕候は、早速主人へ可申聞事

右の趣堅可相守候乍去此度仕形相改候に付判賃飯料杯は前々より少も餘慶不可取之候若前方より多取候もの有之段相聞候は、詮議の上急度可申付候

附 奉公人え何角とむさぼりたる儀申掛金銀を取奉公人難相勤様に仕間敷候  
右之趣町中不殘可相觸候以上

同年十月

覺

- 一 前方奉公人入口請人吟味名主共書出候節遠國へ參候敷或は間違不書出人宿共も可有之候條嚴密に相改追々に成共書出可申候且又組合にても無之もの月抱と申武家町方へ奉公人入口月雇の請に立候者有之様に相聞不届に候不書出候人宿入口有之候は、早々書出可申候向後組合の外にて請人入口致し候儀不成候間入口いたし候ものは組合へ入可申候組合の外にて番分にてても請人入口致し候もの隠置相知候は、當人は勿論家主組合迄急度可爲越度候
- 一 手代奉公人請人の儀主人彌入念取置可申候惣て近年手代奉公人事の外不埒に成大分の引負取逃いたし候畢竟主人油斷故の儀に候間向後は勘定月切に可承候雖商賣により月切に難成譯候は、或は二季或は三季に手代勘定承之引負大分に不成内請人へ相斷候共公儀を願出候共可致了簡候觸の趣相背手代まかせにいたし置勘定等も不承候て引負等の出入申出候は、吟味の上主人可爲不念候間無油斷手代共勘定可承候

右の趣町中可相觸候以上

逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 舊離 第二

正徳元年二月(中御門天皇 六代將軍家宣)

覺

去八月中人宿共組合に申付候節親類又は同國の好身にて一人二人の請判致候分は人宿の外たるべき旨相觸候處近き頃欠落者番所帳面に付候分は組合請人の寄子は無之多分組合の外寄子とも數多致欠落候畢竟親類同國と申なし組合を離れ致人宿候もの有之様に相聞候不届候組合の外者人受に立候儀一向相候は、差支候事可有之哉と令用捨右之通相觸候處猥りに受に立候段不届に候向後は實親類敷又は同國の者にて外に近付無之者遠國より參り候類一人二人は請に立可申候寄子五人以上有之ものは縦親類同國にても人宿にて候間組合へ入可申候右の通町々並名主月行事立合相改寄子人別書付來る晦日限に町年寄迄可差出候右の趣若相背もの於有之は家主月行事迄急度可申付旨町中不殘可相觸候以上

同年三月

覺

- 一 奉公人下請取候儀人宿共吟味強候に付在々より奉公に來候者共致難儀不在付在所へ歸り旅有之由相聞候奉公人相應の下請有之候は、請判可仕候事
- 一 前々も申渡候通女奉公人の儀は組合不限請人何方にても勝手次第致受判奉行人不差支様に可仕候事
- 一 町人手代杯抱候者親類縁者國々の好身在之者を請に取候得共人宿共より相障り候由相聞候前々度相觸候通組合請人の外にても親類同國の好身在之候は、定の通り致受判候儀は不苦候

同年同月

- 一 前々相觸候通一季居の奉公人男女共三月二十日限り不殘奉公可差出事  
但當病又は無據子細有之右の日限奉公難差出もの有之候は、其段支配の名主へ可申届候
  - 一 去秋人宿組合申付候節相觸候通組合宿罷成候とて臨時物入少も無之候間通例の判賃飯料の外奉公人共へ一切むさばりかま敷儀申懸間敷事
  - 一 奉公人共も有來候通判賃又は飯料出之外の儀一切請人より不申掛上は給金少も高望爲仕間敷事
- 右の通町中組合請人又は親類同國の好身にて一人二人致請判候者共迄不殘相觸之可申候且又此間人夫に立候者の内親類又は同國の好身有之請に立候由申者候へとも不文明相聞候者在之候人宿有之町々家主名主共も此旨相心得可申候若違背候は、吟味の上急度可申付候以上(正徳二年二月にも是れと大同小異の敷合あり)

同年同月

- 一 出替の奉公人べんくと浪人にて差置申間敷候來晦日前無油斷早々有付可申候延々に付差置候者於有之は町内にて改之可申事
- 一 前々も相觸候通奉公人の請に立出し其主人屋敷の内にて下請人取置訴訟申出候は取上申間敷候事(貞享元年三月同四年三月及び元祿三年三月にも是れと大同小異の敷合あり)
- 一 奉公人の上請人下請人主共に拾七歳以下の者女の分一切請に取申間敷候右兩様の請人出入有之訴出候とも取上げ申間敷事
- 一 前々奉公人相請に立有付其奉公人の請人主申合爲申暇を取或爲致欠落又は奉公人請狀相極主人方へは不差遣外へ有付爲致欠落古主取替金も不立永々捨置候請人有之由此等の仕形に付出入有之は吟味の上曲事に可申付事
- 一 前々も相觸候通町中出居衆差置候は、家主方へ相斷出居衆請狀家主方へ取置之可差置家主へ無斷出居衆差置候は、

半舍可申付事

- 一 當月中有付不申來月迄浪人にて罷在候奉公人有之候は、不限男女其者の名宿家主共に委細に書付來月の月番丹羽遠江守番所へ持參可仕候事
  - 一 先達て相觸候通組合の人宿とも通例の判賃飯料の外奉公人共一切むさばりかましき事申掛間敷候并奉公人共も右の外請人より不申掛上は給金少も高望爲仕申間敷事
  - 一 右組合の外一人二人の請に立候ものも親類又は同國の好身の外一切請に立申間敷事
- 右之趣前々より相觸候處近き頃は猥に罷成請人等作法不宜候様に相聞不届に候向後彌書面の通相守可申候不限男女にべんくと浪人にて不差置早々有付可申候此旨町中急度相守可申候以上(元祿丁二年三月にも是れと大同小異の敷合あり)
- 同三年五月八日(七代將軍家繼)
- 一 町々店借并出居衆等武家方へ奉公に罷出候者有之候ても名主家主方より差留候様に相聞候定て最前番所へ書上置候内の者番所より差圖も可有之哉と存違差留候者と相聞候曾て差留譯には無之候間武家方へ奉公に罷出候者は不及訴早々差出可申候奉公に罷出候以後何方へ相濟候と申儀は名主方より番所へ相届可申候右の趣町中可觸知者也
- 同六年三月七日(此年六月廿二日)(八代將軍吉宗)
- 一 前々も相觸候通出替之奉行人べんくと浪人にて差置申間敷候三月二十日限不殘奉公に可差出候當病又は無據子細も有之右日限に過候は、其段支配の名主方へ可申届候且又不届成請人宿有之給金を受取奉行人へは不相渡候に付病氣と申不相動又は欠落いたし候届相聞不届至極に候其町々名主並五人組違吟味不埒成請人宿有之候は、月番の番所へ可申出候外より相知候は、名主五人組可爲越度候請人の儀親類は不及申相對を以勝手次第に可仕候
  - 一 欠落者主人より届有之候は、早速尋出月番の番所へ可訴出候欠落致候者を又候請に立奉公に出候請人も有之不届至極に候間左様の者有之は名主五人組違吟味可訴出候若隱居の名主五人組迄可爲越度候

右之趣町中支配名主五人組入念相改堅相守候様可觸知候

三月（正徳四年二月にも是と同文の教令あり）

右御觸の趣儲承届御請負申上候間町中家持は不及申借屋店借地役人受到立候者共に爲申聞此旨急度相守可申候若相背候者御座候は、何様曲事にも可被仰付候爲後日町中連判の手形差上申候仍如件

正徳六年三月七日

御奉行所

右の通連判帳に相認明八日月行事印形を持參良屋所へ可有持參候

町年寄三人

享保三年八月十七日

喜多村彦右衛門殿被申渡

今度御奉場廻り浪人御改に付只今迄住居の浪人店追立又は店望候浪人へも店借不申候由風聞有之不届に候向後無故店を立申間敷候自今店望候浪人子細於有之は店貸可申候右の趣可被相心得候事

名主印

同四年六月七日

覺

近年人宿欠落等御座候へは奉公人宿無之に付致欠落候人宿の家主又は人宿の店請人繼判仕候繼判相濟候へば直に欠落仕部屋頭など申合せの事拵致繼判候者へ申掛け金子出させ候故夥敷出入に罷成致難儀末々に至り候ては家屋敷等迄賣拂償不存寄身上相仕廻候ものも御座候先年繼判と申儀無御座候節は請人欠落等御座候へは奉公人共自分と働請人才覺仕に付兼々人柄悪敷欠落など仕不届成奉公人には請に立候者無御座候間自然と相嗜候故か欠落も近年の様に數多無御座候繼判と申儀有之候以後は人柄悪敷又は下請人無之奉公人も其身働不申候て請人相濟候故段々不届に罷成繼判相濟候へは

直に欠落仕一ヶ年に五度も三度も給金を取殊の外不埒に御座候畢竟繼判有之故右の通に御座候間向後は繼判停止申付人宿致欠落候は、如先年の奉公人自分と才覺仕請人立候様に仕度候請人相定候、上判代の儀致欠落候人宿の家主より差出させ候か又は奉公人を右家主へ引渡給金を目勘定にて主人方へ相濟させ候様に仕候か繼判相止候は、右兩様の内申付可然奉存候

下け札

請人不届にて御仕置に罷成候は、此寄子共の繼判は家主へは不申付寄子共自分と宿才覺仕候か又は請人無之奉公人難遣存候主人は其奉公人暇遣し候様に仕度候

一 惣て下々渡り奉公人出代の節借し金等相濟候は、元の請狀奉公人に相渡遣候様に仕度候此譯は只今迄奉公人差置候節欠落者に候哉又は構無之者に候哉急度相糺不申候間致欠落候ても早速何方へも奉公いたし候故ひたと欠落とも御座候向後は先主人の請狀を以致吟味奉公人差置若又先主人請狀不致所持候奉公人は不差置候様に仕候は、欠落も御座座有間敷候様に存候右の通罷成候は當分奉公人は不自由成儀も可有御座候得とも致欠落候もの少々可罷成候哉と申上候

下け札

在々より初て出候奉公人の儀は格別の儀に御座候

一 向後欠落者外へ相濟居候を見出し候は、主人々々へ引返し急度仕置申付候様に仕度奉存候  
一 所々屋敷方奉公人欠落出入の儀中間部屋頭等取持仕候故請人と馴合せの儀を拵申掛け其家主へ大分の金子出させ若家主埒明不申候へは其家主五人組迄屋敷へ召連留置候様に仕候故大分の金子出し末々に至り候ては是又及迷惑候の間向後屋敷方奉公人取逃欠落仕候節請人へ掛け滞候は、支配有之面々は其支配々々より遂吟味私共方へ相届候様に仕度候奉公人出入悉申付候儀取逃申儀に御座候へ共右の通不存寄難儀いたし候もの多く御座候故申上候以上

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 書離 第二

四五三

四五二

享保四年六月

四五四

中山出雲守  
大岡越前守

右書付亥六月七日有馬兵庫頭殿へ上る

◎同年七月

奉公人出入

一 武士方奉公人取逃欠落の儀は主人斷次第給金取逃共に請人へ濟方申付候

只今迄右之通申付候へ共給金之外取逃物等の儀に付紛敷事共多く其上奉公人の請人御仕置に成候か又は致駈落候へは奉公人の纏判取逃等の出入金不殘其請人の家主へ相掛り候故段々夥敷き出入に罷成末々に至り候ては不存寄身體潰候もの多く難儀仕候依之自今は取逃等の欠落ものは主人斷次第請人三十日切の尋申付若不尋出におゐては請人身體相應に過料可申付候勿論尋出候は、取逃もの賣拂候共買主より戻させ可申候金子など遺捨候事分明に候は、すたりに可致候最請人過料は差免給金計濟方可申付候

右印の所下付札

此請人の身體相應に過料可申付と有之處觸書には相除き不尋出に於ては過料可申付と相認可然哉の段有馬兵庫頭殿へ伺候處成程其通可然候右の趣は心得に覺可罷有候旨御申候依之觸書には相除候事

但給金濟方請人に申付候以後相滯候は、請人身體かぎりに可申付候且又欠落者の義に付若幾口も斷有之候共最初一口の外は取上申間敷候然共欠落者別人に候は、幾口にても請人へ掛り可申候

下付札

此幾口も斷有之候ともと申文言より末の儀觸書に相除可然哉の段兵庫頭殿へ伺候處是又相除心得計に覺罷在べき

旨御申候に付觸書には相觸不申候事

右幾口も斷有之候共最初一口の外は取上申間敷との義は欠落者取逃たとへは二色有之由最初相斷又其後あとも取逃いたし候由相斷來候節後の斷は申付間敷との事に候最欠落者別人に候は、幾口も最初の斷斗は可申付事

一 惣て取逃引負の儀若請人兼々存候様子も候は、急度違証儀其上の落着次第御仕置可申付候

一 町人手代並召仕等引負等取逃の儀は手代引負いたし候て主人方より右手代を請人方へ預置候か又は致引負候段當人并請人立合の證文有之候得は欠落以後にても給金引負金共に請人へ濟方申付候

一 引負金取逃金共に證文無之主人の申口計に候へは給金計濟方申付先欠落者尋出候様に申付候其上元々不尋出候へは引負金取逃金共に請人へ申付候

一 右町人召仕引負取逃等の儀只今まで右の通申付候へ共是又武士奉公人同前の儀に候間自今右に准し可申付候

一 右之類若致請人欠落候ても請人欠落以前に家主へ斷有之候出入は家主へ申付候但家主立替ひ金子は店致欠落候者の店請人へ相掛り候に付家主は損金不仕候

只今迄右の通申付候得共家主立替致欠落候當人の店請人へ其家主出入掛り候に付段々其末々へ掛り出入多く罷成候に付自今は右の類若請人致欠落候ても請人欠落以前に家主へ預置其品御役所へも届有之におゐては請人可濟金并過料共に其家主へ可申付候若家主致欠落候は夫迄にて突留可申候

但家主欠落者の店請人へ掛り度旨願出候共相對は格別御役所よりは申付間敷候

一 請人致欠落候以後主人方より家主へ斷有之候得は右家主と欠落者の請人の店請人兩人へ尋申付候上久々不尋出候へは店請人計へ濟方申付候

只今迄は右の通申付候得共是又出入も永引末々は段々掛りに罷成候間自今は右類取上申間敷候

第五款 逃亡 旅宿 旅人 奉公人 請人 浪人 書障 第二

四五五

- 一 欠落者有之主人より請人を願候節は家主方へ召連参り預け可申候若主人方より請人を呼寄候節及數度不罷越儀も候はし主人方より奉行所へ斷候様に申付置訴出候はし吟味可仕候
- 一 奉公人出入に付主人より斷有之候はし不及異儀急度預置可申候借金筋に付ては店の者を預り申間敷旨可申付置候
- 一 請人店請人共に致欠落候以後の斷に候へは願取上不申候然共本人見付候はし召連可來由主人へ申付置本人を召連候へは當宿又は致奉公罷在候者は當請人へ吟味の上出入申付候御仕置罷成候
- 只今迄右之通申付候得共此儀も自今は引負取逃の本人召連來候共取逃物は前條に有之通申付右欠落もの當宿有之店請人取置候はし不慥成ものを請に立指置候品を以其店請人へ過料可申付候若又當宿のもの店請人も取置不申差置候はし尤當宿へ過料可申付候致取逃候ものは勿論只今迄の通御仕置可申付候
- 立替 金
- 一 諸借金可濟本人金子差出候儀難成ものは家主立替相濟申候此分は當人の店請人へ相掛り申候
- 只今迄右の通申付日切證文に家主の加判爲致候此儀も自今は諸借金出入の儀日切又は其ものし身體限りにも可申付候證文加判人於有之は當人加判人兩方より濟方可申付候
- 但當人加判人共に致欠落候はし右出入はすたりに可申付候
- 一 諸借金の儀畢竟相對の儀に御座候間御役所にて濟方申付候節當人計りへ證文申付家主加判仕候儀は無用に可仕候哉
- 門前拂の事
- 一 店請人無之ものを門前拂に致度旨家主願出候へば吟味の上門前拂に申付候若當人出入有之者に候へば出入は家主引請申付門前拂に成候以後當人へ濟方申付候但當人金子不差出候節は當家主より金子立替申候
- 只今迄右之通申付候得共自今は重ての住所見届元家主出入相掛り候はし最當人身體を限り可申付候當家主へは金子差出させ候儀は無用可仕候

- 一 奉公人出入并諸借金掛りの儀近來家主又は店請人へ段々申付候得共向後右の通相極候上請人欠落又は御仕置に成候共家主致難判候に不及主人と奉公人相對に可仕候此外奉公人給金借金等の儀に付請人又は其家主五人組など屋敷方に留置濟方申付候事堅無之様に仕度候請人滞〇於有之は御役所へ申届候様に仕度奉存候
- 右の通奉伺候以上

中山出雲守  
大岡越前守

同年八月十四日

樽屋藤左衛門殿惣名主へ被申渡

- 一 町々六百人の兩替屋共引替金減別て此間は引替不申不届に候依之向後員數被仰付候間一日に五千兩より三千兩迄毎日引替可申候三千兩より減候はし御吟味の上急度可被仰付候此段兩替屋共へ申渡可申其外拾仲問屋の儀も書上は是迄の通致し引替金不圍置差出候様其支配名主より可申渡旨被申渡候(此條は此編に關係なければとも此條のみ削去し難きを以て暫く存す)
- 一 諸奉公人欠落の儀主人斷次第給金濟方の儀請人へ急度可申付候事
- 但給金濟方請人へ申付候已後若滞候はし候請人身體限可申付候事
- 一 取逃引負等の欠落者主人斷次第請人三十日切の尋申付於不尋出者過料可申付候若及數度候はし曲事可申付候欠落者尋出候はし取逃物賣拂候とも買主より爲戻可申候金子抔遣ひ捨候事分明に候はしすたりに可致候尤請人過料は差免給金計濟方可申付事
- 但請人奉公人の下請人取置候て請人相辨候金子下請人に掛り度旨願出候共相對は格別御役所にては申付間敷事
- 一 惣て取逃引負の儀若請人兼々存候様子に候はし急度遂吟味其上落着次第請人御仕置可申付事
- 一 町人召仕欠落取逃引負等の儀も右之通可相心得候事

一 右の類若請人致欠落候は、請人欠落已前家主へ預置其品御役所へも断於有之は請人可濟金過料ともに家主へ可申付候事

但家主欠落者の店請人へ掛り度旨願出候共相對は格別御役所より申付間敷事

一 欠落者有之主人より請人を預置候節家主方へ召連參預可申候主人方より請人を呼寄候節及敷度不罷越候は、主人方より奉行所へ断次第吟味の上可申付候事

一 奉公人出入に付主人より断有之候は、請人の家主不及異議急度預置可申候

但借金筋に付ては店の者を預り申間敷候事

一 請人欠落已後主人方より断有之候共取上申間敷候事

一 取逃引負の欠落者の請人自然欠落いたし候は、主人見合本人召連可來候本人を尋出し差出候は、取逃の者は前條に有之通申付右欠落者當宿有之店請人取置候は、不随成者の請に立差置候品を以其店請人に過料可申付候若又當宿の店の店請人も不取置申差置候は、尤當宿へ過料可申付候右取逃引負いたし候ものは勿論御仕置可申付事

一 諸借金買掛出入の儀訴出候は、日切又は其者の身體限にも可申付候證文に加判人於有之は尤當人加判人兩方より濟方可申付候事

但當人加判人共に致欠落候は、右出入すたりたるべし右出入畢竟相對の儀に候間御役所にて濟方申付候節當人は加判人計りへ證文申付家主不及加判候事

一 門前拂の儀只今迄の通可申付候右門前拂に成候當人重ての住所見届元家主出入相掛候は尤當人身體を限りに可申候當家主へは金子申付間敷候事

一 請人欠落又は不届有之御仕置に成候共自今家主繼判いたし候に不及候主人と奉公人相對に可仕候此外奉公人給金借金等の儀に付請人は家主五人組杯を屋敷方へ留置濟方申付候事堅無之筈に候請人滞於有之は其主人より御役所へ断次

第不埒有之候は、吟味の上急度可申付事

一 奉公人出入并諸借金買掛等の儀本人滞候へば家主又は店受人へ近來段々申付候へ共右條々の通向後相究候事  
右之趣急度相心得可申旨町中へ可觸知者也

同年同月十五日

覺

諸奉公人の請人欠落又は不届有之御仕置に成候共自今家主致繼判候に不及主人と奉公人相對に可仕候此外奉公人給金借金等の儀に付請人又は家主五人組杯を屋敷方へ留置濟方申付候事堅無之筈に候請人滞於有之候其主人より奉行所へ断次第不埒有之候は、吟味の上急度可申付候

右之趣町中へ相觸候此外にも奉行所より申渡候品有之候間承合度儀も候は、町奉行へ可被相尋候以上  
享保四年八月

右御書付は、八月十五日井上河内守殿大目付衆へ御渡被成候由にて大目付衆中山出雲守詰番の節被相渡候  
同年同月

取逃引負の欠落者請人に三十日切の尋申付不尋出におゐては過料可申付若及敷度候は、曲事に可申付事  
下げ札

此過料三貫文にて可然候哉

右申付候品の儀奉公人欠落者五六度に及び不尋出候請人は牢舎申付吟味の上不尋出候申わけ相立候は、出牢可申付候併六七度に及び不尋出候不届候間爲過料其請人身體(四分か)取上可申候若また奉公人と請人馴合不尋出候不届の譯吟味の上決候は、其請人は相伺御仕置可申候以上

中山出雲守

同年同月

諸奉公人出入の儀に付町觸

一 諸奉公人欠落の儀主人斷次第給金濟方の儀請人へ急度申付候事

但給金濟方請人へ申付候以後若滞候は、請人身代限可申付事

一 取逃引負等の欠落者主人斷次第請人三十日限の尋申付不尋出におゐては過料可申付若及數度候は、曲事に可申付候  
欠落もの尋出候は、取逃物賣拂候共買主より爲戻可申候金子抔遣ひ捨候事分明に候は、すたりに可致候尤請人過料は  
差免給金斗濟方可申付候事

但請人奉公人の下請人取置候而請人相濟候金子下請人へ掛り度旨願出候共相對は格別御役所よりは申付間敷事

一 惣て取逃引負の儀若請人兼々存候様子に候は急度遂詮議其上の落着次第請人御仕置可申付事

一 町人の召仕欠落取逃引負等の儀も右の通可相心得事

一 右の類若請人致欠落候ても請人欠落以前に家主へ預け置其品御役所へも斷於有之は請人の可濟金過料共家主へ可申  
付候事

但家主欠落者の店請人へ掛り度旨願出候共相對は格別御役所よりは申付間敷候事

一 欠落者有之主人より請人を預け候節は家主分へ召連參預可申候主人方より請人を呼寄候節及數度不罷越儀も候は、  
主人方より奉行所へ斷次第吟味の上可申付候事

一 奉公人出入に付主人より斷有之候は、請人の家主不及異儀急度預り置可申候但借金筋に付ては店のものを預り申間  
敷候事

一 請人欠落以後主人より斷有之候とも取上申間敷事

一 取逃引負の欠落者の請人自然欠落いたし候は、主人見合に本人召連可來候本人を尋出差出候は、取逃物は前條に有  
之通申付右欠落者當宿有之店請人取置候は、不慥成もの、請に立差置候所を以其店請人へ過料可申付候若當宿のもの  
店請人も取置候は、尤當宿へ過料可申付候右取逃引負いたし候ものは勿論御仕置可申付候事

一 諸借金買掛り出入の儀訴出候は、日限又は其もの、身體限りにも可申付候證文に加判人有之におゐては當人加判人  
兩方より濟方可申付候事

但當人加判人共致欠落候は、右出入はすたりたるへし右の出入畢竟相對の儀に候間御役所にて濟方申付候節當人と  
加判人斗へ證文申付家主加判に不及候事

一 門前拂の儀只今迄の通可申付候右門前拂に成候當人重ての住所見届元家主出入相掛り候は、尤當人身體を限り可申  
付候當家主へは金子申付間敷候事

一 請人欠落又は不届有之御仕置に成候共自今家主致繼判候に不及主人と奉公人相對に可仕候此外奉公人給金借金等の  
儀に付請人又は家主五人組杯を屋敷方へ留置濟方申付候事堅く無之筈に候請人滞於有之は其主人より御役所へ斷次第  
不埒有之候は、吟味の上急度可申候事

一 奉公人出入并諸借金買掛り等の儀本人滞候へば家主又は店請人へ近來段々申付候へ共右條々の通向後相極候事  
右の趣急度相心得可申旨町中へ可觸知者也

同五年八月

欠落者尋候事

欠落者尋候儀事に巧人を殺候敷又は譯有之ての事に候へば公儀より御仕置有之儀に候間尋申付不尋出候は、其品により  
親類の内かゝるべきもの一兩人も入牢申付殘者共へ三十日切五十日百日とか日限申付夫にても不尋出候は、其輕重によ  
りかゝるべき者追放又は過料等申付事濟可申候尤も欠落者見出し次第召捕可訴出候若外より見出候は、猶又急度可申付



旨可被申渡候

御仕置者一件の内欠落者尋など有之其者尋申付不尋出候へば落着難成とて其一件御仕置差延置候に付構無之者の及難儀候事に候間欠落者尋の内六ヶ月を限不尋出におゐては其旨被相伺殘のものそれは相應に御仕置可被申付候伺に不及御仕置申付候も右同斷に可被相心得候惣て欠落者尋出候とも一件の者共の儀延々にいたし年月を経候儀不宜候以上

同六年五月

奉公人請人出入有之家主引請候事

覺

- 一 奉公人の請に立候者の出入は其家主引請相濟當人店立いたし店請人へ引渡追て右立替金相掛度旨當人住所を見届元家主願出候は、當人身代限可申付候
- 一 奉公人の請人店請無之候へば出入は其家主引請相濟當人は門前拂にいたし右立替金を追日當人相掛願候節相對にて請取候筋にては店請人と馴合店請などに罷成態と門前拂に成候様相斷可申候間是亦身代限可申付候
- 一 店賃相滞候者を家主店立いたし追日當人へ店賃相掛候儀右別條の立替金とは違ひ候間彌御役所にて取扱に不及候右の通伺相濟候

同八年十一月廿日

樽屋にて年番名主へ被申渡

町中人宿不埒成ものも有之奉公人欠落多有之候に付欠落者相止可申致方存寄書差出候様被申渡候

同年同月二十五日

右に付左の通返答書相認今日同所へ差出候

覺

奉公人取逃欠落仕候儀向後不致仕形も有之候は、可申上旨被仰渡候に付相考申候へども大勢の儀に御座候間欠落不致仕形存寄無御座候然共御屋敷方奉公人の儀は不埒成人宿共奉公人と馴合欠落爲致又外へ奉公に出候様成人宿共御吟味被仰付寄子切々欠落爲致候様成人宿共其支配の名主より御訴申上人宿爲相止其上御屋敷方奉公人支配被致候役人中部屋々相改博奕無之様爲致吟味殿様より奉公人へ渡り候かんばん並諸道具等取逃候とも奉公人に不構支配の役人より僕被出候は、自然と欠落も減少可仕哉と奉存候へども町方奉公人の儀は親類又は念頃にて請に立候儀に御座候へば人宿よりは奉公人一切召抱不申候故此段は何共及了簡不申候存寄も無御座候以上

年 番 名 主 共

同九年

奈良屋にて年番名主へ被申渡

- 一 久離いたし御帳に附候者御帳消をも不致手前へ呼入置公事合に罷成候もの有之候ケ様の筋猥に無之様の仕方相談致返答可致旨被申渡候

九月廿三日

右に付左の通書付奈良屋より差出候

町中久離勘當御帳に記候儀差免候節御帳をも消不申差免候族粗有之御帳附の品も正敷無之不埒に候間己後御帳に附候者消候上にて手前へ引入れ候仕方相考可申旨被仰渡候に付存寄申上候

- 一 町々家持店借に不限久離御帳に記候節御訴出候者方より家主五人組へ爲相知其町の名主方へ證文取置可申候尤文言は右の者指免候節は縦他町へ引越候共御帳に記候元町の名主五人組家主へ爲申聞御帳面消候上手前へ呼入可申候と申證文に面立候親類に加判爲仕名主方へ取置御帳付に差出候て紛敷儀も御座有間敷候様奉存候如斯仕候ては如何可有御座候哉奉伺候以上

九月廿三日

年 番 名 主 共

四六四

同十月六日

諏訪美濃守様御内寄合へ年番名主共被召出右親の通可仕尤向後御帳附御帳消の節名主致奥判差出可申旨被仰渡候

同月十一日

右名主奥判の儀に付左の通書付奈良屋市右衛門殿迄差出候

以書付御伺申上候

一 町中久離御帳付の品先達御尋に付存寄書付指上候處去六日美濃守様御内寄合へ拙者共被召出書上候通仕其上御帳付に罷出候節も差免度御訴訟申上候節は名主共奥判仕差出候様被爲仰付奉畏彌以右の旨今日惣寄合仕名主共へ不殘通達仕候就夫奉親候者奉公人欠落店主欠落御帳付の儀は只今迄の通被成下候様惣町中名主共申上候尤店主欠落奉公人欠落御帳付の儀久離勘當御帳付迄同様の儀にて御座候へ共奉公人欠落の儀は日々の義に御座候へば末々に至り右願書相認五人組等の印形取候逆存の外手間取候儀御座候て不調法も出來可仕哉無覺束奉存候間右兩様の儀は名主共奥判も不仕只今迄の通に被成下候様奉願上候以上

十月十一日

年 番 名 主 共

同月廿一日

奈良屋市右衛門殿年番名主へ被申渡

一 久離勘當並欠落者御帳付の儀に付店主又は奉公人欠落御帳付の儀は日々の義に候へば末々に至間違等も出來可申間欠落御帳付の義は只今迄の通に何れも致度の旨先達て書付の趣當十八日御奉行所へ相伺候處畢竟欠落御帳付の儀向々に有之間御帳付の節願書に本人家主五人組並名主奥判致其上御番所御帳面にも何れも印形可致候勿論病氣差合等有之時分は名主代判可致之由被仰渡候間可被得其意候

但三日過候て御帳に付候事に候得者不相見當日より心掛罷在候は、間違等出來申儀有之間敷儀に候乍去是等に相障ること有之も有之候は、相談の上書付可差出候

同月廿五日

右に付年番名主寄合相談の上左の通書付相認奈良屋迄差出候

久離勘當並欠落者御帳付の儀向後御番所へ御訴に罷出候節名主共持添尤御帳にも加判可仕旨被仰渡奉畏拙者共奉願候者

- 一 久離勘當御帳に付候儀は名主共同證にて吟味仕彌御帳に記申儀は名主共差添御帳に付可申候
- 一 欠落者御帳付の儀は町内に罷在候家持店借出店主召仕男女共に名主支配切人別帳に有之者致欠落候節吟味の上名主共差添御帳に相附加判可仕候
- 一 他所へ奉公に出し置候寄子先方にて欠落仕候は、主人方より御訴申上御帳面に相附來候間自今は請人罷在候町内よりは御訴に不罷出候様に仕度候
- 一 店主欠落仕候は、其家主より店請人召連御番所御帳に店請人の名印仕店請人罷在候町内よりは御訴に不罷出候様に仕度候

右之通奉願候以上

享保九年十月廿五日

年 番 名 主 共

同十一月十日

奈良屋へ年番名主被呼右書付の趣惣名主得と承知の儀に候哉組合切に相尋一同に候は、其趣書付差出候様被申渡候

同月十八日

右に付惣名主一同の連判致其趣書付奈良屋へ差出候へは右連判帳は爲念年番名主に差置候様被申渡候

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 齋離 第二

四六五

同十二月五日

右御帳附の義に付又々奈良屋へ差出候書付

町中久離勘當並欠落者御帳に記候儀差免候節御帳をも消し不申差免候族有之御帳付品も正敷無之不埒候間向後御帳付の者消候上にて手前へ引入候仕方可申上旨被仰渡候に付書付差上申候

一 町々家持店借に不限久離御帳に記候節御訴に出候者方より家主五人組へ爲相知其町々名主方へ證文取置可申候尤文言は右の者差免候節縦他町へ引越候共御帳に記し候元町の名主五人組家主へ爲申聞御帳面消候上にて手前へ呼入可申旨證文に面立候親類に加判爲致名主方へ取置御帳付指出候ては紛敷義も御座有間敷様奉存候欠落者も右に准し主人家主より證文取置可申候

一 御帳付御帳消の節名主奥判仕御番所へ指上候書付趣

乍恐以書付御願申上候

一 何町何町目誰店誰申上候

何町誰店

年號月日

當人誰印	當人誰印	當人誰印
家主誰印	家主誰印	家主誰印
五人組誰印	五人組誰印	五人組誰印
名主誰印	名主誰印	名主誰印

右之通相違無御座候以上

一 欠落者御帳に付申候節も右の趣に仕書付差上可申候

一 久離勘當御帳附の儀は名主内證にて吟味仕彌御帳に記し申儀名主差添御帳に相附加判可仕候

一 他所へ奉公に出置候寄子先方にて欠落仕候をは主人方より請人召連御訴申上御帳に相付來候間自今も請人罷在候町内より御訴に不罷出候様に仕度候

一 店主欠落仕候は其家主より店請人召連御番所の御帳に店請人名印仕請人罷在候町内よりは御訴に不罷出候様仕度候右の通奉願候以上

享保元年十二月

年 番 名 主 共

下げ札

一 人別帳に無之者欠落

一 人宿寄子宿欠落

一 旅人宿にて四五日も參居候者欠落

一 廻船の水主等欠落

右の分名主奥判御免被下候様仕度奉願候

右書付差出候處書落者不依何者に名主奥判仕指添罷出可申候尤人別帳に無之者は別て入念證文取置候様被仰渡候旨市右衛門殿被申渡候

右に付又々左の通書付相認奈良屋へ差出候

以書付申上候

一 久離勘當欠落者御書付の儀先達て以書付申上候内名主方人別帳に無之者或は百姓宿人宿寄子等の所縁難相知候者欠落御帳付に罷出候節は奥判御免被遊被下候様御願申上候處萬事欠落御帳付に名主奥判可仕旨被仰付奉畏惣名主共より申通向後欠落者何者に不限惣て名主共付添罷出可申候奥文言の儀も一樣に先達て書上候通の文言に可仕候拙者共へは

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第二

其家主より入念證文取置可申候

右之通御觸流被下候様仕度奉願候以上

享保九年十二月

同十二月十二日

奈良屋へ年番名主被呼欠落者御帳付の儀人別帳に有之者又無之者御訴の節奥文言兩様に認伺書差出候様被申渡

右に付左の通相認同所へ指出候

乍恐書付を以て御願申上候

一 何町誰店誰召仕何と申者年辰に何拾何歳何町誰店誰請人に取何年已前より召抱置候處當月何日風と罷相見不申方々相尋候へ共相知不申候に付今日欠落御帳に御附被遊被下候様奉願候以上

何町誰店

年號月日

御帳付主 誰 印

家 主 誰 印

五人組 誰 印

何町誰店 誰 印

欠落誰請人 誰 印

右の通相違無御座候以上

名 主 誰 印

右者人別に有之者の御帳付仕形如此認罷出可申出候尤取逃等御座候は、其趣を書添可申候此外店主欠落或は久離勘當御帳附も右に准じ文言可仕候事

又人別に無之旅人人宿寄子等の欠落御帳付の仕形或は百姓宿等の旅人欠落仕候節は

乍恐書付を以て御願申上候

一 何町何丁目誰店誰方に何月何日より罷越逗留仕候何國何村の誰と申者當月何日より罷出相見不申候方々相尋候へ共相知不申候に付今日欠落御帳に御付被遊被下候様奉願候以上

年號月日

何町何丁目誰店

御帳付主 誰 印

家 主 誰 印

五人組 誰 印

名 主 誰 印

名 主 誰 印

右兩様如斯相認附添罷出可申候哉奉伺候以上

享保九年十二月

同十二月廿日

年 番 名 主 共

奈良屋年番名主被呼欠落御帳付の儀に付先達て度々伺書差出其上御帳附文言も相伺候に付御奉行所へ被窺候處來已正月より右之通の願書を以名主差添可罷出候此度町御觸も可被成下段被仰渡候旨市右衛門殿被申渡候

同十年二月廿八日

一 東海道宿人馬不足故別て助郷村々及難儀候付今度宿々人馬不足無之様被仰出餘計の人馬不差置管に候依之在番諸大

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第二

名其外往來の者向後入用の人馬は致先觸爲差出賃錢急度相拂可被申候差掛り入用の人馬出させ候は、問屋へ申付候とも相對を以雇かさつ成儀無之様可被相心得候尤問屋不届有之候者其段追て道中奉行へ可相達候

一 諸大名道中一日に三頭程宛人馬不差支様に可被相通候川留にて逗留差湊候節は右の順を以段々に可被相通候以上

享保十年二月

右は己二月廿八日大目付衆被相渡候御書付の由にて諏訪美濃守より三月三日に来るに付寫之留る

同年三月十七日

町中人宿の者共の内不埒成者有之當前の判賃取候事を專に致奉公人出所並欠落者の吟味も無之請に立差出候族有之に付右奉公人取逃欠落不絶出入多畢竟請人不埒故の事に付自今奉公人欠落四五人にも及び筋悪敷出入有之人宿の分は其町名主支配切違吟味書付封月番之番所へ可差出候吟味の上急度可申付候

但人宿店に差置候家主別て能々相心得筋悪人宿の儀は早速支配の名主方へ爲相知可申候若人宿主馴合隠し置家主も有之候は、後日相知候共人宿同前に急度可申付候

右の通町中の者共へ爲觸知急度可相心得候此外毎年三月相觸候奉公人べん／＼と浪人にて差置間敷旨の觸書當年最早別段に不相觸候條彌前々の通可相守者也

右の通去辰三月も相觸候へ共其以後筋悪敷人宿申出候名主も無之候於番所令吟味候へば不埒成人宿有之候名主共不吟味と相聞候彌前書の通致吟味不埒成人宿有之候は、以書付月番の番所へ可申出候以上

同年七月廿日

奈良屋にて年番名主へ被申渡

町々筋悪敷人宿並請人有之候は、其町々名主致吟味書付封御訴可申上旨御觸有之候へ共無之儀勿論奉公人取逃欠落出入等も數多有之に付此度御數寄屋町名主十右衛門儀右出入減可申存寄書付御番所へ差上候へば可然被思召致吟味候様此方

へ被仰渡様書段々違吟味候處可然儀に付其段申上候へ者猶又年番名主へ申聞惣名主共致相談外にも宜仕方有之候は、可申上旨申渡候様兩御奉行様被仰渡候旨市右衛門殿被申渡十右衛門差上候左の書付被相渡候

乍恐以書付申上候

近年奉公人取逃欠落數多有之其外火附盜賊人三つの惡事出來申儀御繁榮地形にて候得ば諸人の難儀に付右の品共減可申仕形可有御座儀に奉存數年相考罷在候處越前守様御尋に付段々書付差上置申候取分人宿奉公人欠落大分出來申譯去卯極月書上申候内馬喰町小傳馬町其外旅人宿へ欠落者罷越一夜二夜泊新人宿共寄子に罷成候類數多有之欠落の元に成候趣書上置候者證據相見不申候處此度私支配天神下同朋町人宿喜多右衛門寄子欠落仕小傳馬町旅人宿へ罷越一夜泊松枝町の人宿次郎兵衛と申者方へ罷越出入に罷成御番所へ罷出候處双方名主家主其外立合取扱出入埒明濟口證文差上申候右の通欠落者旅人宿へ罷越外へ在付申譯儀に相知申候に付前度書上候趣を以相考候得ば此上御觸被遊方にて欠落等減可申儀に奉存候左候得ば諸人の御救に御座候に付奉親候尤當三月人宿の儀御觸有之候得共寄子五人十人欠落有之候を書上候は、殘る人宿は無御座程の儀其上筋悪敷譯駈と相知不申候故何方より書上不申候此度出入に付旅人宿共有之候町々名主共申渡候得は旅人宿共儀は欠落者一切留不申様可仕候旨申合候然共新人宿其外にも欠落者留置品々有之候故欠落人大分御座候へば御觸被遊方にて一夜も差置不申候は、欠落仕遠國へ參候は格別御當地に居所無御座候は、無是非元宿へ立歸候様罷成自欠落相止可申候依之毎度書上候内にも御座候通欠落者引込置候敷不吟味にて請に立奉公に出候を元宿見付相斷候は、其出入何分にも當宿へ被仰付取逃仕候者は御仕置被仰付候趣御觸御座候は、欠落過半相止可申と奉存候依之奉親候右品々御尋に候は、追て委細可申上候以上

天神下同朋町

同年同月

名主 十右衛門

奉公人欠落減可申仕様書

一 諸奉公人欠落品々御座候内々旅人宿へ欠落者罷越旅人と偽一二夜泊候者旅宿の手代共人宿へ入遣し有付申類欠落の元成候趣前度書上置候内御座候處此度右筋の出入出来に付此等の欠落御觸にて少々減可申段申上候得者御尋に付委細書差上申候尤先年より遠國者旅宿泊り奉公仕度と申を人宿其外へ口入遣し候儀有來候得共其節は正路にて國所迄を相知候者双方の爲に仕候致不埒も無數御座候へ共近年は人の心惡敷罷成禮錢取候を心掛申に付欠落者の吟味も不仕何者にて引合禮錢取候者も不届行衛も不知者を請込奉公に出候者彌不届に御座候併人宿共寄子五人も十人も欠落重り時節惡敷返金調不申人代も差支申節は末々難儀も願無是非仕惡事に御座候此外人宿共直引奉公人肝煎引賣新入宿の内には勤罷在候者にて引出品々の惡事の根元は欠落數有之儀に付此度御觸にて欠落減候は、自品々の惡事相止可申候依之欠落者何方にても一夜の宿無之仕様斗左に書上申候

一 奉公人欠落出入給金等請人埒明候以後にても右欠落者他所に勤罷在候共元宿見付候は、其主人方へ承當宿へ相掛其體奉公人差置候は、先主へ出金不殘當宿より指出其金下請には掛不申奉公人より連々に引取可申但人代共出し欠落者元宿方へ相返候は、不吟味にて請に立候不届に付半金當宿出し可申但右欠落者旅宿より出候者に候は、三分一旅宿より差出可申且又欠落者宿人と偽一夜泊りの者に候とも様子相尋元宿へ相返候は、難用其外入用錢は元宿より差出其もの引取可申候

一 旅人宿へ遠國より一夜泊りの類は人宿へ一切引付候儀相止申度儀に奉存候得共有來儀急に相止候は、當分無宿等も出来可申哉難斗に付此度は欠落者斗の吟味被仰付候ても欠落少々減可申候

一 輕き奉公人御屋敷方にて小博奕打申に付欠落の元に罷成候且又大部屋等に部屋子と申欠落者を罷置儀御座候此類相止申仕形も可有御座候事に候

一 前方家主出入被仰付節は店請下請へ段々掛りに罷成出入大分出來諸人難儀仕候處去る亥年御定法被爲仰出家主へ被仰付候儀相止候故諸出入減諸人難有奉存候尤店請下請へも一切不相掛候處近頃店賃の儀は被仰付候様罷成申候奉公人

入下請へ少も不相掛候故無益に存候哉下請不取奉公人數多有之候下請にも難儀無之存候故奉公人欠落仕候儀を何共不存候様罷成請人共難儀仕候に付向後は下請人へも欠落出入五分一も相掛候様仕候は如何可有御座候哉  
右諸人の爲に罷成候儀に付町中名主家主一知仕致吟味候は、相諦可申儀に御座候間此儀相調候様年番名主共へ被爲仰付候は、私儀も寄合相談仕此上の仕形段々御親可申上候以上

御數寄屋町  
名主 十 右 衛 門

同八月十四日

右の段年番寄合の上組合切返答の積に相談致七番組より左の通今日奈良屋え書付差出申候  
以書付申上候

天神下同朋町名主十右衛門奉公人欠落者の儀數多有之に付減候仕形書付を以申上候に付外にも存寄有之候は、可申上旨被仰渡候に付私共組合寄合相談仕候處右書付の外欠落者減候仕形存寄無御座候以上  
享保十年八月十四日

靈岸島八丁堀組  
年 番 名 主 共

同十一年一月

奉公人入口の者停止町觸

諸奉公人請負入口致候者出來其事に付不宜儀共有之候間自今入口停止申付候此以後相背内證にて入口致候者有之後日相知候は急度可申付候尤日雇請負の儀は別段の事に候間構無之候

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第二

右の趣町中觸知者也

同年二月

奉公人宿の儀に付町觸

近年米段々下直に候處奉公人の給金は前々の通高直に有之候畢竟請人人宿共の仕方不埒にて奉公人へ無筋の入用相掛候故の儀に候其上取逃欠落等も多有之旁不届候依之今度吟味の上人宿組合申付候間其最寄にて三四十人程宛組合左の通急度相守可申候

一 徒若黨之衣類布木綿取交可致着用旨先達て御觸書出候間其趣相守可申候然上は彌舊冬相觸候通給金下直に可相極候此外の奉公人も右に准じ給金引下可申候且又主人より好有之奉公人の分は給金相對次第の事に候

一 右の通に候へば判賃の儀も給金に應じ引下げ可申候惣て請狀の節馳走ケ間敷儀は勿論部屋入振廻等の儀堅相止候様請人より部屋頭へ可申達候其外請人方にては雜用隨分減可申候

一 此已後新規寄子の分口入儘に候共其者出所元宿承届下請人念入置可被申候欠落者に候は、元宿へ相渡双方より月番の番所へ可訴出候は、急度可申付候尤此度組合申付候外人宿致し候儀堅無用に可仕候若組合の外内證にて請判致し候者有之は致吟味組合の者共可申出候

但親類等にて二人三人請に立候者も人宿共へ申付候趣可相守候此類は格別の儀候故組合に不及候併家主主迄届置判形可仕候

右の趣相心得一組切に名主共申合吟味可仕候若相背候は、請人奉公人は不及申組合の人宿共迄急度申付不吟味の筋も有之候は、名主共迄可爲越度候

右の趣此度人宿共へ申付候間町々にては此旨相心得可申者也

(享保十五年二月にも是と同文の政令あり)

同年三月

奉公人給金出入金承濟方申付候事

一 奉公人給金出入の儀前々より請人斗へ申付人主へは不申付候若請人欠落等致し不罷在節は人主へも申付候自今請人入主兩人へ申付濟方不埒に候は兩人共に身體限りに可申付候

一 前々は主人方へ請人より相濟候出入金入主へ相掛り度旨願出候へば人主へ申付候處去る亥年御定書出候後下請へ掛りの儀相對は格別御役所におゐては不申付候向後前條の通罷成候は、主人方へ請人濟候給金は人主へ掛り度旨願出候は、町方にて慥成人主を取置候分は可申付候最武士方奉公人など人主に取置候分も右の通可申付候

同年(月日不)

奉公人受人御仕置拔録

奉公人病氣に付宿へ下り候處快氣いたし候へ共不相歸外へ奉公に於差出にては給金不相濟候は、受人欠所江戸拂奉公人

同罪

追 加

但給金相濟し候とも受人過料奉公人手鎖

同年(月日不) 此政令は享保元年より寛保三年に至る迄二十八ヶ年を歴て成(る則ち之を寛保三年に置くも亦た可なれとも姑く茲に入る)

奉公人請人御仕置の事

一 奉公人給金滞十日限請人濟方申付

但日限の内半金も差出候は、十日の日延其上にて滞候は、身體限可申付候最主人より請人人主へ相掛候は、兩人へ可申付事

享保十年

- 一 武士方家來を請人に取候分 右同斷
- 但右同斷(武士方奉公人も右同斷)
- 一 給金出入主人より請人の家主へ相届預證文取置候以後請人於「關落仕」は家主へ給金濟方並尋可申付事
- 但右立替金請人の店請へ家主掛り候共申付間敷候
- 一 奉公人病氣に付下宿候處致快氣(給金不濟候は、請人關所) 江戸拂候へ共不相返外へ奉公に出るに於ては 奉公人同罪
- 但給金相濟候共 請人過料 奉公人手鎖
- 一 取逃引負致候者請人へ引渡請人より(取逃引負金共請人)可濟方證文取置候上にて奉公人於欠落致は
- 但引請の證文於無之は關落尋計可申付
- 享保元年
- 一 關落奉公人請人へ三十日限申付三切日延の上於不尋出は過料
- 享保元年
- 但取逃致候者は六切日延尋可申付事
- 一 取逃之品於賣拂は買主より爲戻可申事
- 但金子杯は遣ひ捨候事分明に候は、すたりに可致候
- 一 取逃の儀乍存奉公人を隠置候請人人主 江戸十里四方追放
- 一 奉公人給金請人立替相濟候以後下請人へ掛り候節は 二十日限濟方可申付
- 一 關落奉公人を請人見出當宿へ於預置候は 替候給金容二十日濟方可申付候
- 但奉公人請人方へ引取置候上致欠落候は、請人方に罷在候内の雜用共當宿へ濟方可申付候先達て下請人へ立替掛候に於は當宿へは過料可申付最儘成證文取之差置候は、其下請の者に可申付欠落者は引返度旨請人相願候は、引返させ可申候事

享保二年

- 一 武士町方は關落一通の者を尋出候は、召捕に於ては 請人へ引渡心次第申付主人請取度旨願候は、主人へ可相渡候
- 但欠落三日の内他所にて惡事候は、主人方へ可引取欠落には立申間敷事(此より前に寛政二年四月にも是と大同小異の教令あり同三年〇寛保元年にも是條と同文の教令あり)
- 一 人宿の外素人宿の分は 親類并同國の好身に候は、拾人迄可爲請判
- 但十人餘に候は、過料可申付事
- 同六年
- 一 奉公人請人店請無之出入は家主引請相濟當人宿立願出於は 當人は門前拂申付追て居所見出家主願出候は、身體限可
- 同元年
- 一 自分の名を替奉公人の請立候者 江戸十里四方追放
- 但奉公人と馴合判賃の外給金の内をも配分爲致受欠落候は、死罪
- 同年
- 一 人の仕業と相見候寄子の變死を不存分にいたし候者 所拂
- 但人の仕業と不相見致變死候を不訴出候は 叱り
- 一 寄子致欠落參候儀存候へ共(此處缺文あらん)
- 一 盗人と不存宿致質物の世話致遺配分は不取もの 江戸十里四方追放



一 取逃の雜物預置配分致又は取金等取當人隠置候請人人主 死罪  
享保元年

一 奉公人と馴合欠落爲致候請人 江戸拂  
但二度以上に候は、 請人死罪

同年

一 寄子の内欠落及數度不尋出請人組合人宿寄子の内を自分請定置候 江戸拂  
一 奉公人欠落致主人より斷有之奉行所にて給金濟申付候處其人宿も於欠落者

給金滞は人宿組合價可申付欠落の人宿は家主へ尋ね申付不尋出に於ては過料可申付候  
一 組合人宿には無之好身の者に付人主印形は有合の判を用自分請に立出置候奉公人致欠落候處人主方は不相歸又候請  
に立外へ奉公に於出候は 請人欠所江戸拂 奉公人同罪  
但給金相濟候はは請人過料 奉公人手鎖

同年(月日不)

奉公人受人御仕置拔錄

従前々の例

取逃引負いたし候もの受人へ引渡受人より可濟旨證文取置候上奉公人於欠落致すには取逃引負金とも受人へ濟方可申付  
但引受の證文無之におゐては欠落尋斗可申付事

同十二年三月晦日

奈良屋へ年番名主被呼奉公人欠落其外惡事減候仕方御數寄屋町十右衛門申上人宿共も相願候間得と相考存寄致返答候様  
被申渡十右衛門差上候書付並人宿共願書共に被相渡候

同四月廿一日

右に付左に有之通返答書差出候

十右衛門書付寫

乍恐以書付御伺申上候

一 近年奉公人取逃欠落數多にて年久敷人宿共迄難儀仕候に付人宿共申候へ共度々御願申上候儀に御座候共欠落等の減  
じ可申仕方も無御座人宿奉公人共に連々心底の惡敷罷成候を直し申仕方大體の儀にては出來兼申儀に御座候右の通近  
年取逃等主人捨に罷成候儀可然品も有之候哉取逃欠落等の減可申仕方も有之候は、可申上旨去る已極月御意被遊其方  
儀諺事相考候者故被召呼御尋被遊候旨其已後御意の趣難有奉存夫より様々相考罷在候處に此間人宿共取分難儀至極に  
罷成候儀共御座候に付此節仕様申聞せ得心爲致奉公人出替の時分請人共仕方能罷成候は、向後取逃欠落諸惡事相止可  
申仕様御考置申儀に付人宿共一智(一智ハ一)致仕様書差上可申哉奉伺候已上  
閏 四 月

御數寄屋町

名主 十 右 衛 門

人宿奉公人連々惡敷罷成候次第書

一 先規は渡り奉公人に請人の外寄親と申儀も有之欠落等無敷給金も下直に着類等も下直に候へ共遣用不足に付て足輕  
類は小細工等仲間類は草履藁履等作り小遣にいたし候に付其節は正路に奉公仕候處連々奉公人身持惡敷罷成取譯近來  
下々の奉公人酒給小博奕等打申候に付取逃欠落多請人共難儀仕候武士方にては御慈悲深く欠落奉公人給金等相濟候へ  
者其者徘徊仕候も其分に被成候儀難有奉存候處返て欠落仕候ても別儀無之事に存酒を給すこし或は惡事仕衣類かば  
ん失ひ候へば宿へ罷越衣類金錢を借度由申候ても貸不申候へば難儀候間欠落仕より外無之坏と我儘を申不届しかり申

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊職 第二

候へば直に欠落仕候類數多有之候故宿も可致様無御座少々宛も借し遣し動させ請人よりけいはく仕候様相成來申候尤三月請狀いたし不引越欠落仕候も有之候へ共春より夏迄數年の宿屋共金廻り御座候故埒明候へ共八九月より末冬に至り欠落多く有之候へば出銀出來不申人代にも差支申に付惡事等乍存旅宿杯々參候者にても買出と申を仕人替遣し申類新人宿者不及申數年の人宿迄無是非仕候惡事其外人引直し引負出歸り宿踏杯と申品々惡事御座候へ共此度人宿組合被仰付仕方能罷成候へ共奉公人人宿共に右の惡事不殘相止申事故右の有増(有増は荒増の意ならん)書上申候以上

奉公人欠落減可申仕様書

一 町中端々迄數年の人宿二十人程宛組合爲致何番組誰と申札一枚宛相渡置一組切に二人宛廻り行事相定奉公人請判致方寄子増減等毎月吟味させ若欠落の奉公人有之候は、其者の名年恰合様體書付惣組合行事方へ相廻し一組合吟味致右似寄候者に候は、元宿へ申遣し見せ候て欠落者に候は、主人へ差出候共御番所へ御訴申上候共欠落者の筋輕き事に候は、一二度迄も元宿へ相返候共此儀は被仰付次第爲相守可申候尤主人へ濟方の儀人代成共給金返済成共埒明候様に爲仕可申候

一 奉公人半年餘に罷成候とも若動がたき儀出來候狀病氣にて暇出申候分は人替りに候は、早速差出可申候給金半分も取不申故右取替金不殘返済仕候は、請人立替相濟申候ても其奉公人一生相立不申様に罷成申に付元正踏成奉公人も惡く罷成欠落仕候儀數多御座候然者欠落奉公人は尋給金共只今迄通りに被仰付候様に奉願候

一 筋惡請人等有之候は、可書出等度々御觸も御座候へ共不掛身の内は申上候者も無御座候新人宿數多出來奉公人欠落の元に罷成候此新宿被成候者の儀人宿共の儀代判仕候者又は大部屋仲間等小頭杯杯候者引込店持少々も寄子出來候へ者請判仕候へ共拾人二拾人の寄子にては渡世不足に付外の寄子引廻し或は欠落者を乍存請に立奉公に出し申に付其奉公人數多欠落仕候へば埒明不申身體限りに罷成又は外にて店借請に立申類數多有之に付古き人宿の寄子欠落右分出來難儀仕候へ共此度人宿組合被仰付吟味仕候は、不埒成者は組合相除可申候左候は、筋惡數新宿仕候儀も難成奉公人も

勤候様罷成可申候

一 古來人宿の寄子は徒足輕以下渡奉公人にて御座候其外親類縁者同國の好身にて五人七人男女の請に立奉公に出候者數多御座候へ共此類者欠落等も少く候へば其内にも手前不如意に付當分勝手斗心掛欠落者吟味不仕判賃を取請に立其者欠落致候へ共此類相止候は、奉公人の差支に罷成可申候間何れの好身にて寄子何人有之候旨家主万へ書付取置無滯一請に爲立其外好身も無之者請に立不申様に御觸御座候は、諸奉公人欠落取逃等仕候ては御當地に一夜の宿も無御座候勿論請人頼可申様無之段存知罷在候自と正路に罷成諸惡事相止可申候

右の通人宿共内證にて爲申聞候へ者組合被仰付候は、申合不埒の出入無御座候様に請判可仕候旨申に付仕様書差上申候近年諸商人組合被仰付候故諸色高直に成不申親規仕出等も無御座能しまり申候人宿の儀も請判渡世に仕候へ者商人同前の儀に付新宿も出來不申取逃欠落等相止候へは請人の御赦に被仰付候は、當三月出替前に組合爲致候は、早速當年しまり可申儀に付奉伺候已上

御數寄屋町

名主 十 右 衛 門

二月

三人宿共訴狀寫

乍恐書付を以奉願上候

前々より御願仕候人宿共申上候別て近年奉公人取逃欠落數多有之迷惑仕候儀は人宿の外欠落もの引廻し請に立候者所々地有之此段私共了簡にて相止可申様無御座候奉公人欠落に難儀仕罷在候處御數寄屋町名主十右衛門人宿奉公人善惡其外筋惡數新宿共出來欠落多罷成候品々委細に存候に付取逃欠落等減じ可申仕形御申上候旨被申聞承知仕一致得心連判差出し申候先年奉公人出入多分有之人宿は不及申町々家主迄難儀仕候所越前守様御尋に付名主中の内より欠落等減候仕様書被差上候に付九年巳前亥年御定法被爲仰付不埒の出入早速相正私共唯今迄相續難有仕合奉存候處又々近年私共寄子其

外欠落仕候儀を何共不存候様に罷成銘々防兼候に付數年の人宿共自分に組合様に相談仕候へ共大勢の儀其上差圖の人無御座候故相しまり不申候に付此度十右衛門差上候書面の通組合被仰付候は、相互に不埒無之様に差圖を請致一致請判仕可申候然上者奉公人差支申儀少しも無御座自身持罷成向後取逃欠落不埒の出入相止可申候左候は、御武家様方迄御爲にも罷成可申儀に付奉願上候御慈悲を以何分にも被爲仰付被下候は、難有可奉存候以上

願 人 人 宿

四 拾 七 人

享保十二年二月

返 答 書

御數寄屋町名主十右衛門並人宿四拾七人の者共人宿組合の儀願上候に付惣名主共相談仕存知寄可申旨被仰渡候に

付書上申候

- 一 人宿二十人雜宛一組合仕候て白人(白人は素人と同じ意ならん)同國又は知人の筋にて五人七人程宛寄子持候者をも組合へ入候は、諸色物入等も掛り可申候右懇意の筋にて判賃喰扶持等取不申請に立候者共組合に入迷惑可仕候
- 一 親類縁者或は其身奉公仕候節之元主人所縁或は出入仕候御屋敷様杯より被頼奉公に出候類も右の通に御座候て五七人宛も請に立候を組合に入候ては判賃雜用取不申候上に組合に入際入用事を欠候ては迷惑可仕候
- 一 右の筋の者を組合除候ては立ち申間數候
- 一 親類縁者にて奉公人を何人請に立候と申儀家主書付取置候様に仕候は、何方にても家主共店に差置申間數候常々二三人親類者の請に立候をも世上家持共迷惑に奉存候へ者自親類縁者の請に立候者も少く罷成候は、御當地奉公人自然と御底罷に成其上給金も高直に可罷成様に奉存候
- 一 組合被仰付候人宿共自然と感薄く罷成人宿差置候家主とも迷惑可仕候右只今迄の通被成置候ては右障り儀も無御座

儀御當地家持共安堵仕罷在候間只今迄の通被差置可被下候様に一同願上候已上

享保十二年四月廿一日

惣 年 番 連

判

右の通年番名主不殘致印形奈良屋市右衛門殿へ被差出候

同十一年二月

諸奉公人宿組合相極候儀御届書并町觸

覺

- 一 近年諸奉公人取逃欠落多畢竟請人共不埒の仕形に付今度吟味の上人宿二百二人に相定組合申付給金の儀も引下げ候積町奉行にて申付候事
- 一 右の通に付奉公人請狀の節判元見に參候者へ人宿共方にて馳走ケ間數儀一切不致并奉公人引越の砌部屋入の振廻等のたくひ相止候様に人宿に申付候間此段部屋頭共へ主人より可被申付候事
- 一 人宿の儀町々は組合有之候間其所にて可被承合候事

以 上

右の通可被相觸候

同十六年三月八日

覺

- 一 去年中組合申付候人宿並素人宿共別て不埒にて當分の判賃取候事を專と致奉公人出所並欠落者の吟味も無之請に立差出候族有之候に付右奉公人取逃欠落不絶出入多畢竟請人不埒故の事に候自今奉公人欠落四五人にも及筋惡敷出入有之候人宿の分は其町々名支配限違吟味書付封候て月番の番所へ可差出候吟味の上急度可申付候
- 但人宿店に差置候家主共別て態々相心得筋惡敷人宿の儀は早速支配の名主方へ爲相知可申候若人宿と馴合隠し置候

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第二

家主も於有之は後日に相知候共人宿同前に急度可申付候

- 一 組合人宿並親類等にて請に立候者共より諸奉公人召抱候節主人方より請人の家主名主方へ相尋候様にとの儀並町々にて店借候節元家主へ承届店借可申候由の儀去年中相觸候通可相心得候事
  - 一 奉公人べん／＼と浪人にて差置不申早速片付候様可仕儀是又前々相觸候通彌可相心得候事
- 右の趣可相守候筋悪敷人宿有之候は、可申出段度々相觸候得とも左様の儀申出候名主も無之候於番所令吟味候へは不埒の人やと數多有之候名主不吟味と相聞候前書の通致吟味不埒の人宿も有之候は、書付を以月番の番所へ可申出候以上

同十七年二月廿八日

覺

- 一 組合人宿並素人共諸奉公人請に立候節彌以入念欠落等無之様吟味可仕候當分の判賃取候事を專に致奉公人出所並欠落者の吟味も無之請に立差出候族有之に付欠落等不絶候畢竟請人共不埒故の事に候前々相觸候通欠落者四五人にもおよび筋悪敷出入有之人宿の儀は其町々名主支配切途吟味書付封候て月番の番所え可差出候不埒の人宿有之外より相知候は、家主名主共可爲越度候
  - 一 素人宿共の儀親類の外一切請に立間敷候縦親類たり共拾人より多請に立候儀仕間敷候旨先達て申付候所今以不埒の族有之由相聞不届に候若此已後拾人の外請に立候敷欠落者引込候者有之組合の人宿より訴出候は、吟味の上急度可申付候銘々家主共別て入念可相改候
  - 一 諸奉公人召抱候節主人方より請人の家主名主方へ相尋請に取可申候尤家主名主にても所々より尋來候節素人請人にて請に立候儀相違無之旨無滞可申遣候
- 右の趣可相守候若不埒之請人有之不吟味の筋有之相聞候は、家主五人組名主迄過意可申付候條此旨請人共は不及申町中不殘可觸知者也

二月(寶曆五年二月にも是と同文の政令あり)

右は二月二十八日御觸町中連判同三月四日喜多村納め

以書付申上候

先頃奉公人の儀に付御觸御文言の内左の一ヶ條拙者共心得のため下げ札仕奉親候御觸御文言

- 一 素人宿の儀親類之外一切請に立間敷候縦親類たり共拾人より多請に立候儀仕間敷候旨先達て申付候處今以不埒の族有之由相聞不届候若此已後拾人の外請に立候敷欠落者引込候者有之候組合の人宿より訴出候は、吟味の上急度可申付候銘々家主共別て入念可相改候
- 下け札

去々成二月親類並同國者拾人より立間敷旨被仰渡候此御文言にては親類斗に限り候様に奉存候左候ては殊の外手狭く罷成難儀の筋も可有御座哉成二月被仰渡候通親類並同國拾人迄は請に立候儀御免被遊候儀に御座候哉奉親候右之通奉親候以上

三月十三日

同三月廿八日

年 番 名 主 共

右之通樽屋藤左衛門殿迄伺書差出候處御觸之通親類の外一切請に立間敷候尤去年中より此間迄請に立差出し置候同國好身の者の儀は先其通に致此已後彌右の通親類の外一切請に立申間敷旨御下知に候段年番通達

元文二年五月八日

(櫻町天皇 八代將軍吉宗)

町中より家主五人組へも不致沙汰御番所へ一人駈込御願申上候儀者自今御取上げ不被遊候様被成下度段奈良屋市右衛門

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 蕃離 第二

殿遊北方年番名主より此間相願置候旨年番名主通達

同年十一月

尋のもの不出候へば落着難成とて其一件差延置候ては構無之者の難儀に付六ヶ月を限り不尋出に於ては尋の者過料其品により相當の科申付欠落人は見當次第召捕可來見通にいたし外より見出訴出候は、尙又可答旨申付る一件御仕置落着申付る

同年同月

酒狂にて人を致打擲候ものは身上限諸道具取上打擲に逢候ものへ爲取之但酒狂の儀主人へ斷候節欠落と申立候共主人方を罷出三日の内に候は、欠落に不相立

同年同月

取送引負等の欠落もの請人に三十日限尋申付尋不出におゐては請人身代の様子に寄過料輕重申付る欠落ものは及六七度不尋出請人は爲過料身代四五分或は二三分相應に取上る若奉公人と馴合不尋出におゐては其請人御仕置申付る落着は尋出取送もの賣拂候共買主より戻させ金子杯を捨候事分明に候は、すたり尤請人へ給金斗濟方申付る但請人より下請人へ掛り願出候におゐては下請人へ三十日切申付る惣て請人より濟候金子請人人主兩人へ申付る濟方不埒におゐては兩人共に身代限り申付但武士奉公人人主に致置候段濟方申付る

同三年二月九日

一 樽屋藤左衛門殿へ年番名主被呼素人宿請狀に人宿又は家主致加判頼に無之様致度段人宿共願出候間存寄書付差出候様申渡訴狀被相渡候に付返答書差出候處寺社方町方は格別御武家方の儀は奉公人御抱の節御届無之候共家主共加判頼前に相成候御請負の致方も可有之哉今一應遂相談書付差出候様被申渡候に付左に有之通返答書同所へ差出候尤最初の返書も差て相替儀無之に付後の斗記置候

訴狀寫

乍恐以書付奉願上候

- 一 私共儀素人宿吟味仕候様に前々より度々被仰付其上當御前様にて不埒成る素人宿御座候は、其旨早速御注進可申上段被爲仰渡候へ共畢竟素人宿大勢諸奉公人印形爲致候儀家主其者と馴合大勢の寄子取扱申候に付一切相止不申候事
- 一 右の筋相止致方の儀町中へ御觸流し在之素人宿の分御主人様方にて奉公人御抱被成候節親類縁者に相違無之段御請狀に家主與判仕候様被爲仰付被下置候は、親類縁者の外一切印形仕間敷と乍恐奉存候事
- 一 先達て横山町三丁目茂兵衛店傳兵衛と申者素人宿奉公人出入に付不埒の節最寄の組合の者共に寄子引受候儀被仰付候に付私共申上候者終に素人の寄子引受候儀無御座候段申上候へば當御前様被爲遊御意候者此已後業人の寄子にても引受候様被仰付候に付御意重奉存御請申上候然共組合の人宿の寄子より素人取扱候寄子の儀は大勢御座候に付右御願申上候通家主加判御座候寄子の分斗引受候様被爲仰付被下置候は、難有奉存候御事
- 一 右の通御觸流被爲遊被下置候以後家主加判無御座給金出入兩御前様一切御取上げ不被爲遊候様に御觸流被下置候は、御主人様方にも被入御念家主加判御取可被成と乍恐奉存候左候は、家主も奉公人親類縁者筋別て吟味仕可申と奉存候御事
- 一 先達て被爲仰渡候御事者素人寄子御抱被成候節御主人方より名主家主へ御届有之候斗出入に被成候節御取上げ御取許被爲遊名主方帳面に無御座候分は御取上げ不被爲遊候に付其砌は御主人様方も名主家主へ御届被成候へ共只今は一向に無之儀相止申候に付出入多御座候と乍恐奉存候御事
- 一 前度入口御停止の趣被爲仰渡候に付私共は入口堅相止罷在候處近年素人色々の品名目を替手前の寄子も無御座候て大勢の奉公人を御請合請人に罷立申候者數多御座候依之組合の者方より欠落者の行衛一圓相知不申迷惑至極仕候事
- 一 先前被仰付候通素人宿の分は親類縁者三三人限り印形仕大勢の請人に相立不申候様被爲仰付被下置候は、筋惡敷素

人宿相止可申と乍恐奉存候尤二三人印形仕候寄子の儀は名主帳面に付候様御觸流し奉願上候御事

一 惣て素人請人に罷立候節請狀に私共加判被爲仰付被下置候は御主人様方御手支無御座候様に拾一組の者共申合せ向寄々々へ組合相分け店替仕加判可仕候御事

一 其向寄の組合申合出入仕候節は出入埒明け方にて可有之病人又は不時御暇被下候奉公人の儀は前度御慈悲を以被爲仰付候通御給金日勘定又は御人代にて埒明け可申候若欠落候て人主不埒仕候は、私共方より急度埒明可申御事

一 加判錢取方の儀は金一兩に付四匁五分づ、請取加判仕奉公人給金出入一切兩御前様不奉掛御苦勞候様に可仕候御事

一 私共御願申上候儀は御武家様方一卷を以御願申上候寺方町方諸奉公人の儀は毛頭御願申上候儀にては無御座候御武家様方の儀先達て素人宿奉公人出入不埒にて相潰申節其向寄の組合へ引請候段被爲仰渡候に付乍恐御意重く奉存右の通十一組の者とも御願申上候御事

一 御大名様方御意被爲遊候て不時に奉公人御抱被遊候節素人にて御屋敷へ手筋を求め寄子も無御座候て御請負申者共御座候此段御請合不仕候様に御觸流奉願上候御事

一 所々辻御番所請負の者共番人相抱候儀只今迄組合の者共方にては一切番人相抱不申候に付組合の欠落者に引込夜番等に指出申候に付欠落者行違相知不申様乍恐奉存候此已後番人相抱候節組合の寄子相抱候敷又は素人請人取抱候は、家主奥印取抱申候様に辻番請負者共方へ御觸流し奉願上候事

一 組合の者共御給金出入の儀先達て被爲仰付候通り日勘定又は人代欠落本金共に御番所様へ御苦勞不奉掛内々に年番行事吟味仕爲相濟可申候若不埒成者御座候は、早速御訴可申上旨組合御取上げ可被下置候御事

右の通家主奥印被爲仰付候様被成共私共へ加判被爲仰付候様に成共兩様の内幾重にも被爲仰付被下置候は、爲御冥加日用座御用十一組の者共相動申上度奉願上候勸方の儀は前々より相動來候通家賃にても金子にても被爲仰付次第差上數年日用座相動候傳七と申もの相加御用筋御差支無御座候様に大切に相動可申候其上礼役錢の儀も只今迄三拾錢宛取來候

處二拾八錢づ、請取可申候右の段御慈悲を以被爲聞召譯被仰付被下置候は、奉公人出入にて身上限りも相止御主人様方御給金御損毛無御座乍恐萬民廣大御救と難有可奉存候以上

人 宿

十 一 組 不 殘

書付を以申上候

元文三年正月廿八日

一 先達て被仰渡候町中素人請狀に家主加判の儀御尋御座候間返答書差上候處寺社町方の儀は格別武家方の儀御返答書の通難被付候間奉公人御抱の御届無之候共家主共加判同前に相成候御請負の致方も可在之哉今一應遂相談申上候様被仰付候に付又々存寄書差上申候請狀加判の代りに可相成御請負判の仕方相考候處何分にも急度致方も可有御座候へ共左候ては武家方の奉公人御請に相立候を嫌ひおのつから差留候者多有御座候哉又素人請共其武家方へ奉公人差出候て勝手成候筋も可有之候を家主差留候は、却て爭論の本にも相成可申哉畢竟素人請の儀は先年御觸之通相守親類縁者計請に立候は、筋惡敷出入も不仕事に候へ共猥に無縁の者を請に立候故惡事出來仕候此後も先年御觸の通急度相守其内にも武家方の儀は御届無之候とも兼て家主方にて吟味仕度無縁之者請に立不申候様に心を付相改奉公望の親類縁者参り居候者前方に請人方より家主方へ相届家主は名主方へ書付差出置奉公有附次第名主方の帳面へ記替請人印形仕候様に仕候は、際候て奉公に出候儀難致罷成可申候若前方に書付差出不申候敷或者家主馴合隠し候て奉公に差出及出入候族も有之候は、請人者不及申家主迄も急度御答被仰付候様に町中御觸流も有之候は、名主相互に申合急度吟味仕候は、餘り筋惡敷事も出來仕間敷様に奉存候此上にて筋惡素人請共御座候は、乍恐武家方奉公人の儀は女奉公人は只今迄の通男奉公人素人請一向停止に被仰付候敷又は十人迄請に立候處敷減少被仰付より外存寄無御座候左候へは武家方奉公人任せまくも罷成可申候今一應再御觸流被成下共唯今の通被指置候様に奉願候右の通被仰付候は、自今共に御武家方は御届無之候共家主方にて常々心掛相改可申候へは右加判仕候同前に油斷仕間敷候以上

同年同月廿五日

素人宿共猥に致請判候に付向後組合人宿か又は家主成共請狀に致加判猥に請に立不申様仕度段人宿共願出候に付當月九日樽屋へ年番名主被呼右願障の有無返答いたし候様被申渡候に付右願の通被仰付候ては差支に可罷成候間向後は親類にて奉公稼候者參候は、兼て家主へ其段相届家主より名主へ相届置奉公に出候は、又々其趣相届候様仕向又猥に請判不仕様に此度御觸流有之候様に仕度段年番より返答書差出候へは追て御番所へ被召出候儀も可有之旨樽屋藤左衛門殿へ被申聞候處今日松波筑後守様御番所へ年番名主被召出左の御書付を以被仰渡候

素人宿共奉公人請に立候節他人は勿論縦親類たりとも拾人より多請に立間敷旨先達て度々相觸候處今以不埒の族有之近頃は別て親類他人の差別なく人類多請に立候様に相聞へ不届至極候畢竟家主とも不吟味の事に候向後家主共より急度相改可申候若此以後拾人の外致受判候か欠落もの引込候者有之組合人宿共訴出候は、吟味の上素人宿は仕置申付家主は勿論品により五人組迄越度可申付候  
右の趣町中可相觸候  
二月二十九日

右の通被仰渡同晦日樽屋にて寫物に出候

同五年六月六日

石河土佐守様御内寄合にて水野備前守様被仰渡

小傳馬町馬喰町邊旅籠屋の外にて旅人ため可申筈にて無之處茶屋饅飩屋にて猥に旅人ため候段不埒候自今茶屋饅飩屋の類旅人ため申間敷候若相背候者有之者當人は勿論其處の家主五人組名主迄越度可被仰付段被仰渡候  
右は小傳馬町馬喰町旅人宿并所々茶屋饅飩屋有之場所名主月行事被召出被仰渡候上證文被仰付候由

但享保二年卯年四月右の儀被仰渡有之候處外商賣人共にて旅人ため候者も出來此節善光寺開帳にて參詣の旅人も多有之候に付當五月旅人宿共水野備前守様へ御訴訟申上候へは奈良屋市右衛門殿へ御吟味被仰付候上右の通被仰渡候由

同月八日

右被仰渡之儀奈良屋市右衛門殿年番名主え被申渡

此前

享保二十年四月二十七日に有之

此次

寛延四年六月二十日に有之

逃亡 旅宿 旅人 妻公人 請人 浪人 舊離 第三

寛保元年十月廿四日 (櫻町天皇 八代將軍吉宗)

一 樽屋え年番名主被呼奉公人請狀に致加判主人より判賃取尤川浚可仕儀に付願人有之候間障之有無致返答候様被申渡  
訴狀被相渡候

同月廿五日

左に有之通返答書差出候

訴狀寫

乍恐以書付奉願上候

一 江戸町中奉公人請判之儀先達て御吟味之上奉公人差出候者は支配之名主方迄相届候由被爲仰付候依之奉公人召抱候  
者は則請人支配之名主方迄相届申候然共判賃金一分宛差出候者え不慥成者にて請合差出申候者も有之様に及承申候  
然る上は奉公人欠落仕或者取逃仕候不届者も今以可有御座様に奉存上候且又奉公人者請人馴合を以欠落爲仕暫之内  
隠し置取替金之儀者主人方え度々詫仕候て半金或者三步一位にて相濟又者外え奉公差出是又同前之致方一人之奉公人  
所々え差出し年中渡世に仕候様に成不届之者も有之候様に及承申候取逃者不及申給金出入願人等及數多に候は御番  
所様に者御混雜乍恐奉察候依之私共相考左に御願申上候御事

一 奉公人請狀に私共加印仕差出申渡奉願候私共印形仕候上は奉公人欠落仕候歟又者長煩にて暇願候共取替金之儀は不  
殘私共方より早速相濟可申候尤奉行人衣類主人方より請人立合之上預け置主人方え者給金不殘相濟跡にて請人と私共  
相對仕半金にて相濟可遣候縱相濟不申候共御公儀様えは御願申上間敷候奉公人衣類無之候共主人方え者早速勘定相立

可申候取逃引負金之儀は請合難申上候乍去奉公人衣類迎も無之早速欠落仕如何様もくさんの筋にて相見え候は吟味  
之上御訴訟可申上候其節請人被爲召出御吟味之上急度被爲仰付被下候様に奉願上候然る上は向後左様之拵事も相止可  
申と乍恐奉存上候仍て請狀加判之節は爲判賃奉公人一人一ヶ年分六拾四文つゝ主人方より請取候様奉願候然る上は江  
戸中其最寄々々に會所二拾ヶ所程相建置双方不勝手に無之様に可仕候勿論奉公人請人人主居宅迄手前帳面に委く留置  
印形仕候上は右不届之類相知申儀御座候へ共向後左様之不埒成儀相正め奉公人も相慎候様に可罷成と乍恐奉存候猶又  
向後御公儀様より御尋者にて御座候節者右會所にて相改候は能き手掛にも可罷成と乍恐奉存候且又申上候は深川  
新高橋より中川御番所前之内近年都て淺く罷成引汐に至候ては別て數か所差支御成之節御船差支申候拙者共右川道に  
住居仕候故差支之場所疾と奉存罷在候勿論去申夏中新高橋より中川迄之浚御普請御座候得共出水之時分利根より砂押  
込候故最早差埋り元之通罷成申候並本所立川通一ツ目より二ツ目迄之浚内是も大川より砂押込淺場に御座候右二ヶ所  
私共入用を以常浚普請可仕候浚船拾艘相極置東天之外は不絶年中相浚御成之節御船大勢之御救と乍恐奉存候扱又申上  
川通兩街道筋地窪之處數か所御座候大汐之節は岡え水上往來之諸人難儀仕候間右浚土にて地窪之所普請私共入用を以  
可仕候其已後者土御望之方御座候は、河岸場にて遣可申候勿論土代者不申請候乍去遠方え者難儀奉存候右之譯被爲聞  
召分御慈悲を以被仰付被下置候は、難有可奉存候以上

享保元年酉十月

深川本町家持

願人 六

兵

衛

同所扇橋家持

同 半

四

郎

同所元町家持

同 利

兵

衛

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第三

四九三



同所東町家持  
同 要 助

御奉行所様

返答書

御武家方町方共奉公人請狀に加判仕主人方より奉公人一人に付六拾四文宛請求可申旨深川東町六兵衛外三人之者共御願申上候間相障候儀も有之哉と御尋に付以書付申上候

一 前々より奉公人召抱候節加判人と申事も無御座尤主人方より判錢出候儀も無御座候處此度右四人之者共自今請狀之節加判仕爲判錢主人方より年々鳥目差出候儀只今迄無之儀に御座候へ者町人共迷惑可仕と奉存候其上取逃引負之儀請合不申候者尤此後は於御番所被仰付無御座候へ者請狀文言之内に取逃欠落仕候は、本人者尋出給金者勿論取逃引負等迄急度相辨可申段取置申候に付被仰付無御座候共大半者内々にて相詫不足仕候て相應に相濟來申候儀に御座候然所に此度御願申上候通に自今急度請人加判人共に相構不申候様に被仰付候ては請狀にも相認候に不及縦相認候ても相用申間敷と奉存候然る上は召仕候者無之爲にも不相成却て奉公人請人共に彌不埒に可罷成と奉存候御武家方町中と申候儀廣大之儀に御座候へ者所々に二十ヶ所も會所建置帳面にて吟味仕候ても中々手に及申間敷候其上御武家様方より判錢取候儀別て難心得乍恐奉存候間只今迄之通に被差置被下候様に仕度奉存候以上  
右之通御尋に付書付差上申候以上

十月二十五日

南 北 年 番

同年(月日不)

奉公人請人御仕置拔録

一 取逃之儀乍奉公人計隠置候人主人

江戸十里四方

追 放

一 奉公人給金受人立替相濟候以後下受人え掛り候節者二十日限濟方可申付  
一 欠落奉公人を受人見出し當宿え於預置には立替之給金當宿へ二十日限濟方可申付  
但奉公人受人方へ引取置候上致欠落候は、受人方に罷在候内之雜用とも當宿へ濟方可申付候先達て下受人え立替掛り候におわては當宿へは過料可申付尤儲成證文取之差置候は、其下請之ものに可申付候欠落ものは引返度旨受人願候は、爲引返可申事

同年(月日不)

奉公人受人御仕置拔録

取逃之雜物預置配分いたし又者禮金等取當人を隠し置候受人主死罪

同年(月日不)

奉公人受人御仕置拔録

欠落奉公人受人え三十日限尋申付三切日迄之上不尋出におわては過料  
但取逃いたしも候のは六切日延尋可申付事

同年(月日不)

科人缺落尋之事

一 主人を家來に  
一 親を子に  
一 兄を弟に  
一 伯父を甥に  
一 師匠を弟子に

右之類え尋申付間敷事

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第三

(元文二年十一月にも是と大同小異の教令あり)  
寛保二年極

一 事を巧人を殺候もの又者闇打又者人家え忍び入人を殺欠落いたし候は、先近き親類之内一人入牢可申付尋之儀三ヶ年不尋出候は、尙又百日限尋申付於不尋出には尋申付候もの之内にて近き續之もの中追放殘候もの過料之上永尋可申付

但欠落もの親類有之候へ共子方之ものに候は、右之内先一人入牢申付欠落もの、店受人並家主五人組在方にては名主組頭等に尋申付不尋出候は、親類者出牢尋申付置候もの共者過料之上永尋可申付且又親類一人有之親方之ものに候は、右之者一同に尋申付於不尋出には親類者中追放其餘之分共過料之上永尋可申付候

享保五年極  
享保二年極

一 喧嘩口論にて人を殺し致欠落候もの尋之儀六ヶ月之内尋申付不尋出候は、過料之上永尋可申付候尤御仕置もの一件之内欠落もの六ヶ月を限り不尋出候は、殘候もの御仕置可申付事

寛保二年極

但親類入牢預ケ等之不及沙汰事

延享四年極

追加

欠落もの有之一件之内右欠落もの尋申付三十日程見合不尋出候は、欠落ものに不拘當人致白狀候分者御仕置可申付事

(寛保二年延享四年にも是と同文の教令あり)

(寛政二年四月には是と大同小異の教令あり)

同四年二月廿二日(此年二月二十一)  
日延享と改元

奈良屋にて年番名主へ被申渡

一 町中庇下御公儀地に家作建込の儀其外商物出張候儀道御奉行所へ古來は御願不申上儀近年新規に願出候品々有之候は、何頃より御願候哉の事

旅人に人別に書加え候哉又は除き候哉之事各兩様返答書差出候様被申渡候  
一 右返答書  
以書付申上候

道御奉行所へ古は御願不申儀近年新規に願出候品々有之候は、何頃より相願候哉申上候様新仰渡候に付吟味仕の節候町々願出候儀不同にて何頃より新規に願出候と申儀碇と相知不申候に付去る酉年樽屋御役所より名主共へ書處尋御差申候ケ條書一通寫之別紙相添差上申候以上

年 番 名 主 共

一 町々往還に相掛り候古來請願只今迄心違も御座候間自今願筋の儀御尋に付以書付御返答申上候  
道造りの事

此儀古來御願不申上道造致來候様及承候然る所近來は御番所並道御奉行様えも御願申上道造仕也今は兩御願に罷成候事

一 町内番屋並木戸新規願の事

此儀古來は御番所へ御願申上普請仕候道御奉行様えは御届不申上候様近來御番所同様に道御奉行様えも御願申上候有來木戸番屋普請の事

此儀先規何方えも御願不申候處近年御番所へ御願申上御見分の上被仰付最道御奉行様えも御願申上候町々も御座候事

一 普請の内店前に土置場板圍出小屋の事  
 此儀先規は町年寄衆御帳面に付候迄にて相済近來道御奉行様え御願申上又は御番所えも御願申上候町も御座候御番所えも御願申上候えは御見分被下候事  
 往還に有之下水落樋掛新規修復等の事  
 一 此儀先年は何方えも御願不申上候由及承候近年道御行様え御願申上候事  
 雜用商賣人出小屋掛ヶ候事店前に商賣物看板柱建候事諸商賣人店前虫干の事青物見世并肴見世の類疊の内斗日除仕候事紺屋張物仕候事店前に薪井古木類積出置候事  
 此儀前々より何方えも御願不申上往還障に不相成様右類差置候處道御奉行様御見咎之上御願申上候様に被仰渡候に付近き頃は御願に罷出候町々も御座候事  
 右之通に御座候えは駈と古來の書留も無御座候勿論當時御願方の儀町々不同に御座候此上自然と間違の儀も可有御座哉と迷惑至極に奉存候何卒兩御願の筋相止古來の道被仰渡被下候えは間違仕間敷哉と難有奉存候以上  
 大傳馬町名主  
 勘 解 由  
 鎌倉町名主 平 次 郎  
 茅町名主 彌 兵 衛  
 平右衛門町名主 平 右 衛 門  
 大鋸町名主 茂 兵 衛  
 西紺屋町名主 五 郎 左 衛 門  
 七月

- 彌左右衛門町名主
- 伊 左 衛 門
- 兼房町名主
- 甚 次 郎
- 新網町名主
- 惣 十 郎
- 通壹町目名主
- 藤 次 郎

右は寛保元年酉七月二十四日樽屋にて右十人え被尋候に付指出候書付寫此度年番名主より奈良屋え差出候旅人の儀只今迄人別に差加え候類御尋に御座候に付左に申上候  
 一 店を借り居候旅人  
 店請狀を致本國の歸候程も不相知罷在候者は則店借に罷成候に付人別帳に差加え申候  
 一 但店借の罷在候旅人の分店請證文不仕者無御座候  
 一 親類寄身にて歸り決に相成居候旅人  
 商賣體或は奉公稼に罷越未主人不取内罷在候者其外用事にて無限罷在候親類は其親類の名目にて人別に差加え申候  
 一 最好身の類は出居衆請狀を差出罷在候類は出居衆の名目にて人別に差加え申候  
 一 下げ札 此二ヶ條の類は國元に本宅有之元來旅人にて有之候所御當地住宅の者に人交候様に罷成候間自今は人別帳に  
 一 是相附不申外に旅人改人別帳拵書記候様仕度奉親候  
 一 諸問屋杯え罷在候旅人並諸願筋にて罷越候旅人  
 一 諸問屋などえ商内筋にて罷越暫の内逗留仕候類或は諸願筋にて罷越居候者に用事相済本國え立歸り候筋の者は人別に入不申候

- 彌左右衛門町名主
- 伊 左 衛 門
- 兼房町名主
- 甚 次 郎
- 新網町名主
- 惣 十 郎
- 通壹町目名主
- 藤 次 郎

此類は請判等も無御座諸縁を以罷在候最初より逗留之日數も不相定候に付只今迄は人別に入不申候え共自今は人別の外に旅人改人別帳に附置可申哉奉親候

一 借座敷に居候旅人

諸願或は御當地見物又は病氣療治の内其外用事にて罷在候者は則旅人の請合人方より請合證文家主方え差出候得共當分罷在候者故人別には指加え不申候

下ケ札 此類は家財諸道具等迄相添旅人え借し旅籠宿同前に仕最初より逗留の日數も不相定候に付只今迄人別に入不申候自今は旅人改人別帳に付け置可申哉奉伺候

一 飛脚宿并上下宿に居候旅人

一 旅籠宿に居候旅人

一 諸國御師並茶師の類

一 廻船問屋に罷在候船頭の類

一 諸國より商ひ筋にて好身の者方に參年中往來致候旅人

右の類は何も用事仕廻候得ば本國え罷歸候限り御座候故人別に差加え不申候

下ケ札 此五ヶ條の旅人は日々に往來をも仕候者に御座候得ば改人別に差加え候ては殊の外混雜可仕候間只今迄の通仕度奉存候

右の趣御尋に付申上候惣て旅人の類只今迄右の仕方心得罷在候得共右下札の通奉同上候以上

延享元子年二月晦日

年 番 名

主 共

御下知御附札

書面旅人の儀附札同の通相極候事

但在所より身上相仕廻人別張相添罷出候者の分は旅人に不相立人別帳に相加え可申事

右書付は奈良屋え差出候處同五月二十日樽屋え年番名主被呼右附札の儀右御附札の通御下知相濟候段被申渡候

但奈良屋市右衛門殿上水御用にて在方え被相越候に付樽屋にて被申渡候

同斷判形の親

以書付奉親候

一 御當地え他國より見物又は爲療治其外用向にて暫罷在候類當人印形持參不仕者は名前斗相記し借座敷請合人に相立候者の代判にて旅人改人別に相記可申哉奉親候

一 他國より諸願の儀在之御當地え罷出借し座或は店借罷在候旅人の義改人別に召仕の者は印判持參不仕者數多可有御座と奉存候間召仕の者は名前斗書記主人印形斗にて相記可申哉奉伺候以上

子五月二十八日

本 石 町

名 主 傳 左 衛 門

右之通樽屋迄相親候處逐一印形取置候様被申渡候

延享元年二月晦日

町々素人宿共の儀親類同國好身の外一切請に立申間敷候縱親類同國たり共拾人より多く請判致間敷旨先達て申付置毎年二月相觸候處今以不埒の族有之由相聞不届に候間向後拾人の外致請判候は、吟味の上急度可申付候最組合人宿共よりも訴出候筈に申附候間家主共別て入念可申付候若相背者有之は當人は曲事に申付家主五人組越度可申付候此旨町中可相觸候以上

子二月

右は二月晦日御觸町中連判同三月六日喜多村納

右御觸に親類同國好身の外一切に請に立申間敷と有之例年の御觸には親類の外請に立申間敷と有之最例年の御觸も當二十八日に出候上又も右の御觸有之兩様にて間違にも可相成と年番名主より樽屋え親候處藤左衛門殿被申間候は右御觸案文認御奉行所え被掛御目候得ば同國好身と御書添被成候然る上は右は御文言の通に相心得罷在候様被申間最一流に申通候は、却て間違にも可相成候間其分に致置候様被申間候

同二年十二月

死罪可成盜賊を宿いたし候もの并村役人御仕置の事

一 同類は無之死罪に可成盜人を乍存致宿配分は不取候へ得共宿錢貫候もの

田畑取上所

拂

名主 過料

一 右盜人の宿いたし候を不存村役人

組頭 過料

五人組 過料

同年(月日不分明)

奉公人受人御仕置拔録

奉公人と馴合欠落致させ候受人

重蔵

同四年三月十七日(桃開天皇九代將軍家重)

覺

一 旅人之内定を破不法成儀有之候は、觸書之趣を以相改若不相用候は、其所之領主役人え達し役人其段旅人え申間其

上にて及違儀候は、差留置江戸表え訴候様に可仕事

一 御代官所之儀も右之趣に准し取計可申事

一 町人え會符を借渡し武家之荷物に致させ候儀有之由相聞候自今堅無用たるべく事

一 近年宿々悪黨之者有之飛脚之者え賃錢ねたり取旅人之泊々え相越酒手等ねたり取候由自今右體之者於有之は其所に

捕置御料は御代官私領は領主地頭へ早く可申出事

一 人馬賃錢之儀御朱印並御用之外は可相拂事に候條宿々日ノ帳に委細記置宿中は勿論村々えは勘定相立候様に問屋共

常々可相心得事

一 泊休之儀前廣に日限相極候は勿論差掛約束致候分は縦輕き旅人たり共異變無之様本陣旅籠屋急度相心得可申事

一 此度相觸候上は宿々之者共も旅人に對非儀申掛賃銀入用多取候歟又は旅人を滞せ候儀有之候は、急度可申付事以

延享四卯年三月

右之通可被相觸候

右之趣此度道中筋え被仰渡候間此旨相心得可申旨從町奉行所被仰渡候間町中不殘可相觸候以上

町 年 寄

三 人

寬延四年七月

(此年十月二十八日寶曆と改元)

出奔もの御届日限之儀に付御觸

親子兄弟妻共外近き親類出奔いたし候に付届延引之事如何に付自後は見合候共三十日迄之内に届可有之事

但御扶持御切米被下候もの並無之にても御見得仕候ものは十日迄之内届可有之事

右之趣寄々可被達置候

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊雜 第三

享保三亥

二月

御留守居

御勘定奉行

出奔届日數延引無之様彌可被心得候萬一相尋候儀も有之定日數延引之儀も候は、其段一應相届置其上にて遂吟味相届候様可被心得候此段支配之もの共えも可被申聞置候

實曆五年二月廿日

依田和泉守様御内寄合え組合人宿共並年番名主共被召出土屋越前守様御列座にて和泉守様被仰渡

諸奉公人の義に付毎年御觸得之候處近來猥に相成不埒の請人共有之候間平生家主五人組名主無油斷遂吟味少にても難心得筋有之候は、書付封御月番之御番所え可申上不埒の請人有之候得ば店立等致出入を遁候事を專に致候様被及御聞家主共不埒に思召右體の義無之様可致此以後不埒の請人有之候は、請人は勿論家主五人組名主迄急度御答可被成段被仰渡且又人宿共請に立差出候徒士並六尺中間共惣躰がさ高にて御供先にて悪言等申不届に思召され右體の義無之様可申付若不相用者有之候は、奉公人請人共御仕置可被仰付旨寛延三年午七月廿七日御内寄合にて被仰渡御證文被仰付候通彌相守可申旨被仰渡猶又今日人宿共御證文被仰付名主共義は素人請人えも可申渡旨御證文被仰付候

明和八年八月廿一日(御櫻町天皇 十代將軍家治)

出奔もの届之儀三年以來は帳面に記四年以前は帳面に附不申候段申十二月十九日一座評議之上相極り申候併帳附届之儀は年數相立候共人々之心次第に可有之哉既に舊届之儀は年數之無差別届來次第帳面に相記申候に付出奔届出之儀計り四年以前之分は帳面に不相記と申儀如何に可有之哉猶又及相談候

右明和八年正月十三日一座評議之上以來出奔のもの届來次第年數之無差別帳面に記候筈に極る上野國代田村權右衛門

代のもの只今迄落椽え出候様兩社奉行衆にて御糺一體上野御抱人もの付向後疊椽之上え出し候様伊賀守殿江坂孫三郎え被仰聞候

安永三年六月(後桃園天皇 十代將軍家治)

御勘定奉行石谷備後守 川井越前守

強訴いたし候者共之内欠落いたし候跡欠所候義に付評議

飛州村々地改赦免之儀に付及強訴候一件の内欠落仕日限尋申付置候もの共の内重立候者共不立歸候は、欠所可申付旨吟味書朱書に申上候

此儀御定書に吟味の内致病死候共吟味法度仕置可申付ものに決置候上病死いたし候は、伺に可成筋之御仕置の者は伺の上欠所可申付事と有之右一件之内欠落仕行衛相知不申候旨吟味書朱書に申上候分は頭取又は差續之者共と相聞御仕置可申付筋に決候ものには右體不届仕候而も欠落仕候得ば欠所にも相成不申候様村々にて心得違仕候ても己來取メにも相成申間敷義に御座候は、前書御定に准し伺之通不立歸候は、欠所可申付旨被仰渡可然哉に奉存候

午六月

評議之通濟

同年十月

一 浪人旅僧修驗座頭等取締の事

一 近來浪人抔と申村々百姓家に参り合力を乞ひ少分の合力錢拵遣し候得ば悪口いたし或は一宿を乞ひ泊り病氣抔と申四五日這留爲致候内には品々難題を申掛合力錢餘慶にねだり取候段粗相聞不届の至りに候以來右躰の者罷越候は、其邊の穢多非人に爲召捕關八州伊豆國甲斐國は公事方御勘定奉行え召連出其餘の國々は御料は御代官私領は領主地頭え召連可出候勿論何様申候とも決て止宿不爲致若し苗字帯刀いたし候ものは一錢の合力もいたす間敷候

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊難 第三

一 旅僧修驗誓女座頭類物貰のものとも心ざし次第の報謝を受相對にて宿を借り可申處近來押て宿を取り或はねだりけ  
間敷義申掛候ものとも有之段租相聞是又不届の至りに候以來右體の不法のものは前々條同様爲召捕召連可出候若相  
背におゐては其村方可爲越度もなり右の趣相心得銘々村方役人宅高札場等々張置可申事

同四年(月日不)

田舎諸奉公人給金取立方之事

安永四未十月御書付

在方之ものを請人に取武家奉公に抱置候者致欠落給金滞之儀先方地頭え掛合候ても不相濟旨主人より申達候は、關八州  
之外私領之分者寺社奉行且遠國奉行支配場に候は、其奉行にて取計關八州外にても御料所之分者御勘定奉行並關八州之  
外御料所御代官陣屋有之分者御代官にて取計請人呼出し給金取立主人え相渡候筈に候  
右之趣爲心得向々え寄々可被達候以上

天明元年三月(孝格天皇)

上方筋舊離願取計方之事

私共御代官所當分御預所攝河播村々之もの舊離願出候節舊離請候ものは勿論舊離願候諸親類一支配所内に候得者私共  
承届其段大坂町奉行所え相届親類之内に大坂三郷又他支配私領等之もの加り候節者先大坂町奉行所え爲願聞濟之上私  
共承届且大和之儀者舊離請候もの並舊離願候もの一支配内之もの共先奈良奉行所え爲願聞濟之上私共承届候仕來候旨  
先々支配申送りに付是迄右仕來之通取計候趣に候然る處堺奉行え可差出泉州村々取計方書付之儀に付先達て補五郎七  
郎左衛門奉候節舊離願之儀銘々御代官所之ものと他所之もの連印にて舊離相願候ば、舊離請候もの銘々御代官所之  
ものに候得ば致連印候他所之親類者其支配或者領主地頭え可相願旨申渡御代官所村方之願承届可申筋に候勿論他之も  
の連印無之御代官所村方之もの村役人加印にて願候時親類之糺可致筋に無之舊離不致親類者其通之事にて後に舊離願

候は、其節其支配之役所にて承届可申筋にて併仕來も有之候哉佐野備後守え承合申上候様御附紙を以被仰渡候に付右  
之趣備後守え問合候處存寄無之段挨拶有之候間其段先達て申上候以來右之通取計候様相決候處前書攝河播并大和之儀  
是迄之仕來之通取計候ても一事兩様に相成候間右四ヶ國舊離願之儀も以來泉州村々之取計候様京都大坂奈良奉行え御  
掛合被存下候様仕度奉存候依之奉伺候以上

丑三月

青木 楠 五郎  
萬年 七郎右衛門  
大原 四郎兵衛

書面舊離義綱等者存寄次第之儀に付親類共之内加印不致も可有之候得共其通之事にて一件打合糺之上聞届候筋にも  
無之故其趣を以先達て堺奉行え掛合相濟候間右堺奉行にて極候通にいたし度大坂奈良兩所奉行え掛合可被申候御代  
官所に京都支配場者無之相聞候え共是亦掛合置候右勝手次第にいたし其上にて滞儀有之候は、尙又可申聞候先右奉  
行所え我等共より掛合に者不及候以上

同年(月日不)

中川修理大夫殿より出奔之家來尋申付見當次第召捕若及異儀候は、討捨にも致度候御奉行所え御届申置候上は京大坂其  
外何方にても不苦候哉

同四年十一月

討捨に致候上其所の支配え申達候て不苦候奉行有之所にては其所の仕來も可有之候間其通に御取計有之筋と存候

佐渡奉行伺

敷内逃去又は輕き惡事いたし候水替人足是迄非人手下申付候處以來入墨候儀相同候に付評議佐州金銀山敷内水替人足之  
儀安永七戌年江戸表無罪の無宿共佐州え被差遣水替人足に相遣候様被仰渡其後追々無宿共被差遣候尤無宿之儀に付欠落

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第三

死去等有之候共不及御届居小屋へ罷出候もの共勿論水替無精にいたし或は虛病等申立候ものは縦令惡事無之候共拷問同然に致し其上にて不相用候も死罪にも申付其段不届候迄にて不及御届其内に心底相直り候も江戸表へ相歸候様にも可致段被仰渡候に付云々寅年外水替等相懸りて再應乘遊等を企又は同小屋之者共へ遺恨を以手疵爲負候類吟味の上死罪等申付候處其後取締宜相成候得共一體身持不宜者共に付不届有之輕御仕置等申付候得ば不相用度々に及び候得ば非人手下にも申付候尤無宿共に不限佐州在町之もの共も身持不宜或は不届有之ものにて吟味之上追込水替と唱十日或廿日程づゝ岡へ不上げ敷内へ追込置其上にも不相用度々にも及び逃出候類は非人手下に申付候所佐州は非人頭一人有之右之もの手下に申付候得ば隨分取締宜候得共段々人數多相成候ては北國之儀に付是迄之非人共渡世之障に相成其上非人成候ても元來身分不宜者共に付在々百姓杯へ罷越不届申懸候類も有之難儀及承候處江戸より被遣候水替并佐州在町之もの不届有之追込水替等申付置候者共敷内水替難儀に付欠落いたし候類非人手下に申付候ても非人に相成候を耻辱に存之候心底之もの少く都て一國徘徊も自由に相成候筋に罷成候左候逃欠落一通りの儀又巧み候儀も無之當座之惡事而已にて死罪申付候儀も如何に御座候間向後は敷内逃去又は輕き惡事仕候は、是迄の通追込水替等申付猶又及敷度不届義御座候は、入墨申付其上不相用候は、死罪可申付積り入墨の節其ものへ申渡置候様仕候は、取締方可然尤其筋により是迄の通に非人手下をも申付候様可仕水替の儀是迄非人手下等申付候共入墨御仕置申付候義無御座候間申上候趣に御座候

此儀佐渡奉行申上候趣にては水替の御仕置是迄非人手下等申付來入墨申付候義無御座候由に候得共非人手下多相成候ては是迄の非人共渡世の障に相成其上非人手下申付候ても一體身分不宜者故百姓家杯へ罷越不届申掛候類も有之段無故義にも無御座寶曆九卯年佐州御代官支配有之節御代官にては御勘定奉行へ申達入墨御仕置申付候に付一同々様之義ゆへ入墨御仕置之義石谷備後守荒井助九郎奉伺候所へ伺之通被付渡入墨形の義も當分御領所は江戸表の通奉行所附の分を別段の形相候様被仰渡同十辰年入墨の形相伺其通被仰候に仰佐州にて當時入墨御仕置無之と申筋にて無御座候段未嘗申上候然る上は水替にて迎入墨難申付筋も無之入墨申付候ても差支候義も有御座間敷哉に付佐州奉行申上

候通江戸にて被遣候然宿の水替并佐州在町のもの不届有之水替申付置候もの共も向後敷内逃去又は輕き惡等仕候は、追込水替申付猶又及敷度不届之義御座候は、入墨申付其上不相用候は死罪可申付積之旨入墨之節其者へ申渡候様いたし其筋より非人手下とも可申付段被仰渡可然哉に奉存候

辰十一月

評議之通濟

同八年二月(十一代將軍家齊)

桑原伊豫守達書東海道宿々本陣にて古來より囚人宿不相勤處近來囚人宿にて本陣可相置旨之先觸到來致し囚人着之砌申斷候ても聞濟無之に付無是非本陣にて宿いたし候も有之候得共日光御門主勅使御三家方御止宿有之候間囚人宿いたし候得者跡にて清め掃除等いたし格別迷惑に付以來手廣き旅籠屋にて相勤度旨宿々申立右願之趣無余儀筋に候間承届尤以來本陣え可差置旨之先觸到來いたし候共可相斷段宿々え申渡候此段爲心得申渡候

天明九年正月廿七日(此年五月十一日)

五街道宿々にて疵付其外之一件旅人旅籠屋食賣女等え抱り候儀者道中方にて心得宿方之もの同士喧嘩口論其外往來え不抱一件者公事方御月番え差出候積天明九酉年正月廿七日御評議濟之由

寛政元年七月

土屋采女正殿

池田播磨守

寺住職并隠居所化等吟味中欠落いたし候節尋可申付もの并不尋出節之御答當とも差當先例相見不申決兼候間右等之取計振其御掛御仕來之趣委細承知仕度此段御掛合仕候以上

酉七月

御書面之趣令承知拙者共掛吟味中欠落いたし候僧侶之儀一寺住職並隠居者其法類之者組寺所化師弟之分は寺院之塔中



或者法類隨從いたし候迄之ものは其寺院えも日限尋申付不尋出節咎當之儀者急度叱り之上永尋申付來尤其品に寄三十日逼塞押込等申付候例も稀には有之候得共駈といたし候元済も不相見候間仕來之趣を以申進候

土 屋 采 女 正

同二年四月

欠落奉公人御仕置之事

- 一 手元之品と風取逃金十兩以上雜物も代に積り十兩位より以上者死罪十兩以下雜物も代積り十兩以下入墨敲き
- 但先づ入牢申付取逃之品於債者十兩以上以下共主人願出候は、助命申付江戸に不罷在様可申付事
- 一 巧候儀無之輕取逃欠落いたし候もの敲き
- 一 使に爲持候品取逃いたし候もの金一兩以上雜物者代に積り一兩位より以上死罪金一兩以下雜物代に積り一兩より以下入墨敲き
- 但先づ入牢申付取逃之品於債に者一兩以上以下共主人願之通助命申付江戸に不罷在様申渡
- 一 給金請取主人方え不引越者敲き
- 一 引負いたし候もの一向辨金於無之者先入牢申付金高に應し五十敲百敲
- 但當人並親類者身上に應引負金三分一五分一または十分一も相濟候は、當人出牢之上追て身上持次第主人え幾度も相掛候様可申渡事
- 一 請人も無之欠落者を圍置候もの過料
- 一 欠落者之欠所に可成家屋敷隱置におゐては名主役儀取上五貫文過料家主重過料五人組も過料可申付
- 一 度々欠落いたし候もの重敲
- 一 主人之金子持參いたし致博奕候もの重敲

同年同月

煩旅人宿送いたし候咎之事

旅人煩候に醫師も不懸其上宿送りいたし候もの所拂問屋役儀取上年寄過料  
但脇道にて問屋無之處は名主役儀取上

同年同月

奉公人宿請之事

- 一 人宿之外素人宿之儀は親類並同國好身に候は、十人迄請人可致十人餘は過料
- 一 奉公人請人店請無之出入は家主引請相濟當人店立於願出は門前拂申付追而住所見届家主願出候節身代限可申付
- 一 自分名を替奉公人請相立候もの江戸十里四方追放但奉公人と馴合判賃之外給金之内をも配分取欠落爲致候は、死罪
- 一 人之仕業と相見候寄子之變死を不存分にいたし候もの所拂
- 但人之仕業と不相見變死を不訴出分叱り
- 一 寄子欠落いたし參候儀存候得共盜人と不存宿いたし雜物質世話いたし遺配分不取も江戸十里四方追放
- 一 取逃之雜物を預置配分いたし又は禮金等取之當人隱置候人人主死罪
- 一 奉公人と馴合欠落爲致候もの請人重追放
- 但二度以上は死罪
- 一 寄子之内欠落數度におたひ不尋出を請人江戸拂
- 但合宿寄子之内を自分請に立置奉公人欠落いたし
- 追加主人より斷有之奉行所にて給金濟方申渡候處其人宿欠落いたし候は、尋を家主え申付尋不出におゐては過料
- 一 組合人宿にて無之好身之ものに付人主判は有來候判用に自分請に立出し置候奉公人欠落いたし候處主人方えは不相

返又候請に立外え奉公出におゐては給金不相濟候は、請人欠所江戸拂奉公人同罪  
但給金相濟候共請人過料奉公人手領

同年十月

御代官伺之内寺院住職之もの欠落いたし永尋申付候節之御下知向後左之通可心得旨成九月十九日内寄合にて評議

書面大龜儀今以行衛不明知上は尋申付被置候もの共度々日延之上不尋出段不埒に付一同急度叱り置永尋申付證文取之  
差出帳外之儀願出候は、別段可被申聞候且舊離之儀等願出候ものも有之候は、其節取計方可被相伺候以上

同四年二月

欠落もの御下知之事

御料所百姓惡事無之貧窮杯に迫り欠落いたし候もの日限尋申付六ヶ月相立不尋出御代官御預所役人等より永尋伺候節  
之下知附紙以來左之通可認事

書面誰儀今以行衛不相知上者尋申被置候もの共度々日延之上不尋出段不埒に付一同急度叱り之上帳外に申付候尋者差  
免證文取之被差出跡株之儀者御勘定所え相伺舊離願出候は、別段可被申聞候以上

右者寛政四子年二月伺之上越中守殿依御差圖相極る

但右之分是迄永尋申付置候ものも他領にて惡事いたし捕候由にて先方より御代官並御預所役人え懸台御料所にても惡  
事無之帳面にいたし置候ものは差障無之段可致挨拶旨御代官御預所役人え廻狀を以申達置伊奈右近將監えも申達置候  
事

同十一年二月

食賣女欠落又者誘引出候由訴狀之事

五海道宿々旅籠屋食賣女被誘引出又者欠落いたし行衛不相知候得は其先方之ものを相手取右主人より訴出候は取上吟

味いたし來候得共食賣女にても奉公人に差別無之請人主人主を取候而抱置候事に付被誘引出候歟欠落いたし候は、受入  
人主應對いたし爲引戻候共又は給金立替或は人代り等爲差出候へば相濟可申事に有之其上にても不相濟義有之候は、  
主人より受人人主を相手取可訴出は格別に候處主人より先方を直に相手取候は不相當に候間右訴出候分近來不取上候  
各御役所え訴出候分も右之趣相心得主人より先方之ものを相手取訴出候分は受人人主え應對いたし候は、可相濟事の  
旨申聞取上申聞敷候

右之趣宿々支配有之御代官え可被申通候以上

寛政十一年戊二月

古 左近將監

井 美濃守

大貫次右衛門殿

野田久藏殿

文化七年八月二十九日中山道板橋宿佐太郎相手巢鴨新藏外二人理不盡出入是は相手之者理不盡に佐太郎抱之食賣  
を奪取候趣之出訴に付先年御評議之趣も不抱請人主人之外奪取候ものをも相手取候儘御判出之事

同年十一月御渡

大阪御城代伺

日雇之ものと奉公人差別之儀に付評議

當九月七日御渡被成候大坂御城代申上候日雇之もの使先にて取逃いたし候節御仕置之儀欠落奉公人者取逃いたし候も  
の拾兩以上者死罪拾兩以下は入墨敲使先より取逃いたし候分者一兩以上者死罪一兩以下は入墨敲き相伺何れも取逃之  
品價候上主人より宥免相願候得ば大坂三郷に不罷在様申渡日雇之もの取逃いたし候節も右に准し御仕置相伺候前例に  
候得は無宿もの杯雇下人同様金銀品等之使に遣し候もの者雇主之不念にも有之候間下人同様申付候ては相當仕聞敷旨

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 看護 第三

を以以來使先にも一通之取送同様は相伺可申哉之段彼地町奉行相伺候處右無宿者之儀者取送之品等價候親類も有之  
今之無宿とも難申請人無之下人同様召遣候迎不束を以死罪之ものを入墨敲に相改候儀者格別之輕重にて御仕置を改候  
儀に付手限之差圖も難仕相伺候旨別紙相添申上候

此儀下人同様雇出候共勿論日雇之ものに候共召仕に准し可申天明七未年評議に御下ケ被成候佐野豐前守大坂町奉行  
之節申上候道修町伏見屋竹松同家彌七儀被雇主源藏方にて手元にて有之候品致取送候段不届に付入墨敲可申付旨可相  
伺ものに候處取送之品所持いたし罷在雇主源藏御仕置宥恕相願候間大坂三郷に罷在間敷旨可申渡哉と相伺評議之上  
伺之通と申上候處雇之者は召仕之差別可有之哉之段御尋有之猶又評議之上併廻り之者かさつ之儀に付御書付之内縦  
日雇月雇之もたりとも雇中者家來同様之事と有之候上者奉公人と差別者有之間敷段申上候例も有之彼地に限り候仕  
來に者無之候間以來とも是迄之通相心得候様被仰達可然哉に奉存候

未十一月

評議之通濟

文化二年三月二日

欠落もの欠所に相成候事

御相談書

松平兵庫頭

出家社人百姓町人等都て吟味中又者吟味に不相成以前致欠落候とも一件申口にては罪明白に相分御仕置もし候分欠所  
之伺に不及夫々申付尤御仕置當り決し兼候分者欠所不申付方に可有之哉及御相談候

文化二丑三月二日

是者備中國中里村左兵衛外一人え疵付逃去候同國山之神村吉五郎持高家作家財取計方之儀御代官三河口太忠山田常右  
衛門よの兵庫頭え相伺右左兵衛外一人共農業渡世不相成程之片輪に相成候に付本文之通評議いたし候處吉五郎儀不逃

候へ共遠島に可相成ものに付持高家作家財共欠所可申付方可然候以來之儀急度極置候て者品に寄差支候事に可有之間  
其時々掛り奉行見込を以取計候積

同年七月

一 宿間々村々旅人休泊又は茶立女煮賣茶屋等之儀に付宿觸之事

傳馬宿之外間々村煮賣茶屋にて猥に旅人泊休之宿いたし又は茶立女等差置旅籠等も仕馴近在之駄賃馬等雇荷物等附  
送いたし候所も有之本宿之障に成候段相聞候間向後子細有之は格別輕き旅人たりといふとも猥成義於有之は宿致し  
候者は不及申其所之名主年寄迄可爲曲事趣正徳五未年享保八卯年相觸候處近來猥に相成諸家之通行にも間々村々に  
おゐて休引受候も有之哉に相聞候立場も人足休息迄之義に付旅人食事等之休は間々村々には可引受節に無之候間々  
村方休之積若先觸に有之節は前後宿方之内最寄之方え極置其宿より前日通行之向え可申立候尤行掛りの旅人たり共  
右に准し可相心得候

一 宿々におゐても追々相觸候通彌飯賣女等定之外多人數不差置聊も花麗之義無之様旅籠屋共精々相糺可申候

神社佛閣參詣之道筋五海道往還筋より夫々脇往還極々有之處往來筋なき道え入込或は古來に無之乗船渡海等にて本  
通を除候も有之趣に相聞右は宿方並間之村にて致案内候故之儀不埒之事に候旅人にも不限前々より本道に懸り候諸  
荷物も近來本道を省脇道え懸り或は船積にて運送相初候場所も有之趣に相聞是又不埒之事に候旅人並諸荷物共新規  
之道通行之繼立或は船差出候儀其所より奉行所え願出可申儀に付五海道にも右體之場所所有之は宿々より可訴出候  
右之通相觸候條可守之候若相背もの有之におゐては吟味之上急度可申付もの也

三ヶ條目見合

文化二丑七月 左近

美濃

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 齋離 第三

東海道

品川宿より守口宿迄

佐屋路共

宿々

本

問

年

右間々村々

組

名

領主

寄屋陣

右道中奉行觸書中山道日光道中奥州道中甲州道中共同文言

同九年二月

浪人ものねたり事等致節の御觸

浪人體のもの村々徘徊せしめ合力止宿を乞ひ或は悪口難題等申掛旅僧修驗替女座頭物貰の内にも押て宿を取ねたり事いたし候類は所の穢多非人に捕させ其向え召連出べきとの趣安永三年相觸候處近來帶刀いたし浪人體のもの所々大勢罷越村方の手に難及令難義の段相聞候已來右體のもの於相越は御料私領共早々最寄陣屋役所等え爲申立不移時日捕方のもの差遣若他支配他領え立退といふとも手延なく御料私領相互に附入不取逃様召捕可申候右の通可被相觸候

同年五月

欠落勤當歸住等御改革之事

文化九申五月都而御料所百姓共食究一通にて欠落いたし候ものにても親類組合村役人等え三十日限行衛尋申付其段自分共公事方月番え被相届六切相立不尋出候えは落着之儀被相伺差圖之趣申渡尙又相届且欠落人歸住願並身持不埒之旨親兄え勤當願も前々より被相伺候上承届其旨都度々相届來候處右之通にては欠落人之親類組合村役人等支配役所え處々罷出候往返も雜用相掛難儀之至各役所之手數も相懸候儀に付此度伺之上土井大炊頭殿依御差圖令改革候趣左之通りに候

一 食窮にて欠落いたし候もの之行衛等は三十日限六切分日數合百八十日限最初より尋申付三十一日目毎村役人宅え寄合互に尋候次第談合尙又無油斷相尋右之通追々日延いたし六切相立候ても不尋當然は、其節可申立旨申渡落着之儀も各手限にて尋申付置候もの共は不尋出段之不埒を一同急度叱り置欠落人帳外に申付尋は差免歸住願之儀糺之上子細も無之候は、一旦家出之不埒を急度叱り置歸住申付農業可精出旨申渡勤當願も糺之上實に無據分者願之通承届右いづれも毎年十二月中不洩様國郡村名相認公事方月番え可被相届

但聊も惡事有之逃去候ものは可爲是迄之通候

一 寺院社人穢多非人之欠落は落着申渡方百姓共とは差別有之條尋方は前條之通申付落着之儀歸住勤當願とも是迄之通可被相伺且一村之内十人以上一度に欠落或は家内不殘逃去候類も其時々早速可被相届候右之通候條可被得其意候勿論欠落人尋方聊相弛候譯には無之畢竟村方難儀を厭遣候趣意に候條萬一行衛尋方手輕に相成候杯と村方にて相心得却而欠落人相増候儀有間敷事にも無之條其段隨分心附其外にも右之通仕來相改如何之筋相聞候は、早々可被申聞候以上

曲 甲 斐 守  
肥 豐 後 守  
松 兵 庫 守

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第三

御代官連名宛

追而在陣之面々には留守居之もの方より早々可申遣候以上

此惣觸にて安永十丑二月欠落者之儀に付御代官は惣觸は不用に成る

文政四年十一月(七 孝 天 皇 十一代將軍家齊)

一 宿方々御觸書之事

近年諸家會符荷物相増其上權威強宿々難儀之趣達御聽今度道中筋御取締之儀格別に被仰出無益之人馬不掛宿驛相續候様諸向えも嚴重之御觸等も有之上は難有存彌宿役人共は勿論旅籠屋馬士人足等宿々のもの共一統に相慎旅人え對し聊も不法之筋無之様相心得可申三箇所貫目改所之儀も是迄之役人之外支配並領主より役人差出相改候様被仰付諸家會符荷物紛數分は品川大津兩宿にて支配役所より役人罷出相改候管候依之自餘往來並商人之諸荷物逆も着到之順々に無差支大切に取計諸事順路に取扱可申候若右之趣相背ものは可被行嚴料候堅可相守候

一 都而先觸有之處人馬差支候節宿役人共問屋場懸明け繼立差支或は酒手等ねだり取候上漸人馬差出候宿々も有之趣相聞不届之至に候惣而旅人に對し不法之筋候而難打捨候は、其所之御代官領主地頭役所え申届候而も又は名前等相糺奉行所え申聞候とも可致者諸向え御達も有之條此上右體之儀有之候は、嚴料可申付候

一 道中宿々馬士人足等旅人え對し定賃錢等之外酒代等ねだり往來之旅人難儀いたし候由相聞候以來右體之もの有之候節は御料は御代官役所私領は其領主地頭役人え相届候共又は道中奉行え訴出候共可致趣往來之面々え御觸有之候間酒代等ねだり候もの吟味之上可爲曲事宿役人も等閑に致に於ては是又可爲曲事候

川支之節前後之宿々にては諸色直段成丈け高直に致間敷惣て逗留之旅人え對し不法のあしらい致す間敷川明けの儀無油斷相糺川明次第案内延引致間敷候尤諸色高直にいたし或は等閑之儀有之は可爲曲事候

一 東海道筋人足稼いたし候もの、内祝儀取と唱江戸京大阪其外持出候通日雇人足のもの杯え多分之酒代ねだり候由通し人足共も若途中にて病氣等之節は右祝儀取ども世話いたし候政常々酒代等遣置候儀も有之趣に相聞不筋之事に候通し人足若病氣之節は問屋役人には世話いたし候えは差支之儀無之條以來祝儀取杯と唱候所行急度爲致間敷候若不相用候は、當人は勿論宿役人共も可爲曲事候

一 宿々の者共酒を呑合或は不相應成たのしみ事致候趣相聞不届に候右様之事より宿驛困窮之基に相成候間身上相應に相暮候共其職之勤方第一に心掛萬端質素儉約を相互に申合宿驛相續いたし候様可心掛候

一 宿々食賣女之儀風俗目立候趣に相聞候前々も相觸候通り布木綿衣類之外堅爲着申間敷候  
右之通寛政元酉年申渡候處近來相弛み如何之筋相聞候間此度嚴敷申付候條寛政度申渡候通堅可相守候

一 貫目改所におゐて諸荷物改之節一度に繼立又は荷數多き節及混雜一々秤え掛候而は繼立後れに可成事に付宿繼荷物之分は何人持又は本馬輕尻付と其荷品え木札付諸向より差出候筈に付得其意諸事出役のもの差圖可請事

一 諸家通行之節宿役人並馬士人足等不調法有之旅行之面々より先き宿え呼出候共不罷出其段道中奉行え可訴出候  
附御用に付旅行之面々え對し宿役共以前と違ひ失敬等閑之取扱有之哉之にも相聞候已後右等之儀於有之は急度可申付候

一 諸家飛脚荷物急用之外も夜通し往來之由或は百姓町人賣荷之分宮門跡方堂上方其外重き家柄之會符にて往來いたし候族も有之趣相聞不届に候以來右體紛數荷物有之は道中奉行え可訴出候

一 江戸京大阪其外國々町人請負にて令往來御用之諸荷物近年貫目重々荷數多其上權威を以手荒之儀致し或は夜通し往來之趣相聞候向後夜通往來候急ぎ御用品は別條斷有之候條其段心得其外荷物貫目重く候歟又は猥荷物多く不審之儀も候は、道中奉行え可訴出候

一 往來之旅人より宿役人は勿論馬士人足並旅籠屋等え對し不法之儀爲之は其もの名前等承糺道中奉行え可訴出候

一 諸家召連候通日雇之者共其身之持荷物を問屋場え手代り人足爲差出又は宿駕籠等に乗り無賃之人足爲差出候趣相聞候向後右體不法之儀有之は家來並雇のものたりとも主人并其者姓承糺或は其役人重立候ものえ申斷候上早速道中奉行え可訴出候

一 宿々間々村方には旅人泊引請候類も有之趣相聞候假令神社佛閣等參詣に事寄門前地茶屋等え止宿いたし旅人有之候共堅相斷宿驛之外一切泊引請間敷候  
右之條々猶又此度申渡候間此旨も急度可相守候若相背におゐては可爲曲事もの也

十月

右之通御觸出候間堅相守二箇所貫目改所并會符荷物紛敷分は板橋にても改候儀は品川宿同様之事候條可存其意もの也  
巳十月三日

主	水	印	
伊	豫	印	
	東海道	中山道	
	品川宿より	板橋宿より	
	守口宿迄	守山宿迄	
	佐屋路共	美濃路共	
	宿々	宿々	
	問屋	問屋	
	年寄	年寄	
	右間々村々	右間々村々	

右御觸文言之内〇印之問之文言は東海道御觸に計認中山道之方へは令除之

同年三月

盜賊之引合有之他領之もの欠落いたし他領にて尋申付置候もの事

文政九戌三月會我豊後守殿荒井平兵衛え御下知振信州東上田村孫左衛門外二人欠落取計

書面孫左衛門重五郎文左衛門今以行衛不相知段伊豆守伊賀守但馬守家來より申越爲上は尋申付置候もの共儀度々日延之上不尋出段不埒に付重立候もの共へ過料三貫文と其外之もの共は一同急度叱り置候程之答申付孫左衛門外二人行衛は永尋申付可然段夫々領主地頭え可被通達候以上

同十一年二月十八日

手鎖宿預等之もの欠落いたし候節御代官より差出方之事

御代官役處におゐて取扱候事吟味もの等にて手鎖宿預又は宿預申付置候もの欠落いたし候節直に差出候儀相伺又者差添人江戸宿え日限尋申付六切相立候上にて差出候儀相伺候も有之區々に付以來右體預けもの逃去尋可申付次第に至り候は、其節直に差出候儀相伺候様一統え申渡候事

右文政十一年二月十八日内寄合におゐて相極る

同年三月九日

江戸宿え預け之もの欠落尋方之事

文政十一年三月九日公事方奉行衆より達之趣左之通都而公事吟味物等にて吟味中手鎖宿預又者宿預申付被置候もの欠落いたし候節差添人江戸宿え日限尋申付置六切相立候上にて差出候儀被相伺候も有之候へ共江戸宿預けに相成候上は以來預けもの逃去尋被申付次第に至候は、其節直に差出之儀可被相伺候尤右は預け申付被置候もの共而已之取計には一件吟

味中之者迄可被差出事には無之候間可被得其意候以上

同年同月同日

手鎖宿預け之者欠落之節江戸宿を尋不申付直に奉行所へ可出事

都而吟味もの等には吟味中手鎖宿預又は宿預申付被置候もの欠落いたし候節差添人江戸宿を日限尋申付置六切相立候上にて差出之儀被相伺候も有之候へ共江戸宿預けに相成上者以來預之者逃去尋可申付次第に至候は、其節直に差出之儀可被相伺尤右は預申付被置候もの共之取計にて一件吟味中之もの迄可被差出事には無之候間可被得其意候以上

會 豊 後 守  
石 主 水 正

天保三年三月

御代官青山九八郎手附安西惣助儀小者召抱候處不引越掛合申請人欠落いたし候に付給金取立相願町奉行を達に相成候處主人方より掛合以前請人者欠落いたし人主者町所等不相知候に付給金取立方可申付もの無之由町奉行より挨拶有之候右者都て男女召抱候は、請人人主町處等巨細に認取請狀可致事に付見合之爲町奉行挨拶左に出す

御別紙書面請人傳次郎致欠落候に付家主太右衛門呼出相糺候處主人方より掛合無之以前當月六日傳次郎致欠落候段申立且人主源右衛門と申者名前請狀に町所并家主名前も無之に住住所相知不申給金取立可申付もの無之候依之請狀并書付二通返却及御挨拶候

同七年六月二日

取逃いた 候もの主人より助命相願候節申渡方相談濟

取逃いたし候もの主人等より助命相願候節申渡方之儀先例區々に相成居候處以來者文化之度御定之書懸え御書取を以被仰聞候通遠國奉行所等有之候分者夫迄之住所に罷在間敷旨申渡在方之者は一般に江戸に不罷在様申渡候積り

右天保七申年六月二日一座相談之上極る

但相談書者法曹五の帳三百六十二番に有之

同年(月日不)

餌差共参り宿をかり候は、木錢米代人足かり候は、御定之賃錢を請取若疑敷存候は、鑑札改不審成ものは其所に留置訴出鑑札無之餌差には宿人足かし中間敷候事

同年(月日不)

地借店儀(出店東鑑は)と申は今は小座敷之事にて明座敷を借り座料を出し浪人敷習商ひ敷又は何か用向達しに居候五人組共曲事可被申付事

一 此出店衆と申儀 天和三亥九月御觸に

一 町中店借候者彌店請人念を入可申候儘に無之者に店貸申候間敷候徒者差置候は、大屋は勿論品に寄五人組名主迄曲事可申付候間五人組互に店之者吟味可仕候出店衆差置候共受人無之儘成者借し可申候徒者差置候は、是又五人組名主懸り可申候事

一 此出店(出店東鑑は)と申は今は小座敷之事にて明座敷を借り座料を出し浪人敷習商ひ敷又は何か用向達しに居候もの出店衆と唱座敷を借候のみ諸事手賄はいたし候人之事也

一 座敷主之賄に候は、旅人と申にて可有之敷

畢竟關ヶ原大阪一亂後諸浪人衆暫之借宅等之義にて元利比より出店衆と御觸に書出しに候

同年(月日不)

男女奉公人之請に猥に立申間敷候若立はて不叶子細候は、其者之國所親類等承届け下請を取請人に立可申候下請なく猥に請人に相立候は、何様之曲事にも可被仰付候事

第五款 逃亡 旅宿 奉公人 請人 浪人 舊離 第三

同年(月日不)

諸浪人を抱置候儀親類縁者又は不通者に候は、其品名主年寄五人組を爲申間合點之上請人を立手形取之早速申上御役所御帳に付差置可申候勿論他所へ宿替申候は、其段申上御帳を消可申候無其儀宿仕候は、何様之曲事にも可被仰候事

同年(月日不)

不依何者他所より引越候もの有之候は、出所違吟味儘成請人取其節申可出事

附り 所出生之ものたり共年久敷他行立歸り候もの有之は可訴出事

同年(月日不)

他所へ罷越一宿にても可仕節は名主組頭は申合外之者共は五人組を相斷勿論歸り候は、其届可仕事

附 江戸並何方にても用事有之罷出候は、其事相濟次第早速罷歸り永く逗留いたすべからざる事

同年(月日不)

浪人旅僧修驗替女座頭物貰ひ徘徊いたし押て宿をねたり合力を乞村々難儀いたし候由に付罷越候は、差押へ早々可訴出

事

附り 兼而御取締に付組合も定り候間諸入用者無宿之分は高割可致事

文久三年九月(孝明天皇十四代將軍家茂)

有馬遠江守様被成御渡候御書付寫

萬石以下屋敷内長屋其外貸置候もの並由緒不知浪人又は駈與致し候受人も無之中間小者等一切さし置申間敷候右に付ては何れも組支配之者急度申渡厚く世話いたし此節より嚴敷相改候様可被致候若胡亂之者差置候段外より相顯れ候におゐては急度可及沙汰候條可被得其意候右之通り去る酉年相達候處今以内弟子等之名目にて由緒不知浪人も等同居爲致候族も有之哉に相聞候以外に付御目見以上以下とも頭支配より夫々申渡し長屋にさし置候者は勿論地借のもの迄も壹

人別に相改め身元等不儘成體之もの一切さし置申間敷若由緒有之候敷又は同居等爲致候は、生國並名前歲月等相記し有無とも頭支配より早々大目付御目付に相達自今以後毎年四月書出し可申候尤此度御番方御府内晝夜廻り被仰付候間胡亂之者見懸次第召捕又は討捨時宜に寄疑敷場所於有之者踏込違穿鑿候筈に候間頭支配にて精々世話いたし取締行届候様可致候若隠し居候者於有之者急度御沙汰に可及候

右之趣萬石以上以下之面々へ相達候間萬石以上之面々家來末々に至迄身分紛敷もの同居等不差置様嚴敷申渡且家來ども内用向有之國元より出府市中逗留致居候ものも有之不取締に付自今可成大屋敷内えさし置候様可被致候  
右通通萬石以下之面々へ可被達候

同年同月

有馬遠江守様被成御渡候御覺書大御目付廻狀

覺

一 是迄諸藩士並浮浪人等諸家へ立入暴論を唱候より被惱慮候次第之儀有之候間以來右様之儀無之様被仰出候事

一 諸藩士堂上諸家へ立入候儀以來各藩にて役の人員相定名前傳奏え差出置其他之輩猥に立入有之間敷被仰出候事

右之通京都より被仰出候間其段相心得且人員名前等傳奏衆へ差出候節其都度々々名前書添届可被申聞候

右之趣萬石以上之面々へ不洩様早々可被相達候事

是より以下年號月日不分明

公裁秘記拔錄

百姓町人へ御觸之事

一 都て道中往來いたし候もの宿々え對しがさつ成義不致荷物貰目も彌改所におゐて相改候間御定の通相守可申候

一 百姓町人賣荷の分宮門跡方堂上方其外重き家柄の會符手寄を以借受致往來族も有之趣相聞候已來宿々へ役人差出相



改若紛敷會符荷物は留置奉行所に於て嚴敷可令吟味條紛敷會符決而相用申間敷候

- 一 往來之旅人より宿役人は勿論馬士人足並旅籠屋等え對し不法之義於有之は奉行所へ訴出候筈に候間兼て其旨可存候
- 一 川々渡船之義川會所え相掛り川越人足相雇順々に越立可申筈之處近來は川越共遠方迄出迎旅人を欺過分之賃錢酒手等ねたり取旅人も川會所へ掛り候而は出水之時節又は夜越等は危故人足不差出砌川越共え直相對を以いたし候趣相聞候依之以來は往來之旅人川會所え相掛り人足相雇川越可致候尤極之賃錢之外酒手等ねたり候敷又は此已後旅人と直相對いたし候はゞ御仕置被仰付候段嚴敷申渡候間相雇候人足酒手等ねたり候共聊も不差遣川役人共之内え其旨相達し往來可致候

- 一 宿々馬士人足等旅人え對し定賃錢之外酒手等ねたり旅人難儀致し候由相聞候以來右體之ものは嚴敷御仕置被仰付候間其者名前次宿之役人共へ申達候共又は御料は御代官役所私領は領主地頭役人え申出候共道中奉行え訴出候共可致候
- 一 東海道筋宿々之内祝儀取と唱江戸京大阪其外より持出候通し日雇人足より酒手等ねたり取候由通し日雇人足共も途中にて病氣等之節は右祝儀取世話致し候故常々酒手等遣置儀も有之趣に相聞不筋之事に候人足稼之もの共若道中にて病氣等之節は問屋役人へ申聞候得ば差支之儀無之條以來祝儀取杯と唱候所行不致様に急度申付候間酒手等遣置儀致間敷候

- 一 右通し日雇人足共儀宿々にて不法不束之儀も有之趣相聞不届候以來右體之儀於有之は當人は勿論請負候者迄可爲曲事候急度可相儀候

- 一 右之通寛政元年相觸候處近來又々猥に相成殊往來之旅人宿驛間之村々或は神社佛閣參詣等に事寄門前茶屋等え止宿致し候者共も有之趣相聞候宿驛之外一切止宿致間敷候此旨相心得彌寛政度相觸候趣急度可相守もの也

月日

右之通可被相觸候

公裁秘記拔錄

五街道通行之諸家は御觸拔錄

先觸いたし候處人馬差支候旨を申又は問屋宿役人不居合旨申之或は酒手等ねたり惣て旅人え對し不法之筋候而難打捨候は、御代官所は右役人私領に候は、其所之役人え申居候とも名前等相糺道中奉行え申聞候共可被致事

公裁秘記拔錄

尋申付候ものえ過料申付方之事

欠落人尋申付候義其者之親類組合村役人え尋候定例にて近き親類に候其他領之ものえは先は不申付且又欠落いたし候當人より目下之親類えは決而尋方不申付事に候落着之筋御下知にて重立候ものえ過料錢何貫文其外之もの共は急度叱りと御附札有之節其重立も有之候は欠落人之親類之事に候親類えは尋不申付節は名主兩人以上有之候共筆頭之名主え過料申付名主庄屋も無之村方に候は筆頭之組頭敷年寄之内え壹人過料申付候  
是者秋月勇之進從來取計來候内評定所一統之心得に候

公裁秘記拔錄

五街道通行之諸家へ御觸之事

道中宿々之もの不埒之儀有之候節は旅人に寄其所之間屋年寄等二日路も招呼又は訴訟之爲に附添參り儀も有之由相聞候假令宿々のもの不届之仕形有之候共問屋年寄招呼候而は其宿人少に成御用も差支申事に候間向後は問屋年寄等招呼候儀は不及申訴訟之爲に附添參候事も相止させ其趣をば道中奉行え被申達奉行より詮議之上急度可申付條可有其心得事

公裁秘記拔錄

五街道通行之諸家え御觸拔錄

往來之面々家來共雇之ものに迄駄賃旅籠錢等無相違拂候様に急度可被申付候旅籠錢不相應減候は、相洩或は無相違請取候由證文仕らせ相拂さる輩も有之由相聞候向後右之通儀にも於有之は是又早速道中奉行え可申訴之由宿々え申渡候間可有其心得事

寛保律拔録

欠落致候者之儀に付御仕置之事

一 請合人も無之欠落者を圍置候者 過料  
寛保元年 欠落者欠所に可成家屋敷を隠置にをいては

名主役儀取上 料 五貫文  
家主 過 料 五人組  
重 過 料 過 料

同四年 夫家出致行衛不相知者之妻外え縁付度旨願出候於ては家出致候月より十ヶ月過候は、可縁付旨可申渡

公裁秘記拔録

五街道通行之諸家え御觸拔録

往來之面々其家來並未々雇之人足迄近年も主人之權威を以道中にて非分之仕形等有之或は猥に手代りの人足を取り或は自身に可持道具をは人足に爲持其ものは馬駕籠に乗り賃錢をも不拂又は宿々之者え對し非分之儀共申掛若宿々之もの申旨有之候へばあたをなし候由相聞不届之至に候向後は江戸京大阪にも雇人請負之ものえ申渡人足請負候度々人足共に急度申付右之通之不届若無據子細之手代りの人足取之又は馬駕籠等に乘候節は御定賃錢無相違拂之旅籠錢之儀等も是と同敷少も非分之儀仕らせ間敷候自今已後不法之族も有之は道中宿々にて改之家來並雇之者たりとも主人之姓名其もの姓名承糺し或は其役人重立候ものへ斷候上早速道中奉行え相訴様申渡候間詮議之上當人は不及申請負人迄急度可相答條其旨を可被存事

公事方類集拔録

亂心者欠落歸住

書面庄兵衛致欠落候段不埒に付急度可申付候得共病氣體之病氣差發前後不辨罷出本心に成立歸り候段無相違問答之沙汰は、不及願之通歸住申付親類付役人えも以來可心得旨申渡一紙證文取之可被棄出候以上

子六月

## 第六款

### 風儀第一

凡そ世の人風俗即ち慣習を認めて道理とすること多し故に世の治安を謀るには風俗を變するより先きなるはなし  
此編録する所の教令の旨は道德品行を鼓舞して淫風等を變するに在り

慶長十年八月十日（後陽成天皇  
二代將軍秀忠）

條々

- 一 於殿中形儀以下慮外の體於有之は見合次第其人へ相斷可致言上事
  - 一 於殿中一所に寄合高雜談有之者申斷可致言上事
  - 一 御前近所におゐて高聲是又其人に堅可申斷事
  - 一 御給仕并御取次の當番之人御蔭の御奉公令油斷付ては可致言上事
- 附 當番の者長袴を爲持可相詰事
- 一 團扇象戲しなひ打扇子きりすまひ以下於有之者可致言上事
  - 一 御内書相調惣て書物所へ寄べからず并御用の儀にあらずして硯をかすべからず若濫の族有之ば堅可申斷自然令用捨於者祐筆も可爲曲事矣
  - 一 祇候之人御座敷其外ろりなと仕儀堅可申斷事
  - 一 掃除以下堅可申付事

附 小便所の外小便すべからざる事

右條々堅申渡若於無承引者急度可致言上自然令用捨以來偏聞候におゐては權阿彌曲事たるべき者也

同二十年三月晦日(後水尾天皇 二代將軍秀忠) (此年七月十三日 元和と改元)

駿府の町司彦坂九兵衛光正城下の神踊を禁す是れ巫呪の民を欺く故也今日太田備中守資宗安藤治右衛門正次に各五百石を加へ賜ふ

元和元年五月十五日

條々

- 一 大ひたひの事
  - 一 大なてつけ大すりさけの事
  - 一 下髭をき候もの事
  - 一 大刀さし候もの事
  - 一 長わきざし指候もの事
  - 一 朱さやさし候もの事
  - 一 大つば大角鐙さし候もの事
- 右七箇條相背輩於有之は其身は籠舎主人は爲過料銀子二枚宛可出之但下ひけ置候者の儀主人爲過怠銀子三枚可出之事
- 一 於腰掛高聲高雜談仕候者之事
  - 一 同あたまつゝみ候者事
  - 一 腰掛にふせり又は鏡を見并足をなげ出し居候者事
  - 一 道路に立候て往還をさまたけ並大手橋に立欄干によりかゝり居候者事

- 一 腰掛にて誦舞小うたうたひ候者事
- 一 高もゝたち取候者事

附 高もゝたち取候者供に召連候者之事

右六箇條相背者於有之は其身に申斷無承引輩は主人之名字を尋もし不申付者則とらへ可籠舎主人は爲過怠銀子五枚宛可出之事

- 一 たばこ吸候者見合に可成敗事
- 一 小者草履取絹布類着候者於有之は其身の衣裳をひき取へし主人は爲過料銀子二枚可出之事
- 一 御目付面々御法度之旨申付候儀致違背其上令雜言自然刀に手をかけ候者則斬罪たるべし同主人は過料として銀子五枚可出之事

一 諸ヶ條の中科之輕重雖被仰出罪科於及數度は其主人可爲曲事夏

右條々堅被仰出之訖但御本丸之者は可爲各別者也

右於西丸被仰出(元和九年四月二十八日にも是と大同小異の教令あり)

寛永元年二月初日 (三代將軍家光)

此春より諸國伊勢躰はやりの遊びを制禁せらる

同年五月廿五日

覺

- 一 二 汁 五 茶
- 一 酒 三 献
- 一 肴 二 色

一 木具之振舞可爲無用但珍客並祝言之坐敷は各別也  
一 數寄屋之事

同六年(月日不分明)

覺

一 於殿中に歌高聲相撲停止の事

一 大鬚たて髪朱鞘の大小殿中へ停止の事

附 下乗橋より内覆面頭巾停止の事

一 前髪有之小草履取御城内へ召連候事可爲停止事

以上

同十三年九月十九日(明正天皇三代將軍家光)

松平(伊達)陸奥守忠宗襲封の時領國え出せし新令諸法度拔錄

振舞二汁五菜諸外かたく無用の事

附 木具臺の物金銀の類大酒無用の事

同十九年(月日不分明)

岡山法令掟拔錄

諸勸進停止の上は取持輩可爲曲事候

寛永年間(年日不分明)

板倉政要掟書拔錄

不寄女子男子人賣買の事堅停止也若聞出候者賣手の家屋敷召上令嗣所其身は籠舎申付可令殺害候賣候者急に親所へ可返

無親者親類所え成共可遣之又無縁の者に候は買主方より取戻居所は其者之可任心に買候代物者買手の可爲損其故は人賣買背御法度候て依買候科買申代物は可爲損失事

附 女子等傾城遊女成共其身又親類の合點にて金銀取候て遣候者奉公人の作法に可仕候年月の極は可爲書物次第事

正保五年(後光明天皇三代將軍家光)月日不分明

覺

町人伊勢參大山參の者共蒲團を重ね敷馬に乗其上結構成體をいたし參申間敷候絹袖毛氈の外敷申間敷事  
右者二月二十五日御觸連判

慶安元年四月廿七日

覺

- 一 五月節句の甲結構に蒔繪梨子地筆物絲類仕間敷候縦何方より御誂候共仕間敷候御城様へ上り候甲者不苦候事
- 一 小簇の儀絹布一圓仕間敷候布木綿者不苦候事
- 一 如何にも倉相成人形二つ三つ有之甲者不苦候事

(承應四年四月にも是と同文の教令あり)

同年六月廿七日

覺

一 町中盆の燈籠此已前より如被仰出候結構仕間敷候勿論作物並絲類金物金銀の消付候事漆の類にて燈籠拵商賣堅仕間敷事

一 御城様へ上り候燈籠大名衆より御誂候者金銀の消付候事は不苦候  
但絲類漆候類金物堅仕間敷事

一 町中にて鼠火りう勢其外花火の類仕間敷事

但川口にては格別の事附近辻角力爲取申間敷事

同年十二月十九日

一 如例年正月の破魔弓はま矢並羽子板金箔蒔繪金物絲類少しも付申間敷候勿論商賣物にも不及申仕間敷事

一 上りには不苦候事

一 前々より如仰付候正月者水あひせに笠鉾並大勢寄合候て少成夥敷風情仕間敷候ゆかたにて無事無之様に可仕事

一 正月の左巻杖に薪澤山に積重たき申間敷事

一 正月の門松十五日迄置可申事

同二年正月廿三日

従前々如被仰付候町中にてたこ上候事堅御法度に候間家持子供の儀者不及申借屋店借の者迄入念爲申聞たこ上させ申間敷候事

同年二月六日

萬石以上之面々悉登城被仰渡覺

自先年幾度も者停止の儀被仰付の處に其外分限に不似合萬事結構仕者申事沙汰の限に被思召候御掟を不用不届の族御構被遊間敷儀に候得共天下の奢又面々の爲をも被思召重て所被仰出也自今己後堅く守儉約奢申間敷儀也已來於相背は急度可被仰付と云云諸大名平伏して退出す

同年同月十二日

如前々ひいなの道具に蒔繪並金銀の箔付結構に仕間敷事上の候雜の道具者格別之事

同年七月八日

覺

町人並下々召仕之者辻立門立仕奉公人其外往行の者に慮外成儀又者喧嘩口論仕間敷候自然喧嘩口論など仕出候は、其町々の者早々出合無事に可仕事 附り諸商人奉公人には不及申町人等至迄商物下直に付候とて惡口申間敷事

同年同月十五日

覺

町々の内にて躑なといたし候迎必留間敷候盆にはいつも賑ひ躑候まゝ踊可申候但喧嘩口論無之様に可申付候町中觸事の儀に者無之候町中の衆月行事其心得可被仕候事

同三年二月十五日(四代將軍家綱)

家中祝言の時可相守儉約聲入身振廻兩度の外は令停止畢三千石以下引出物一腰たるべし兄弟を初大身小身によらず道具の取替し堅禁止の上は縱令他人として樽肴の取遺不及沙汰事但外は老中組付は組頭可仕差圖事

同年九月十八日

九箇條の内

異様の風俗をなし不形儀の體いたすべからず刀脇差衣類以下諸人の目に不懸の様可相嗜之勿論召仕の輩に至まで堅可申付事

同年十二月十六日

覺

木具 盃の臺 へき折 重之物

右杉にて堅仕間敷候向後檜木にて可仕者也

同五年二月三日(此年九月十八日承應と改元)

覺

- 一 町人長刀並大脇差さし奉公人之にまねを仕かなわさる體をいたし我さつ成儀を申慮外不法成儀仕候者於有之は御目付衆御廻御見合次第御捕被成候間左様に相心得家持者不及申店々の者下々迄可申聞事(慶安元年二月二十二日にも是條と大同小異の教令出づ)
- 一 町人召仕の若き者紗綾縮袖羽二重ひら龜屋絹袖其外巻物の類襟帯にも仕間敷事
- 一 振賣札なしの者御改に今日より與力衆御出御捕被成候間兼て相心得札なし之振賣出申間敷事

覺

- 一 此度若衆歌舞妓御法度に被仰付候に付町中にて歌舞妓子の様成悴抱置金銀を取申間敷事
- 一 町中にてばいた女前々より御法度候間抱置申者候は、女主者不及申其家主迄急度曲事可被仰付事

覺

- 一 跡々御定の通風呂屋遊女三人より外抱申間敷候勿論ゆな他所え者不及申風呂屋仲間えも遣し申間敷候若し相背申候は、急度曲事可被仰付事
- 一 鐵砲洲にて風呂屋焚候は、遊女置申間敷候前々より御定の通遊女三人置候は、他所にも風呂焚可申事

承應元年六月廿五日

堺町歌舞妓法度に被仰付躰子共悉元服させ野老とす是町奉行石谷將監神尾備前守依下知也此故は去頃於大坂定番保科彈正忠宅にて松平準人(町奉行)植村帶刀(大番頭)歌舞妓子の盃論にて討果さんとす一座の歴々押留之密事に仕と云とも江戸中之上下聞之又頃年在江戸諸大名及旗本の健士翫之事法に過たり是喧嘩の基なるべしとて此如

同三年十一月八日

只今の大庄屋大形惡習にて小百姓の手前其外萬事横道成事數多有之由聞へ候是以郡奉行仕様惡と存候萬事打はまり末々の儀迄自身承申付候は、か様には有間敷を上下遠して大庄屋まかせに仕紛敷故横道のおこりを此方より教候と存候事然る上は大庄屋なしに仕五村七にても組合候て用の儀有之は其庄屋へ申遣候は、調可申候又者出入たと仕候共右の村組中としてあつかい可申候不成時は郡奉行へ可申候但大屋なくて不成子細候は、萬事只今の郡奉行心得にては大庄屋なくは成ましきと存も可有之候心得を仕かへ候は、可成と存候事只今の太庄屋共正路成者又は横道なる者書付可上事

同年十一月十二日

群飲亂舞停止の事

同四年二月十五日(後西天皇 四年將軍家綱 此年四月十三日 日明曆と改元)

前々より如申觸候三月節句の雛に金銀の箔並ひゐなの道具蒔繪坏いたし結構仕間敷事御城様え上り申候雛の儀格別の事其外より御誂候共堅仕間敷事

(明曆二年二月十六日にも是と大同小異の教令あり)

明曆元年五月

覺

跡々より御法度の通狂言盡御大名御屋敷方え御呼候共同公仕間敷候勿論衣裳結構成物着せ申間敷候其上人多におこりたる狂言仕間敷事放下御屋敷方え被召寄候とも放下の外かぶきの眞似島原の體少しも仕間敷候狂言盡の者縱令一兩人御座敷方より御呼候とも罷越島原の眞似仕間敷事

同年十二月廿二日

覺

- 一 如前々正月の水溢せに笠鉢以下仕大勢寄合噪敷風情仕間敷候如何にも言事無之様に可仕事

- 一 正月の松筋十五日前は此方より一左右次第取可申事
- 一 左義長に薪澤山に積重ね焼申間敷候

同二年正月四日

覺

- 一 正月水あひせの事面々屋敷の内にては家の者共水あひせ候事は苦かる間敷事
- 一 町々の者共出合町中には水あひせ其上湯風呂を召連入候事堅く無用に可仕事
- 一 水あひせ候とて喧嘩口論仕出し候は急度曲事可申付事

右之條々可守之若狼の輩有之は急度曲事可申付者也

同年同月六日

跡々より御法度に被仰付候通町中にて子供たこのほり堅上させ申間敷候尤商賣にも拵賣申間敷候若相背申候は急度可被仰付候間左様に相心得可申者也

同年二月廿四日

覺

跡々如申觸候ほう冠り類覆面彌法度候間編笠の下又は編笠なしにも堅仕間敷候並結構成風俗致におこりたる形仕間敷候御横目衆御出被成御捕其者曲事に被仰付候間彌町中借屋店借等に至まで念を入爲申間左様の儀爲致申間敷事

同年四月十三日

毎年如申觸候五月節句の甲結構に仕間敷候勿論作物造花糸類金物金銀の箔漆を付商賣仕間敷候如何にも龜相成人形一つ二つより外付け申間敷候若相背結構成甲拵へ商賣いたし候敷又者町中に立置申候者有之候は其主者不及申家主五人組月行事迄急度可申付事

同年五月二日

覺

甲の事結構に仕商賣に仕間敷旨如例年之先日も相觸候所猥に有之由に候此上結構成甲以下商賣に仕候者えは家主共に急度可申付候勿論結構成甲小箆吹貫等立候事堅可爲停止候 附節句に人形多操りからくり拵致人集於有之は當人は不及申五人組迄可爲曲事

同年六月二日

- 一 今月四日より觀世太夫勸進仕候間町中火の用心随分入念可仕事
- 一 淨瑠璃放下其外見世物之分能有之内一切仕間敷事
- 一 能若相延申候は聞合能御座候節は何時も淨瑠璃其外見物堅停止に可仕旨町中の者え可申渡事

六月

右者六月二日御觸町中名主月行事手形差出す

但太田備中守様御屋敷之裏の方にて能有之

同年十二月六日

- 一 従前々如申觸候正月のはま弓はま矢並羽子板金銀の箔蒔繪糸類漆を付堅商賣仕間敷候若相背候は穿鑿の上急度可申付候間左様に相心得可申事
- 一 正月の水あひせに大勢寄合候て少しも噪敷風情仕間敷候面々屋敷の内計にて家々の者共計にてあひせ候儀は苦かる間敷事
- 一 町々の者共出合町中にて水あひせ其上湯風呂へ召連入候事堅く無用の事
- 一 正月の筋十五日前は此方より一左右次第取可申事



一 左義長に薪澤山に積かさね焼申間敷事

(明暦元年十一月十一日にも是と大同小異の教令あり)

同五年三月十二日

大きな釘隠大きな引手障子金減金など結構に仕間敷候縦令何方より御誂候共結構に致申間敷候其上上方他國え商賣物誂候共左様相心得可申事

同年六月廿五日

覺

跡々より度々風呂屋ともに申渡候通吉原町御立被成候に付彌當月十六日切に遊女の分町中御拂被成候自今以後風呂屋に遊女隠置候は五人組は不及申其一町の者に御掛可被成候間町中致齋議若只今まで隠置候遊女有之候は早々拂可申候少も相背申間敷者也

同四年(月日不) (此年四月十三日)

(分明) (日萬治と改元)

寺社參詣町寄見物湯風呂え入並遊女其外不形儀停止之若相背重於有之は可爲曲事尙々作法しだらくに無之様專可相嗜事  
萬治二年正月十七日

覺

一 町中にて子供たこ上候事前々より法度に申付候處頃日者猥に候向後可爲停止並たこを作商賣仕候者可爲曲事  
一 辻立門立致人寄仕儀是又可爲停止事若於相背は急度曲事に可申付者也

(萬治三年四月二十二日にも是と同文の教令あり)

同三年十月廿五日

備藩典刑中横目共え被仰聞御口上の覺拔錄

不形儀或は法度を背き或は男道の耻辱有之候て異見かゝはらざる者可有之は直に可申上候事

同四年正月(此年四月二十五日)

(日寛文と改元)

銘々召置候下女御法度の大巻物等の帯ゑり仕候は見付次第髪をそり可申候男有之は髪のはへ申間養手有之ましく候則男養候へと可申付候法度をむかせ候過代に候又出替りに手形を以て召置候事先年被仰出候へ共しかと御法立不申候間今急度銘々心得可申候事

同年二月十三日

町中にてはいた女抱置候儀前により堅く御法度に被仰付候自今以後一人も抱置申間敷候若脇より於相聞は當人は不及申家主迄急度曲事に可被仰付候間左様に相心得常々五人組合無油斷詮議可仕候事

寛文元年正月十五日

被仰出拔錄

下女はしたも盗等仕候ても女の義公儀へ申上候を遠慮仕候と聞召候習あしく成候心得とこなひの様に思召候間向後は番頭共承届科の輕重に隨ひ可申付旨被仰出候

同年十二月廿二日

覺

一 諸見物芝居物仕候者は堺町葺屋町木挽町五丁目六丁目此所にて可仕候自今以後他所の町中にて堅仕間敷事  
一 勸進相撲前々より町中にて御法度に候間彌其旨相心得町中にて爲致申間敷候 附めつた的町中にて爲仕申間敷事  
勸進能仕候者於有之は町年寄方まで相斷可申事

同年十二月廿三日

覺

一 はいた女の類一切置申間敷候旨數度町中へ雖相觸候際置候もの有之由に候彌吟味仕置候者於有之は早々御番所へ可申上事

一 ばいた女御番所へ駈込候はし其女身まゝに被成候間早々可申上事

一 先日も如相觸候町中茶屋煮賣仕候者並振賣之煎賣夜に入堅商賣仕間敷候御改の衆御廻り被成候間相背候者急度曲事に可被仰付事

同年(月日不分明)

覺

跡々も度々如申付候辻鞠辻相撲辻立堅仕間敷候若相背辻立辻鞠辻相撲仕喧嘩口論仕出し候はし當人は不及申其所の家主急度可申付候間左様心得可申候 附方々廣小路に萬商賣物自今以後堅置申間敷候猥に違背仕においては是又急度曲事に可申付事

右は六月九日御觸町中連判

同二年正月六日

覺

一 町中表裏の松饒明七日朝取可申事  
一 町中にて左義町長前々より堅御法度に候間一切仕間敷候若背き左義長致候はし其町之者共御穿鑿之上急度可被仰付候間左様に相心得可被申候以上

町年寄三人

同年正月

申渡覺

一 堺町葺屋町木挽町五丁目狂言つくし仕形舞せつきやうのものとも金銀之杖拵突其上唐おりなと着審申候間自分以後左様の風情仕間敷事

正月十八日

一 野老共棄物にて方々ありき候由被聞召候間自今以後馬駕惣てわきありき仕間敷事

一 葺屋町川岸端に罷在候一錢ちや屋向後置申間敷事

正月十九日

一 野老とも宿方々に有之故吟味難成候はん間堺町葺屋町なひし木挽町五丁目之内え之早々宿替可仕候彌仕形舞仕形せつきやう狂言つくしの分屋敷方は不及申町方にて一切脇ありき仕間敷事

正月廿日

右四ヶ條奈良屋え其町々名主月行事並勸進本被呼被申渡候

同年五月四日

覺

度々被仰付候處々於今町中にはいた遊女の類隣置候由被聞召候間家持の儀は不及申借屋店借等まで成程念を入組切に吟味仕一切隣置申間敷候若左様の者隣置臨より於申出は當人は不及申家主共に急度曲事に可被仰付候間名主月行事五人組立合組切に吟味可仕候節同過候は連判の手形取可申候間油斷有間敷候以上

町年寄三人

同三年五月廿日(靈元天皇)

(四代將軍家綱)

今年始て殉死御制禁の趣被仰出之

覺

殉死はいにしへより不義無益の事なりといましめおくといへども被仰出無之ゆへ近年迄腹の者餘多有之向後左様の存念可有之者には常々其主人より殉死不仕候の様に堅可申含之若以來於有之者其主不覺悟之越度たるべし跡目の息も不令押留儀は不届可被思召者也  
右の趣雅樂頭口上を以て申渡之

同年九月

振舞膳部の覺

一 御鷹の鳥拜領披の時老中於招請檜之木具盃臺三迄は不苦三汁十茶(向詰香物)吸物并肴五種(押共)但内々にて披之時又は老中招請たりといふとも常の振廻には可爲塗膳向詰は無用の事  
一 雖爲國持大名不時の振舞は二汁七菜たるべし小身の面々は縦兼日より雖爲約諾此數量を用へし總て後段吸物肴等も軽く可仕事

附口振廻の刻又は常にも杉重の菓子可爲無用折櫃物不苦事

一 組中振廻又は相役人等寄合の節は二汁五菜に不可過事

九月 日

同四年五月廿七日

一 町中に表棚に茶屋構にいたし女を差置商賣仕候由自今以後は堅無用に可仕事

一 町中にさ敷女を抱置こさやと名付女有之由自今以後は左様の商賣仕候もの一人も差置申間敷候事

右二ヶ條の趣名主五人組切々立合互に吟味仕町中に一人も差置申間敷候若於有之は可爲曲事

同年九月七日

町中毎夜七八人連にて挑灯を持たねたき念佛を申歩行もの有之候間町々にて吟味仕自今以後左様成者出不申候可仕候

若相背候は、曲事可被仰付旨御公儀様より被仰付候間町年寄衆にて町中被申渡候  
同五年十一月九日

覺

一 前々よりばいた女御法度の旨數度相觸候得共町中ばいた女隠居候者有之由に候就夫自今已後は新吉原町之者町中にてばいた女見出し次第其家主並其町々名主方々相斷置其上兩御番所へ御訴訟申上旨新吉原町之者共に被仰付候間若町中にて紛敷女新吉原の者共見出し家主方より相斷候共ねたり者に取なし候様仕間敷候被相斷者共御番所に罷出申分可仕候此旨違背不仕候様町中家持者不及申借屋店借地借等迄急度相守可申事

一 町中差物屋所々大小によらず宮を拵置賣買仕候由自今以後は左様成宮拵置賣買不仕候様に指物屋共に可申候若宮誂候もの有之時は月番の町年寄方々參何方にて誂候由斷を申帳に付其上にて宮拵遣し可申事

同年十二月廿四日

覺

町中にて水あひせの事此以前より如相觸候親類縁者並召仕の者迄銘々屋敷之内にて水あひせ可申候他人は一人も出合申間敷候尤笠鉾作り者以下何にても一切仕間敷候家持は不及申借屋店借召仕等迄堅可申觸候若相背候は急度可被仰付候

十二月廿四日

町 年 寄 三 人

附 錄

寛文十二年迄同斷

同六年三月九日

覺

今度於湯島家持の町人遊女持候者を乍存店を借御穿鑿の時かくし争ひ證文などいたし其上顯れ候に付家屋敷御取上江戸

追放被仰付候向後家持の面々彌店衆と相改遊女持候者不罷在候様可致候事

同年六月十一日

覺

町中に似せ野老をこしらへ付髪裝束持参いたし方々へ参又借裝束杯にて狂言爲致候由相聞候自今以後改之左様の者於有之者捕可差出候若臨より相聞候は、家主五人組可爲曲事もの也

同年八月廿三日

申渡拔録

出家の中或は老人或は病者或は無才又文盲なる者は取わけ不便の事也惣して坊主たるもの邪法だになさづば墓守と心得て養置へき事口附愚癡の僧侶俗をすゝめて急に佛法をそしり神儒に入る事なかれ已と智ありて善惡を見しり邪をすて正におもむくをゆるし候へば此頃は心なきものおもむるにすゝむるの由甚以無用の事なり君子不言の徳あり人をみちびくに徳を以てすときく其語を用ゆるは末なる事

同七年七月六日

覺

今度在々處々多く松かざりを仕正月をいわひ申由にて江戸近邊の町屋迄其通に正月をいわひ申由相聞候就夫御代官所にも無用に可仕候旨被仰渡候間江戸町中にて右之通正月をいわひ申事堅無用可仕旨町中家持者不及申借屋店借等迄可申渡もの也

同年十一月朔日

覺

一 はま弓結構にいたさず仕られ候様に可仕候

但人形作もの等は一切無用たるべく事

一 五月もてあそびの甲いにしへのことくかぶり候様にこしらへ人形作物可爲無用

但甲にたて物は不苦候惣て結構に不可仕事

一 商賣のひなの道具結構に不仕輕可致事

以上

同八年二月廿八日

禁裏仙洞御所方守護之御條目拔録

左義長御作法迄にちいさく被仰付並盆の燈籠輕有之様に可然事

(慶延令條録記には輕くいたし上られ候様慶に可然事とあり)

同年三月十五日

覺

一 町人刀帯之江戸中徘徊彌堅無用たるべし但免許の輩者制外の事

一 町人に家作並衣類諸事相守儉約成程輕可仕事

一 何方より蒔繪道具雖誂之惣梨子地惣金の粉だみ惣切金の道具向後不可仕之事  
右之通町中急度可相觸之自今以後違背之族於有之は可被處嚴科者也

書留

此節より脇差一尺八寸に限り候由

同年同月

覺

一 新吉原家作嫁娶振無惣ての儀江戸町中之法式承り合隨其分限に成程輕可仕事

一 新吉原町のもの衣類絹袖木綿可着之事

附 遊女の衣類何地にても可爲紺屋染事

一 新吉原に駕籠にて通ひ候者有之候は、其所へよせ付申間敷候但無理に參者於有之は奉行所え急度可申上事

附 手負有之候は、無際置可申上事

三月 日

一 堺町木挽町見世物不可結構之並惣役者衣類絹袖木綿可着之但舞臺衣装者平島羽二重絹袖可爲紺屋染物紫裏紅うら紫頭ゆぬひの類停止の事

附 舞臺にて縮緬木綿之幕不苦但紫縮緬者無用の事

一 人形裝束不可結構何にても金銀の押箔可爲無用

但大將人形計るほし金銀不苦事

一 堺町木挽町野老舞臺之狂言仕廻奉公人は不可出會尤雖爲百姓町人狼參會長坐いたさせ間敷事

附 棧敷に幕簾彌懸間敷事

三月 日

右之通向々御觸有之

同年同月

一 町人家作致輕少になけし杉戸付書院くし方彫物組物無用床縁さんがまち塗候事並に唐紙張付停止の事

附 遊山舟金銀の飾り座敷の内繪書申間敷事

一 嫁娶の刻萬事成程輕可仕事

附 刀脇出し候分無用の事

一 町人衣類上下隨其分限儉約を相守可着之毛織之羽折合羽彌無用之事

附 召仕の者其外輕職人猶以鹿相成衣類可着之事

一 町人振舞成程輕すへし縱雖爲有徳二汁五菜不可過之但家督又者嫁娶の時者伺名主可請差圖事

一 金銀の唐紙はま弓はこ板雜の道具五月の甲金銀押箔一圓無用之事

一 祭禮の渡物不可結構輕可仕事

一 葬禮の佛事有徳の輩たりとも目に不立様成程輕可仕事

右之通江戸町中へ觸聞堅相守候様に證文取置可申者也

同年同月

松平保科中將正之致仕の時土民への教令

一 此以前より被仰出候御制法の通百姓等者不仕農業無油斷進退取立候様心掛可申事

一 庄屋惣百姓共に自今以後不應其身家作不道仕但町筋の町屋人宿仕所者可爲格別事

一 百姓の衣類前の處御法度庄屋者妻子共に絹袖布木綿臨百姓は布木綿計可着之此外者ゑり帶等もいたすへからず庄屋惣百姓男女共に衣類紫紅染申間敷也此外者何色になりとも無形に染可申事

一 百姓の食物常々雜穀を用べし米はみだりに不食様に可仕事

一 名主の食物常々雜穀を用べし

一 勸進能すまゐあやつり等の見物類在郷に留置申間敷事

一 神事の祭禮葬禮年忌の佛事或婚禮諸事の祝儀等に至迄百姓に不似合結構仕間敷事右の趣堅相守候様に庄屋百姓入念

常々相改可申若違背仕者有之候は、庄屋五人組より所の奉行代官え可申達候際置候は、庄屋五人組迄曲事可申付者也

同年十月十四日

町中え被仰渡候覺

當春町中え被仰付候御儉約の通彌相守可申候 附裏店に罷在候むさとしたるもの共上下むさと着申間敷候事

同十年七月廿二日

覺

今度遊女の逢穿撃候間町々抱置者候は、召連可罷出候左候は、科を免遊女計取上新吉原え可遣の由若隠置者於有之は其者不及申家主五人組迄急度曲事に可申付候間一町として入念可相改者也

右者七月廿二日御觸町中連判

延寶元年十二月十八日

覺

一 町中にて正月水あびせの事此己前も如相觸候親類縁者計銘々の屋敷の内にて水あびせ可申候他人は一人も出合申間敷候尤笠鉾作物何にても一切仕間敷候旨町中家持は不及申借屋店借召仕等迄少も違背不申様に可申觸候事

一 跡々も相觸候通町中男伊達仕若者有之方々にて理不盡成義申懸あらはれ候由被聞召候自今以後其町々名主五人組立合借屋店借等まで互に吟味仕及見及聞次第左様之徒もの有之候は、御番所え可申上候若脇より顯れ候は、家主は不及申名主五人組迄可爲越度事

十二月

右は十二月十八日御觸町中連判

右同斷御觸年々有之

同七年末十二月二十三日御觸右御文言の内左の一ヶ條増申候

一 水あひせに不限諸事祝儀事に付ねたりか間敷儀申懸候者於有之は其所の名主五人組より早々御番所え可申來事

(延寶八年十二月及び天和元年十二月十八日にも此れと同文の教令あり)

同五年六月十三日

覺

前々より御法度の處町々井江戸はづれ端々遊女多其外奉公人に准へ又小座敷杯と名付遊女の商いたし候もの數多有之由相聞候急度可逢穿撃候間名主家主五人組致吟味左様の者有之は早々可申出候其科を免じ命を助べし若脇より顯におゐては其遊女持は不及申家主五人組まで罪科に行ひ勿論家屋敷可取上之名主は令牽舍追放可申付依之觸しらすもの也

同六年十一月朔日

覺

一 只今迄有來茶屋の外一切茶屋爲致申間敷候若茶屋なくして不叶所候は、奉行所え訴訟に罷出差圖次第に可仕事

一 給仕女持來候者茶屋の分は一軒に女二人より多く者不可差置右之外妻并嫁娘など有之候共一圓馳走に出申間敷候事但みだりに女馳走に出候は、則捕之奉行所え召連候か又者預け置急度申出候様に吉原町の者共申付置候間其旨可存候事

一 給仕女不持來候茶屋の分は向後彌以馳走女一人に不差出置事

一 茶屋女衣裳の儀布木綿之外堅爲着申間敷事

一 茶屋商賣の儀明六つより暮六つ迄可仕候日暮候て一切客置申間敷候縦日の内たりと言共うさん成者茶屋え寄申間敷候事

右之趣堅相守可申若於違背者其者之儀は不及申家主五人組名主至迄曲事可申付者也

天和二年八月十二日(五代將軍家綱)

第六款 風儀第一

覺

- 一 茶屋に給仕女は勿論警妻たりとも一切不可差置候事
  - 一 茶屋其外於何方にも請人無之輩何者にても一夜の宿も致間敷事
  - 一 町中井所々以前より御法度の通遊女奉公人又者預りものと名付遊女商賣仕べからず事
- 右堅相守可申若其所に有之候段家主五人組不存外より於相知は當人者不及申家主五人組名主迄可爲曲事者也

同年同月廿六日

諸番頭昨日被爲召之以書付被仰渡之趣支配の者の内にも作法風俗不宜者も有之其上奢の様々被爲聞召候萬事慎候儀に可申付候向後不宜の者有之は品により支配方迄急度可申達又は前々通自分の仕置にも可申付於下かはひ置之面々越度可被爲思召者なり

同年十一月

覺

支配の者之内にも作法風俗不宜者も有之其上おこり候様兼々被爲聞召候萬事慎候様可申付候向後不宜者有之其品により支配方迄急度可申達之又者前々の通自分仕置にも可申付候かばひ候はゞ面々越度に可被思召者也

同年(月日不)

祝儀の變應並客に對し出來合の料理出され候儀先年被仰出候御法度の通彌儉約可守候振廻のもやう自然には心得違も有之様に相聞候

貞享二年十一月

御觸

在々にて神事佛事其外何によらず新規の儀堅取立申間敷候並狂言操相撲の類堅仕間敷候若無據子細有之候は、御役所え

訴上得御下知可申候若隱置候て右體の儀仕候は、曲事に可被仰付候事

同四年四月廿三日 (東山天皇 五代將軍家綱)

覺

町中にていきたるいもり又は黒焼にいたし商賣仕候由相聞候向後堅無用たるべく候若相背商賣仕候者は御捕被成急度曲事に可被仰付候間此旨町中家持者不及申裏々迄可被相觸候已上

元祿二年五月廿一日

覺

町年寄三人

町中にて女おどり仕立女子とも召連屋敷方へ遣爲踊候由相聞不届候向後相互に吟味仕右の女とも集置屋敷方えは不及申何方えも一切遣申間敷候若相背何方えも遣し候は、主人は不及申家主五人組井店五人組迄急度曲事に可申付者也

同年五月廿六日

覺

狂言芝居の野郎并浪人野郎又は役者に不罷出候前髪有之もの方々え遣候由相聞候前々より御法度の所に不届に候向後何方えも彌以堅遣申間敷候若相背何方えも遣し候は、主人は不及申家主五人組店五人組迄急度曲事に可申付候間此旨堅可相守もの也

同年十月八日

今度灸針の儀依異説申觸候被遂御會議駿州に在之田口是心と申者特傳候書物相見へ候所望仕者有之に付て寫遣候自作仕たる儀に候は、急度御仕置可被仰付候得共右の分立申候故當人に御構無之候然共向後ケ様の珍敷儀不申觸様可申付候若無據子細有之は其所の奉行役人に斷可任差圖の旨急度可被申觸候右の通御目付衆被申付候以上

同七年三月

浪人

筑紫園右衛門

五五六

此者儀去年夏中馬ものを申由虚説申出し其上はやり煩よけの札並藥の法組を作り實なき事を書付流布いたし重々不届に付て江戸中引廻し斬罪に申付者也

三月

右之通虚説申出候に付斬罪被仰付候間向後か様の虚説不申出候様に町中家持は不及申借屋店がり地がり下々召仕等まで銘々委細に其町々名主月行事随分入念可觸聞候以上

同四年閏五月三日

覺

町中にて大わけ水と桶に書付いたしひしやくにも書付有之由又は番人對之羽織を着せ犬と言寫を役所に付差置候由相聞候桶ひしやくの書付對之羽織着候儀早々無用に仕水差置番人付候儀も目に不立様に可仕候已上右之通相心得可申候併犬之儀廉末に不仕諸事心付いたわり可申候此旨町中不殘可被相觸候以上

同七年七月十九日

覺

頃日所々廣小路へ毎夜大勢集り相撲取り候の由相聞候前々よりすまひ堅停止候處不届に候若相背相撲取候者有之候は、捕急度可申付もの也

同八年八月廿四日

覺

前々相觸候狂言芝居野郎者浪人野郎又者役者不出前髪有之者并に女の踊子かけま女方々え遣し候儀堅御法度に候間向後右の者共一切何方へも遣間敷候旨相觸候處に頃日少々外えも又者船にても右の者共出候由相聞不届に候彌以向後右の者共何方えも遣不申勿論船にても堅出し申間敷候若相背もの有之候は、見合次第捕之其もの之主人者不及申家主五人組迄急度曲事可申付者也

同九年八月十七日

覺

一 酒に酔心ならず不届仕もの粗有之候兼てより大酒仕候儀停止候得共彌以酒給候儀人々相觸可申事  
一 客等有之候ても酒強候儀無用に候事

附 酒狂の者有之候者酒給させ候ものも可爲越度事

一 酒賣買仕候者連々減候様に可仕候事

右之通急度可相守於令違背者可爲曲事

寺社奉行 町奉行 御勘定奉行

右之面々支配々々御觸候様に申渡候

口上にて申渡候覺

御留守居 大目付 御目付 諸番頭

當番之役人中

一 右書付の通相觸候惣て酒給候儀上に御機嫌被成儀に候間面々慎候様により、可被相違候組支配有之方者それ、に慎候様可被申渡候以上

同十年正月八日

第六款 風儀第一

五五七



覺

一 前々も相觸候通狂言芝居野郎并浪人野郎之儀御法度候間彌相守何方えも堅遣申間敷候若相背何方えも遣候は、其主人は不及申家主五人組迄急度曲事可申付者也

一 狂言芝居え不出者大勢申合方々え参り役者之をく藝仕候由相聞候間向後大勢爲申合何方えも堅參間敷候若相背參候は、其者は不及申其主人又は家主迄急度可申付候事

右之旨堅可相守者也。

同十二年四月廿五日

覺

前々より御法度の通茶屋に遊び女堅差置申間敷候紛敷女有之候は、向後は折々人を廻し相改之急度可申付候以上

同年同月同日

一 前々も相觸候得共女踊子彌抱置あるかせ申間敷事

一 堺町木挽町野郎月額前々より定有之候間兩町の野郎彌以定の通髪うすく可仕候兩野の野郎脇々え不遣候に付藝有之もの常の町人に成屋敷方え歩行候由相聞不届候左様の族一切無之様に可仕事

以上

四月二十五日

右御觸の上町年寄衆え名主月行事參請判いたし候

同十四年五月

御門番辻番へ申渡候覺

先年申渡候通酒酔の儀書付の趣彌相守可申候向後酒酔と相見へ候者通候は、見送り候て不致酒狂候様可仕候以上

同年十二月三日

覺

ばいた女遊女の類町中停止の旨前々より相觸候處此頃者徘徊致候様相聞候間近日與力同心差出捕之詮議の上當人者不及申家主共に曲事可申付候間名主五人組切々致吟味無油斷可申付若隠置外より相知候は、可爲越度者也

同十六年二月十一日

新庄土佐守石川監物御役被召放閉門被仰付因茲諸番頭左の通申渡之

今度大久保半左衛門不届に付て切腹被仰付候兼て組中不宜者有之におゐては申上候様にと被仰出候處半左衛門事常々不仁義風聞有之候得共其分に差置候段不念に付頭新庄土佐守并組頭石川監物御役被召放閉門被仰付候此以後何も組中の儀彌作法能様に念を入申付若不届の族有之におゐては致言上候様可相心得者也

同年十一月廿八日

覺

今度地震に付色々虚説申あるき候者有之よし不届に候間向後左様の者於有之者早速捕之月番の番所え召連可來候以上

同年十二月廿三日

覺

一 家作の儀前々も相達候通彌輕向後居屋鋪下屋敷共に一通り輕相見へ候ても手の込たる作事可爲無用事

一 歳暮年頭惣て祝儀の取かわし隨分輕可被致候着等も鯛鱸にかぎらず何肴にても輕取かわし可被致候菓子類も献上の外杉檜の重可爲無用事

附 献上の外白木の臺可爲無用若無據節何木にても可被用候事

一 衣類の儀有合に可被用候小身の面々者髪斗目又者定紋着不致候ても不苦候事

附 又者は右に准へく事

- 一 年頭其外諸儀の振舞たりといふとも輕可被致候常體の料理も輕くいたし白木具の類可爲無用事
- 一 風つよき時分は在宿致縱年禮たりといふとも可有延引遅成候分者不苦候事

右之趣堅可被相守候以上

十二月

右御觸の趣從町御奉行所被仰渡候間町中も此旨相心得急度相守り可被申候以上

町年寄三人

同十七年二月十八日(此年四月十三日寶永と改元)

覺

- 一 献上物たりといふとも結構成菓子入盃の臺糸花の類無用之事
  - 一 献上物にも三箱に金銀の金物無用之事
  - 一 新規に珍敷仕出し候菓子類且又唯今迄拵來候共手間取候品向後無用之事
  - 一 火事羽織頭巾結構無之様火事場の纏に金銀の類用申間敷事
  - 一 能々裝束甚結構成も相見候間有來分者格別向後輕可仕事
  - 一 はま弓菖蒲甲束帯のひいな并ひなの道具結構に仕間敷候鼻紙袋ふくさ香包多葉粉入其外もて遊物に金銀の金物同消金砂のるひ用間敷事
  - 一 但ひいな并ひなの道具の儀當年は最早拵可申候間是は來酉年より書付の通可相守事
  - 一 女の差櫛かうがひに金銀の金物無用候最蔭繪類も結構成仕方無用之事
- 右御用の品者格別其外者堅拵申間敷候但定の外結構に誂候方有之候は、町奉行所へ相同可請差圖候於相背者可爲曲事候以上

風儀第二

寶永元年六月七日(東山天皇五代將軍綱吉)

松平(伊達)陸奥守吉村元録十六年襲封翌年入部之時出せし條令拔錄

- 一 振舞者一汁三菜酒三献祝儀等饗應といふ共不可過之但外人之會合者二汁五菜たるべし勿論木具臺之物金銀消之類堅停止之事
- 一 屋作之營並音信贈答嫁娶之儀式應分限可用儉約事
- 一 諸侍男女共に行儀を正し風俗猥りに無之様に可相嗜事

同三年六月十六日

覺

- 一 女踊子爲致徘徊間敷旨前々相觸候處近年猥に成不届に候向後女踊子彌令停止候并娘と申成屋敷方町方え遣し候儀も有之趣粗沙汰有之候是又右同前事
  - 一 前々相觸候通奉公人又は綿摘と名付遊女け間敷者彌町中に差置申間敷事
  - 一 狂言芝居之野郎浪人役者并白人にて致狂言候者方々あるき候儀制禁之處又々所々致徘徊由相聞不届に候向後狂言芝居の野郎彌以堅外えあるかせ申間敷候且又浪人役者白人の由にて申合致狂言あるき候者彌令停止事
- 右之趣町中家持并借屋裏々之者迄申合名主五人組家主組切に逢吟味右類者一切差置申間敷候此方より人を廻し左様之者於有之は及見聞次第可召捕間堅可相守之若相背者有之は早々可申出候隱置外より相知候は、當人は不及申家主五人組名主迄急度曲事可申付間可存其旨者也

同年七月四日

覺

一 於町々女踊子の師匠致候者今度令停止間其旨を存踊子の指南致し候もの男女にかぎりず向後町中に差置申間敷候事  
 一 比丘尼之中宿いたし大勢人集杯仕もの所々に數多有之由是又停止候間自今以後比丘尼宿堅仕間敷候  
 一 遊女ばいた指置間敷旨前々より相觸候處に比日ばいたあるき候より相聞不届に候彌以堅可相守事  
 右之趣町中家持并借屋裏々之もの迄急度可觸知候此方より人を廻し左様之族有之は及見及聞次第可召捕間若相背者於有之は早々可申出之際置外より於令露顯は當人は不及申五人組名主迄可爲曲事もの也

同四年七月廿二日

前々より辻相撲辻踊令停止處比日猥に町々にて踊有之様相聞不届に候間組之者共相廻し左様之族於有之者召捕之曲事に可申付候最辻相撲之儀も右同前之事に候條町々之者共月行事持無油斷可申付候様急度可相觸候以上

七月

右之通被仰出候町中不殘急度可相觸候少も油斷有間敷候以上

町年寄三人

同年十月十一日

覺

町中にはいた指置申間敷之旨度々相觸候處今以あそび女之類抱置武士屋敷方えもばいた連歩行候由相聞不届に候借屋裏々迄念を入途吟味左様之者不差置様に可仕候此上相背においては家主五人組名主迄越度可申付候間此旨町中可相觸候以上

同五年四月八日

覺

頃日町方え遊び女綿摘みと名付かくし置外えも遣し候様に相聞候前方も度々相觸候處に不届候向後左様成類差置候者有之候は、曲事に可申付候間此旨町中急度可相觸候以上

同年五月九日

覺

宮地其外於所々芝居致座元候者并役者又は町人之内にて奉行所え無斷只今迄は芝居取立候得共向後右之者共月番之番所え相斷差圖を請可申候若無斷芝居取立又は役者仲間に加り候は、急度曲事に可申付候  
 右之趣町中可相觸候以上

同年十月十四日

覺

町中にむいた差置間敷旨度々相觸候處今以奉公人綿摘杯と名付遊女差置候もの有之候由相聞不届に候人を廻し相改賣女際置候者有之者詮議之上當人は不及申家主五人組名主迄其科に隨曲事に可申付條此旨町中急度可相觸もの也

同年十二月廿三日

覺

頃日町方にて御小人目付由名乗酒など好給候由に候自今以後左様之族有之又は悪け間敷儀申者有之候は、其所に留置月番の方え可訴來候若其通りにいたし置脇より相知候は、可爲不届候此旨町中不殘可相觸候以上

十二月

右之通町中家持は不及申借屋店借裏々迄爲申聞此旨相守尤町々名主月行事印形を持明後廿五日四つ時樽屋所え可被參候

同六年六月廿日(六代將軍家宣)

町年寄三人

覺

町中遊び女綿摘杯と名付隠居候儀前々より停止之旨申付候處頃日猥りに賣女差置候様に相聞不届に候人を廻し左様之者有之は家主五人組迄曲事可申付候條此旨町中急度可相觸候以上

同年七月六日

覺

狂言芝居野郎并狂言に不出前髪有之者外に堅遣間敷旨前々より令停止候處頃日右之族方々々參藝いたし候由相聞不届に候向後木挽町塚野郎子供は不及申役者共又は素人にて藝いたし候者一切外々參間敷候此以後相背におゐては可爲曲事候間此旨町中急度可相觸候以上

同年四月七日

(中御門天皇  
六代將軍家宣)

御留守居々

覺

所々御門番所にて振廻け間敷事有之様に相聞候向後料理等は不及申菓子にても出候儀且又御門番被勤候に付ての付届音物堅無用に可被致候以上

四月七日

大目付々

覺

所々御門番所にて振廻け間敷事有之様に相聞候向後料理等は不及申菓子にても出候儀堅無用に可被致候以上

同年三月廿日

(此年四月二十五日  
日正徳と改元)

覺

遊女賣女堅差置間敷由前々より度々相觸候處此頃辻々に賣女多く集居候由相聞不届に候依之此間夜に入組同心相廻し男女召捕牢令申付置候向後毎夜同心相廻し見合次第召捕可申候其節は女之宿は勿論家主五人組共に曲事に申付其所之名主可爲越度候間此旨町中急度可相觸候以上

正徳元年五月廿七日

覺

近き頃町方にて疱瘡願立之由にて小兒順禮之體にて佛詣致且又町中難合いたし候由相聞候小兒之輩宿題之子細に付神佛參詣致又は難合之事三月節句之頃は已前も有之候得共小兒異體之衣装にて佛詣いたし常々難合もて遊候儀不宜事に付停止可申付旨被仰出候間小兒異體之裝束にて神佛詣いたし候儀并常々難合堅仕間敷候人を廻相改違背之輩有之は召捕當人は不及申家主五人組迄急度可令沙汰候條此旨町中可相觸者也

同年八月廿七日

町中賣女を隠置候儀前々より停止申付候處頃日右之類多有之夜中屋敷方へも遣候由相聞不届之至に候人廻相改左様之者有之は家主五人組迄越度可申付候此旨町中可相觸候以上

同年三月三日

(七代將軍家繼)

覺

町中端々遊女差置間敷旨前々も相觸候處頃日所々遊女有之由新吉原之者共も訴出不届之至候人を廻し相改遊女差置候者有之候はし召捕僉議之上當人は不及申家主共曲事可申付候名主五人組無油斷遂吟味可申候若脇より相知候はし名主五人組可爲越度者也

同年同月廿六日

觸拔粹

遊女之儀最前相觸候得共今以密々に有之様に相聞候彌致吟味差置申間敷候若此上差置吉原之者共改出捕來候はし御書付之通り遊女は吉原之者共に爲取家主五人組は不及申名主迄越度に可申付事

同年同月廿八日

近年以來世間之風俗追日候て萬事様子結構に成り其上諸物之價も次第に高直に有之候付て御旗本之衆中大身小身によらず平日の御番御役等も相勤がたく在番又は遠所御使等の節は一入被及難儀候事

前御代之御聽にも達し御代始御條目之中えも其旨を被載候といへども多年風俗今に至て當時の格式の如く成來候ゆへ人々分限不相應之儀と被存候事も一人として相改難き所も有之候共相見へ候然るに只今上御幼稚之御事に候得者此節之儀者各相互に大切の時に候所に若又勝手不如意等の事により候て御奉公も相勤りかたく候におゐては尤以本意を失ひ残念之至候御成長の御時を奉待候て御奉公被相勤候迄の間は何様にも取續れ候様に可有之候事は又相互に奉望之儀たるべく候然れば御番方者御番限り番頭組頭中僉議有之諸御役人中は御役限りに同役中僉議有之支配有之衆中は其御役に附候事は不及申支配中の事に至ては各其格式其分限に相隨ひ諸事に就て無用之物入無之御奉公相續かるべき存寄共委細書付を以て其面々より可被差出候書付之趣を以て宜議定の上相達候條々可有之候間各可被待其意候以上

同年(月日不分明)

海舶互市新例拔録

長崎表地下の風俗しるべきもの共は毎事に奢侈を好みかるきもの共は多分は産業に懈り候を以常に貧窮に相苦しみ候由を訴申事に候我國異國通商の地として年々其利をわかち得る事天下に其比類なき事に候上は奉行の面々各其奢侈を禁じ其産業を勤められ候におゐては貧窮に苦しみ候に至るべき事にあらず候依之今度御沙汰の次第は毎事地下人に各其所を得候ための事共に候間此旨を存ぜられ宜敷遵行あるべき事

享保五年三月廿八日(八代將軍吉宗)

覺

一 前々より新吉原之外賣女指置候儀御停止に御座候處頃日は別て猥りに罷り成り所々に隠し遊女指置候由に御座候依之觸書差出候とにて相改右商賣之者召捕御仕置可申付候則觸書案一通奉掛御目候以上

享保五年三月

中山出雲守  
大岡越前守

右之書上に觸書相添子三月廿日戸田山城守殿え上る控觸書左に記之

一 町中に隠遊女指置候儀前々より停止之處頃日猥りに成り所々に遊女有之由相聞不届候何役組之者密々廻し又者新吉原之者共にも爲改召捕遊女持主は勿論其家主共に家財致欠所往還に三日晒し候上追拂へし或は其時之品により屋敷をも取上可申縦遊女持付け間候とも密に於訴出は其科可免事

一 所々茶屋と遊女持と申合茶屋に遊女差遣し若爲致候由相聞候不届候向後右之仕形於有之は致茶屋もの家財可取上候但其客女共に留置御役所え密に於訴出者其科可免事

一 新吉原之外江戸町中え遊女の請人人主に立又者肝煎遊女奉公に遣候者重き過科可爲差出候事

右之趣堅相心得向後名主五人組遂吟味町中遊女指置申間敷候相背におゐては其所の名主五人組急度可申付候以上

享保五年三月

遊女請人に立候者前々過料申付候得共家財二分一取上可申哉と子十一月相伺翌年丑之十月又候請人に立候一通り之儀彌家財三分二取上可申哉と相伺候處伺之通りにて御下知相濟此以後定格に罷成候

是は子十一月竹島町清右衛門方賣女一件御仕置大岡越前守より水野和泉守殿に相伺候

右御書付子三月廿八日戸田山城守殿中山出雲守御渡被成候即刻出雲守方にて奈良屋市右衛門え町觸之儀被申付候由寫來

大岡越前守懸り

本所松坂町徳右衛門店

七 左 衛 門

重て御渡度之場所に隠し遊女指置候は、急度可相咎旨申聞候上過料

同年同月同日

覺

一 町中に隠し遊女指置候者前々より停止之處獲に成所々に遊女抱へ置商賣致し或は所々茶屋と申合遊女を指遣し茶屋に於て商賣致し候者有之由相聞不届に候自今組之者態々廻し又は新吉原の者にも改させ右捕遊女持主は勿論其家主共に急度可申付候たとひ遊女仲ケ間茶屋仲ケ間に候共訴出るに於ては其科可免事 二葉前此條と同意の觸書あれ共文章に小差あるを以て煩瀆を厭はず登錄す

一 新吉原之外江戸町中に遊女之請人人主に立又は肝煎遊女奉公に遣し候者於有之は可爲曲事(上)

右之趣堅相心得向後名主五人組遂吟味町中に遊女指置申聞敷候於相背は其所之名主五人組急度可申付候以上

享保五年三月

右御書付子三月廿八日戸田山城守殿中山出雲守に御渡被成候則出雲守方にて奈良屋市右衛門申渡町觸申付る

同年六月廿一日

覺

於町中辻相撲辻踊停止之旨前々より相觸候處比日猥に成候様相聞不届候組之者共相廻し左様之族於有之者召捕曲事可申付候尤家主迄可爲越度候條町中不殘可觸知候以上

六月

右之趣從町御奉行所被仰渡候間町中不殘入念可被相觸候以上 享保四年七月二十八日にも此と大同小異の教令あり

同年七月廿八日

隠し遊女御仕置之儀當人並家主等其所に晒置或は何程嚴く御仕置被仰付候共とかく絶申聞敷様に思召候間多くなり不申様に相心得致吟味候様にとの思召に付此度遊女一件御書付之趣に御仕置被仰付候由右之思召之程を被申聞候旨享保子五月二十六日有馬兵庫頭殿御口上にて御申聞候事

一 此度隠し遊女指置候者共之儀當五月御仕置相濟候格之通り相心得過料可被申付候

一 先達て御仕置相濟候節は名主書付を持參江戸中之名主へ見せ候得共此度は名主五人組共に不及其儀候

一 隠し遊女抱置候女共は新吉原之者え取せ可申候女一人宛年季三年に相定可相渡候右年季明にて親元或は親類之内に請取度由申者有之候は、年季明候遊女主人召連町奉行所へ訴出候様に申付訴出候は、双方承届無相違候は、於奉行所右女可請取者へ相渡可申候又者年季明あるも親類等に可請取もの無之候て遊女儀も相對之上直に可相勤旨申候は、其段も町奉行所へ女召連可訴出候是又双方承糺し主人遊女相對次第に仕候様に於奉行所に可申付候  
右之通相心得可被申付候以上

享保五年七月

右は子之七月二十八日大岡越前守詰番之節戸田山城守殿御渡被成候

同六年閏七月七日

覺

一 吳服諸道具書物類は不及申諸商賣もの菓子類にても新規に巧出し候事自今以後堅く停止たり若無據子細有之は役所え訴へ出ゆるしを可請仕出事

一 諸商物之内古來之通にて事濟候處近年色品を替物數寄にて仕出候類は追て遂吟味停止可申付候間兼て其旨可相心得事

享保六年丑閏七月

右丑閏七月七日御用番水野和泉守殿御渡被成候寫中山出雲守えも遺す翌八日町年寄喜多村彦兵衛へ寫相渡し町觸申付る  
同年閏同月

御觸

百姓共並子供耕作は不精にいたし遊事に掛り不似合風俗をまなひ候儀堅仕間敷旨被仰渡奉長候事

同年九月廿八日

覺

隠し遊女御仕置之儀只今迄當人並家主は家主は家財計不殘取上候付遊女致商賣候者は家財脇に預け置其所には當分之物  
斗指置候由に御座候間家財不殘取上候ても痛に罷成候家主も右同様の由に御座候依之自今遊女持候當人並家主は身體不  
穉建家共に被取上可申候哉

右之通奉伺候以上

享保六年九月

中山出雲守

大岡越前守

右丑九月二十八日御城え持参加納遠江守殿え指出候同十月五日右伺之通自今可相心得旨遠江守殿御申被渡候事

是より以下は翌年の事なれども前後の事相連續せるが故に茲に録しぬ

町中におゐて隠し遊女御停止之旨前々も相觸候處今以不相止不届至極候自今召捕候は左之通り申付候にて可有之  
候

一 隠し遊女商賣いたし候者店に指置候は其屋敷並家財家藏ともに公儀え取上げ可申候

但遊女商賣いたし候當人は家財不殘取上百日之手錠にて所え預け置隔日之封印改

一 地主は外に罷有屋守計差置候共右同斷

但家守へ家財不殘取上百日之手錠にて所え預け置隔日之封印改

右今日より三十日過候は役人并新吉原町之者相廻し遊女商賣いたし候もの相改召捕候は右之通り可申付候然者其節  
之品により吟味之上遊女持候當人は死罪流罪にも申付家主五人組者是又其節之品により右に准し重く申付候にて可有之  
候間其旨相心得町中可觸知者也

右者享保七年寅八月八日町觸案加納遠江守殿え上る右書付遠江守殿御披見之上御用番安藤對馬守殿えも認差上候様に被  
申渡尤町觸之儀申付候様にて即日御申聞翌九日中山出雲守方え樽屋藤左衛門呼出し右書付寫相渡町觸申付候事

同年十一月廿六日

親類又は仲間間出合の節覺

一 祝儀に付出合の節

吸物

肴

取肴

一 一汁三菜

此内一菜は魚類にても平生より心を附候儀勝手次第  
外に

香物

吸物

肴一二種

料理數堅右より過不申候様に相心得可成程軽く仕候様に且又後段並濃茶等出し候儀は勿論無之筈之事

但有合の時分菓子は一色程は時により出し可申候

一 麵類出申候節は料理相止可申候所望の者斗え小付食香物茶は一出し可申候

但吸物有右に准し可申候

一 親類等えも右の段急度申付置先様にて急度右之通相心得先様えも參候節萬一定を背候儀も不仕様に相心得可申候

右は御側衆被仰聞候趣に付申合候

享保六年十一月

右の通御側向の衆え御側衆被仰渡候

右書付丑十一月二十六日中山出雲守より手紙にて來る

同年同月

新規の諸商賣停止の御書付町觸

覺

一 惣て新規の儀器物織物の類一切仕出候事可爲無用候

一 書物草紙の類是又新規仕立候儀無用但不時候は奉行所え相伺候止可申付候尤當今の儀早速一枚繪等に令板行商賣可爲無用候

右の品々有來切にても最初は仕形の品軽く候ても段々其仕形を替花美を盡し潤色を加へ其費成儀に成候間最初の質朴を用候様可仕候但御役替の儀に付ての儀にては無之候以上

見世物等の儀に新規の事不致候ては如何に候間此段は可爲格別事

一 今度被仰出吳服物諸道具書物類は不及申諸商賣もの草紙類にても新規の事御停止の儀先達て申渡候通りに候就夫諸

色商賣の物とも仲か間を極月行事相立新規の品若拵出候は互に致吟味新規の品も有之は相止させ可申候萬一子細も候は可訴出候

但新書物の儀は追て可申聞候

一 京都大阪其外所々より心得違の新規物差越候は元へ相返し無據子細も候は是又可訴出候

右之通仲か間を極め月行事を定互に吟味いたし候上自然新規の物も有之隠し賣仕後日に相知候は其商賣一組の仲か間の者不吟味の筋を以急度過意可申付候月行事の者別て入念相糺違無之様可仕候以上

同年(月日不)

諸役人非分私曲有之旨訴並裁許仕直し等之事

一 諸役人を始め其所の支配人非分私曲等の儀有之旨訴出候節其役人支配え一通申達尙又不相濟由願出候は先其旨相伺御差圖次第取計勿論裁許之儀は相伺可申事

元文三年

一 奉行所に於て諸役所並私領前々裁許有之て事濟候儀を經年月を右裁許非分之由申立再吟味願出候共取上申聞敷候然共訴訟方儲成證文等有之相手方證據無之先裁許必定過失と相見へ候は伺の上詮議取掛り可申事

但相手方不尋して不叶儀候は評議之上其處支配人或は地頭え一通相尋可申候猥りに相手召寄申聞敷候事

元文二年

一 不願出候共奉行所にて評議之上先裁許改可然儀は伺之上可申付事

同七年二月

捨文之儀に付御觸書

向後屋敷々々え捨文致候は差出に不及候間燒捨可申候此旨可被相觸候以上



同八年五月三日

一 護國寺門前音羽町之儀遊女差置間敷旨前々より御制禁に候處今以不相止猥に遊女指置候段相聞候既頃日隠遊女度々捕之候右之次第有之間敷事に候依之門前茶屋之分不殘相拂地面被召上候間此旨護國寺之可申渡候尤町奉行えも右者享保八年卯五月三日水野和泉守殿御書付御渡被成候

一 護國寺門前音羽町に遊女差置間敷旨前々より御制禁之處今以不相止遊女指置既頃日隠し遊女度々召捕候左様には有之間敷儀に候依之門前町屋不殘被召上取拂成候其段可被申渡候  
右之通寺社奉行え申渡候間可被得其意候以上

享保八年五月

右書付卯五月三日水野和泉守殿御渡被成候に付同日音羽町町人共呼出し右御書付之趣申渡す

右同日根津宮永町町人共呼出し此度音羽町之儀取拂被申付候宮永町之儀も重て遊女を差置候は、音羽町之通り取拂可申付候間遊女を指置不申候様に可致旨申渡す

同年六月晦日

覺

子供翫ひに致候人形八寸より上仕出し不申金入並純子糯珍縹子金絲縫入之衣裳金銀之彩色等彌以致無用都て結構仕出し申間敷候惣て翫ひにいたし候作り物之類は同様之事に候去々丑七月相觸候處三月雛之節人形作り物に限り候様に存違候者も有之様に相聞候平生もて遊びにいたし候物も右同前之事に候間縦御用之品たりといふ共右之通りに可相心得候若御定之外結構に誂候者有之候は、其段奉行所に可訴出候若相背結構仕出し候か隠置商賣致し候は、其組合之月行事は勿論一組之者迄可爲曲事者也  
右觸書案卯六月晦日有馬兵庫頭殿え上る

同年七月廿二日

喜多村にて年番名主へ被申渡

申渡覺

頃日町方所々におゐて辻踊仕候由相聞候前々より御停止之所不届之至りに候自今一切おどり不申候様に年番名主より其組合之名主に早々可被申繼候若相背もの有之は其支配之名主迄可爲越度旨被仰渡候間可被得其意候以上

年 番 名 主 中

同年八月廿二日

覺

五月菖蒲甲之節人形類商賣一切無用之段去々年も相觸候處竹之筒に雲手を付臺のことくにいたしつかひ人形體に拵致商賣紛敷候間自今菖蒲甲之節分はつかひ人形も見世賣一切無用に可致候若於相背は急度可申付候以上

享保八年八月

右之觸書卯八月二十二日有馬兵庫頭殿に掛御目候處文言宜敷候間相觸候様に被仰聞候依之卯九月朔日如此相觸候之段水野和泉守殿に認掛御目同日奈良屋市右衛門に觸書一通相渡し町觸申付候

同年十一月九日

覺

根津惣門内町屋隠遊女指置候に付今度取拂被仰付候就夫同所惣門外宮永町私共支配之町屋にて御座候處前方度々宮永町にも隠し遊女指置捕申候此度惣門内町屋取拂被仰付候に付ては右宮永町も同所門前之儀に御座候間一所に取拂被仰付可然奉存候依之奉伺候以上

享保八年十一月

大岡越前守  
諏訪美濃守

右者卯十一月九日安藤對馬守殿え上

同十四日御附紙を以對馬殿下知相濟右寫美濃守え遣之

同年同月廿六日

御附札先取拂に不及候此以後隠し遊女指置候はゞ其節可被伺候

隠遊女

は新吉原町之者改出候分は原原町に三ヶ年季にて相渡其外御役所より改出候分は請人或は親類等に相渡候得共又は遊女に賣遣候類も可有御座候間自今は隠遊女之分都て新吉原町え相渡可然奉存倅依之奉伺候以上

享保八年十一月

大岡越前守  
諏訪美濃守

右は卯十一月二十六日加納遠江守え上る

同九年六月

覺

一 音信贈答嫁娶之規式變應等萬事儉約を可用旨前々より毎度被仰出候彌以右之趣急度被相守猶又此度被出候條々左之通り

一 婦人之衣類近年結構に相見候勿論大名之妻女たりといふとも輕き縫金絲等を用ひ猥りに結構成衣拵被申間敷候殊に召仕之女に至ては猶以上下之差別有之候此度定廻段會中に相觸候間其趣を可被存事

一 新規塗物之事國持大名之調度たり共輕き梨子地蒔繪に過へからず妻女之乗物挾箱長持等之類は墨塗繪之紋より上

の結構いたすべからず其餘之輩は墨塗輕き蒔繪或はいつ懸け等を用ひ乗物は墨塗めし金物又は天鷲絨包挾箱長持之類は黒塗或は溜塗を可用蒔繪之紋無用之事

但湯殿道具類は木地溜塗之外一切いたすべからざる事

一 夜具蒲團或は具桶挾箱之覆唐紙金入之類不可用之長持屏風箱等之覆は絹布又は革を可被用事

一 婚姻之行列供乗物十挺に不可過事

一 祝儀之變應彌近例に隨ひ其内茶數等省略有へし常之參會に大身たりといふとも二汁六茶に過へからず但し香之物共に右之數たるべし惣して吸物肴の料理の茶數に准し可減少事

一 婚姻祝儀物之取かわし近年禮物被仰出候趣に准し可有斟酌事

右之品萬石以上其分限相應を計ひ可被用之候以上

六月

覺

一 音信贈答嫁娶之規式變應等萬事儉約を可用旨前々より毎度被仰出候彌以右之趣急度被相守猶又此度被仰出候條々左之通相心得可被申事

一 婦人衣服之儀此度萬石以上え被仰出候趣に准し彌輕く可被相心得事

一 手道具たり共黒塗輕き蒔繪に不可過事

一 長持眞黒塗無用溜塗木地を可被用事

一 妻女乗物黒塗星金物或は青染産包は勿論とろめん包可被用之眞の黒塗並蒔繪のし金物天鷲絨純子類にて包候儀可爲無用同挾箱蒔繪いたすべからざる事

但塗物等新規に被拵候儀有之通たるへき事

- 一 夜着蒲團並具桶狹箱之覆縹子純子縹珍已上之類可爲無用事
  - 一 長持屏風箱等之覆は布木綿たるべき事
  - 一 婚姻の行列供乗物三挺に過へからざる事
  - 一 結婚之儀小袖一重帯二筋二種一荷を限るべき事
  - 一 祝儀の取かわし刀脇差之代金五枚以下巻物は紗綾縹紗の内二三卷樽代は金五百疋銀一枚に過へからざる事
  - 一 饗應の儀祝儀之節は二汁六菜を限常之參會には一汁四菜に過へからず但香物共に右之數たるべし惣て吸物肴は料理の菜に准し省略すべき事
- 右は五千石以上三千石或は千石五百石夫々分限相應を相考輕重あるべし猶又小身の輩に至ては別て省略いたし可取計之候以上

同年同月

御 觸

在々にて婚禮祝儀等之節右打いたし又は酒をねたり吞其外狼藉成儀有之由及御聞不届に候右體之儀急度相領可申候若左様之儀有之におゐては被逐御詮議曲事に可被仰付旨奉長候事

同年九月

婚禮の砌礫を打候儀に付町觸

町方にて婚禮の砌石を打戸障子等迄打破り理不盡の仕形有之由相聞不届候付今右の類有之者早速捕月番の番所へ召連可來候若其通打捨置候は、後日に相知候共名主五人組迄越度可申付候此旨町中可觸知者也(延享元年にも是と大同小異の教令あり)

同十年七月廿四日

(是れより以下は單に吉原の由來として掲出)

新吉原町由緒

新吉原町の儀御役所に留め無之譯不相知に付享保十巳七月吉原江戸町名主又左衛門え相尋候處左之通書付出に付記之慶長年中までは御城下に定め候けいせい町無之二軒三軒宛所々分散いたし罷在候其中軒を並べ相集り居候場所三箇所有之候

- 一 花町八丁目之邊 けいせい屋十四五軒
- 一 鎌倉河岸 右同斷
- 一 大橋之内柳町 けいせい屋二十軒程

右大橋之内と申候は唯今常盤橋御門之邊を大橋と申柳町と申候は道三河岸之通に御座候其頃京都萬里小路柳之馬場と申處にけいせい屋有之候是は原三郎右衛門と申者天正年中に取立柳町と申候然ば京都之遊女町之名を借用ひ候様に相聞候得共大橋之内柳町と申は其町之入口に大木の柳二本有之候故直に其町之名にいたし柳町と申候右柳町之けいせい屋共は皆々御當地素生之者共にて御座候鎌倉河岸の傾城屋共は御江戸御繁昌に付駿河府中之彌勒町より引越申候麴町之傾城屋共は京都六條之傾城町より引越候ものにて御座候此外御江戸御繁昌に付伏見夷町奈良木辻抔より参り所々に二軒三軒宛けいせい屋は罷在候

- 一 慶長十年之頃御城様御普請御用意付柳町之馬場御用地被召上此所之傾城屋とも悉く元誓願寺前に引越申候此時分は道橋等次第に多く罷成屋敷替抔之御沙汰度々御座候て御江戸日々増御繁昌に付けいせい屋共相談仕けいせい町之場所取立申度由御訴訟申上候得共御免許無御座候
- 一 其頃庄司甚右衛門と申者初て御訴訟申上候趣は京都大阪駿府其外諸國之津湊惣て繁昌成場所に先規より御免之傾城町惣て二十餘箇所有之候然る所御江戸日に増御繁昌候得共未だ定め候傾城町無御座候所々に分散いたし罷在候如此に御座候ては御町中之爲にも不宜事共有之候由申上並三箇條之儀を以御願申上候

一 遊女を買遊び候者遊興好色にふけり身之分限を不辨家職を忘れ不斷傾城屋に入込長居候へ共傾城屋之儀は其者の方より金銀をたに申請候得ば幾日も留置馳走仕候然間をのづから其主人親方え之奉公を欠引負横領致し候事はけいせい屋共金銀に限るに幾日も留置候節と奉存候一け所之場所御定被下候は只今迄有來候所之傾城屋共を一所に集め吟味仕自今は一日一夜之外長留め致させ申間敷事

一 人を勾引候者之儀前々より堅御制禁被遊候所に今以粗有之候當時御府内におゐても人を勾引候程之不届者共有之候其子細は手前困窮成者之娘を養子と名付け賞置成長之後めかけ奉公又は遊女奉公に出し大分之給金を取渡世に仕候様成不届ものかなたこなたよりみめよき娘を五三人宛も養子に仕十四五歳に罷成候得ば右之ごとく奉公に遣し申候實之父母方より申分申來候得ば種々偽を申或は少々金銀を出し申すくめ候實之父母相果候歎又は遠國杯に罷在候得ば己が自由に相計けいせい杯に賣出し大分之金子を取り申候様成不届もの共は人を勾引候事も可仕様に奉存候如此成譯をも存知ながら勾引者養子娘を相對にてけいせい奉公に召抱候もの有之様に承及申候けいせい屋共一所に召集申候は勾引者之儀は不及申養子娘之筋吟味仕左様なるものを奉公に出し候は急度御訴可申上候事

一 近年世上御靜謐に治り候といへども濃州御平均之御事も程遠からず候得は自然は透間を伺ひ悪事を相企可申諸牢人之願可有御座歎と奉存候左様成惡黨之類は人目を忍び住所をも不相定流浪いたし可罷在候遊女屋之儀は金銀たに遣し候へば其者の出所詮議仕候儀は無御座候幾日も留置申候右之ときの族所々方々之遊女屋杯に罷在候事も難計候此外當座におゐて不届仕出し欠落仕候ものなど當分之居所にて遊女度々勝れたる所は無御座候間所々之遊女屋にかゝはり罷在候はたとひ御詮議者たり共たやすく御手に入申間敷奉存候此度奉候願通けいせい町一箇所に被爲仰付被下候は此儀は殊更念を入何者にても見届さるものけいせい町に致徘徊候は其者之出所吟味仕彌々敷奉存候は急度御訴可申上候事御公儀様御廣大之御慈悲を以て奉願候通被爲仰付被下候は難有可奉存候以上

右御訴申上候は慶長十七年之頃と承傳候

一 右之通り御訴申上候得は其節之町御奉行様米津勤兵衛様と承申候御評定所え被召出本多佐渡守様御出座にて御聞届之上追て御吟味之上可被爲仰付旨被仰出候

一 元和三年之頃三月と申傳は右甚右衛門御評定所え被召出本多佐渡守様諸御奉行様御列座にて御訴申上候通けいせい町之場所被爲仰付候間難有可奉存旨被仰渡候其節甚右衛門え被爲仰付候はけいせい町之場所一箇所に被下置候上は江戸御町中之儀は不及申端々に至るまで遊女之類一切差置申間敷候若左様なるもの有之候は甚右衛門並傾城町之者共役目として急度御奉行様え御訴可申上旨被爲仰付候

同時に甚右衛門へ被仰渡候御書付五箇條之覺

一 傾城町の外けいせい屋商賣いたすべからず並けいせい町圍之外何方より雇來候共先々にけいせい遣候事向後一切可爲停止事

一 けいせいの買遊び候もの一日一夜より長留めいたす間敷事

一 傾城衣類惣て縫金銀之摺箔等一切着させ申間敷候何地にても紺屋染を用ひ可申事

一 傾城町屋作普請等美麗に致べからず町役等は江戸町之格式之通急度相動可申事

一 武士商人體の者に不限出所隨にならず不審成もの致徘徊候は住所致吟味彌々不審に相見候は、奉行所え可訴出事右之通急度可相守者也

月 日

一 同時に甚右衛門儀吉原町惣名主相勤右之通急度可相守旨被爲仰付候尤御年頭相勤申候其頃諸奉行様方甚右衛門か異名をきみか御意被遊候古來大人御歴々之御言葉に遊女屋之亭主をきみかて被仰候君親方又遊女長とも書させ申候甚右衛門始之名は庄司甚内と申候慶長十一年之頃横山町に匂崎甚内と申惡黨罷在候て甚右衛門に出入を申掛御奉行所様え